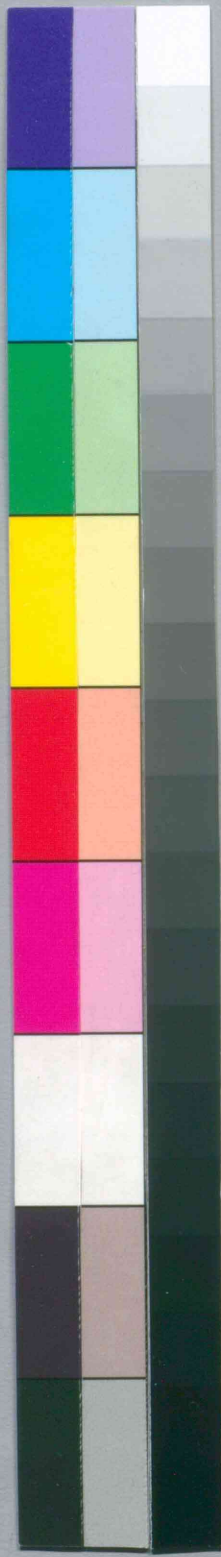
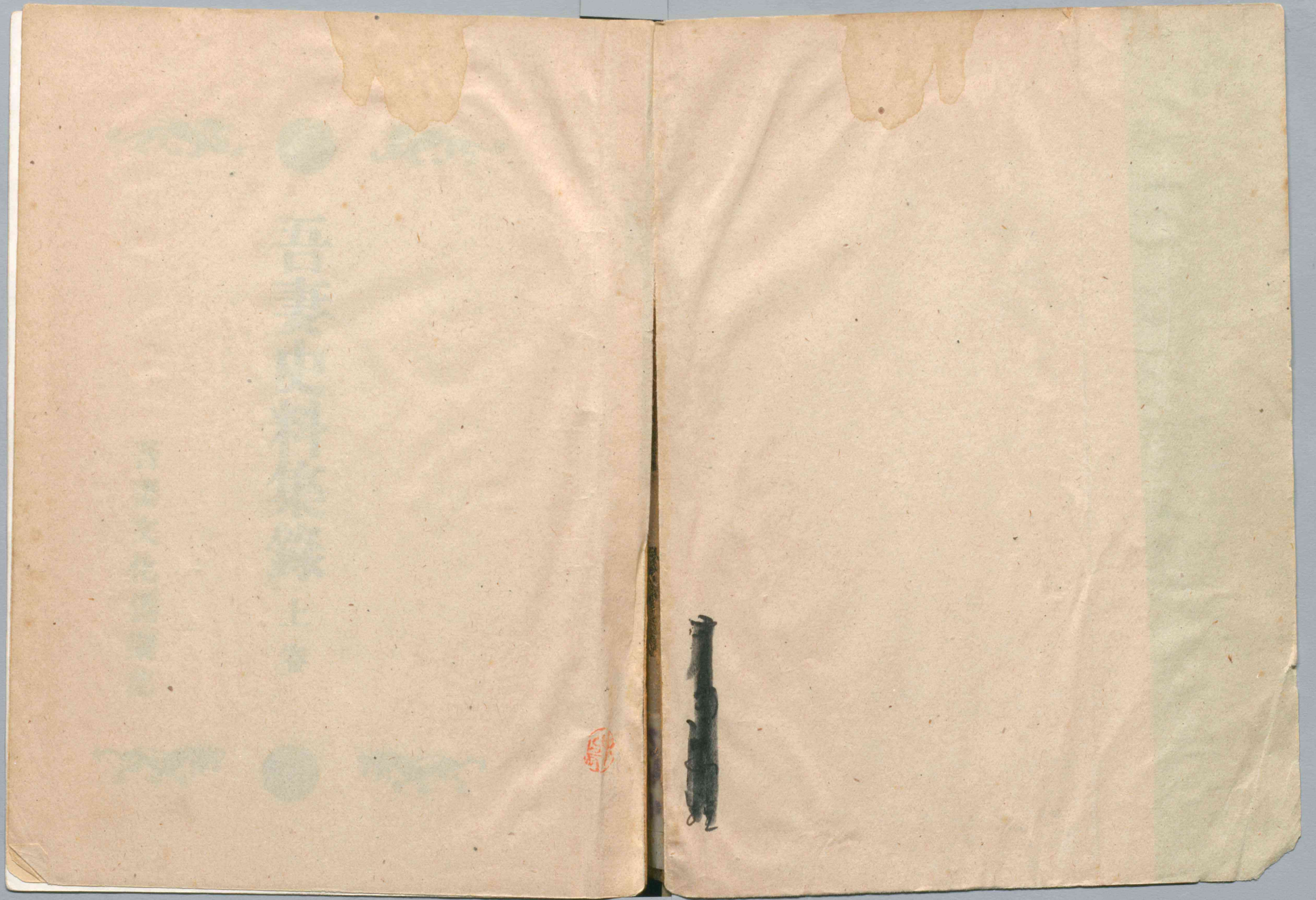


史料集録

146830





K253  
A19  
(1)



吾妻史料集錄

上卷

吾妻文化俱樂部



前事之不  
忘後事  
之師也

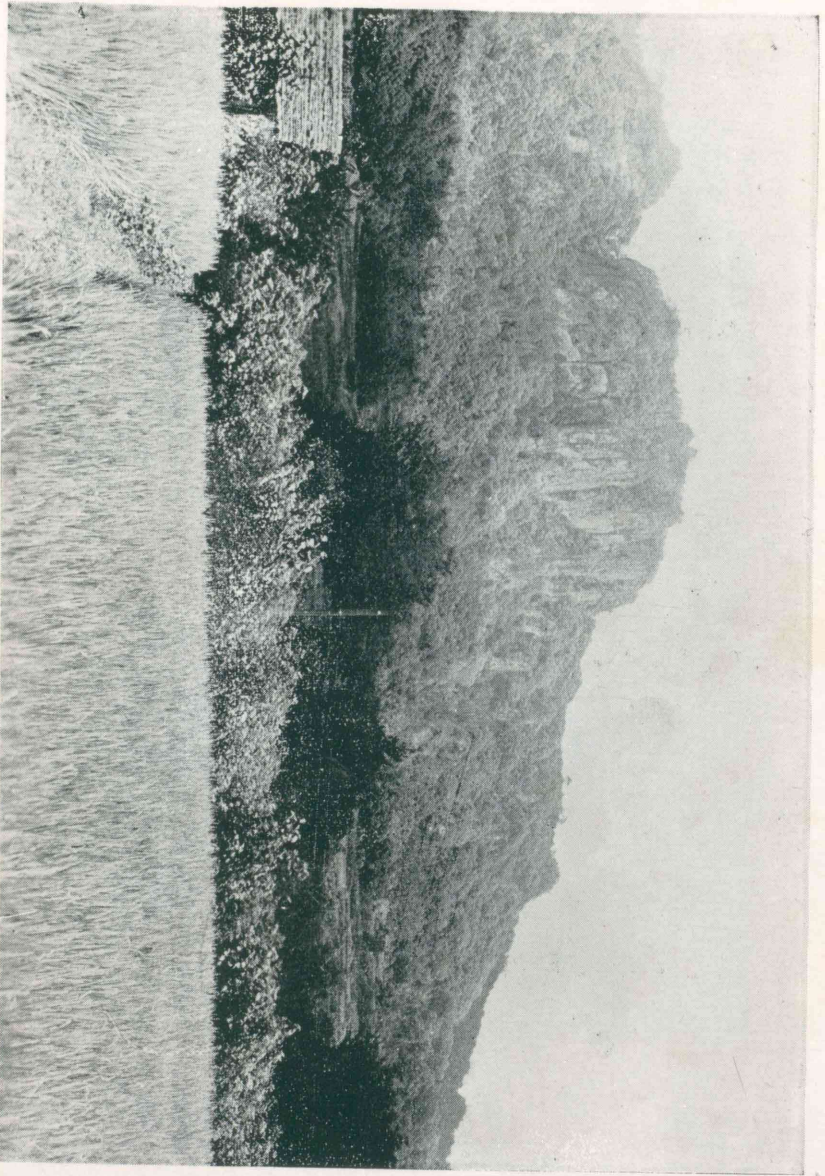
年十二

書



吾妻虫保集卷一

吾妻文外集卷一



景 全 山 檀 岩 蹟 史  
址 城 地 臺 の 右 の 巖 巖 嶮



傳 齋藤越前守基國像

岩櫃城主齋藤氏第六代。永祿六年甲州方眞田幸隆の攻むる所となり  
越後へ亡命す。本木像は善導寺齋藤堂に安置せらる。



吾妻郡略記の著者

上原政右衛門代完の墓

墓は原町善導寺にあり。法名演替義詮暢翁居士。享保十九年八月歿  
行年七十五

吾妻郡略記の著者

上原政右衛門代完の墓

序

吾妻文化俱樂部が、新井信示君編する所の「吾妻史料集録」を  
もたらし、序を求めらる。予これをうけてつらつら本書を熟讀  
するに、我が郷土吾妻が持つ豊富なる文化の傳統が、まことに  
微に入り細をうがって集録せられ、編者の冷徹清澄なる史眼  
と、風致ある文章は、この郷土史をして新鮮なる生彩を放たし  
めて居る。

我等は過去に於て、篤志ある人士に依りて編纂を得た吾妻  
郷土誌及び吾妻郡誌を有し、更に續いて追録第一輯を有した  
が、茲に新井君の手に依り、當然出づるべく待望されたこの集



録を得たことを欣び、而して予自身、光榮ある吾妻人の一員として、君に深甚なる敬意と、萬腔の感謝を捧ぐるものである。本書、必ずや刻下喫緊の重要事たる地方文化振興の面に大なる寄與を果すべく、且又後進を益する眞に意義深き文献ともなるであらうことを、予は確信して疑わぬ。

昭和二十四年九月

群馬縣知事 伊 能 芳 雄

## 序 言

吾妻文化俱樂部が郡の歴史を考ふべき資料として、郡内諸家に秘藏せられる古書古記録類を蒐集して活字本に收め同好の士に頒たうといふ事を企てたのは、まことに時機を得た好箇の舉である。

元來本郡内諸家に傳はて居る郡史資料として、古書古記録は割合に少い。而も異なる名稱を冠しながら内容に於て大部分又は一部分行文まで同じであつたり、頗る似通つて居たりするものが多い。併し又それ／＼に幾分の特色は持つて居るので省略除外するのは惜しく力めて之を収録する事とし

た次第である。諸家秘藏書中「吾妻郡略記」(上卷)と「修驗岩櫃モリガタ語」(下卷)と「天明淺間山津波實記」(下卷)との三つはそれぞれ著者自筆の原本が現存するが、其餘はいずれも傳寫本である。傳寫本には甲家のものと乙家のものとの間に大抵幾分の相違があるので、出来る丈比較して校訂したものを原稿に廻した。此の比較校訂には主として私が當つたが、印刷及出版に關する一般の事項は富澤碧山、小林好三郎、山口武夫の三君が當られたのである。本史料集録の出現により、貴重なる資料の散佚埋滅を防止し、且つ同好諸君子が一々諸家に就いて借覽する不便と、古書、古寫本特有の難讀難解の文字文句に苦しむ事

を少からしめることを得るならば文化俱樂部の本書出版の目的は此に達せられたものである。今本集録上巻の印刷成るに當り其の誕生の次第を略敘して序とする。

昭和二十四年九月

新井 信 示

例言

- 一、本篇には吾妻記、吾妻軍記、吾妻古戦録、原町岩櫃城記録、吾妻傳説、吾妻郡略記、吾妻太郎記を収録した。
- 一、校訂の際難讀の文句は讀み易い様に改めたものもあるが、或るべく原意原本の面目とを失はせない爲めに私意を加へない様に力めた。
- 一、讀下し兼ねた文字、文句又は不審の箇所は其のまゝとして「マヽマヽ」と肩書して置いた。
- 一、不明の文字は口を以て埋めて置いた。
- 一、疑はしき文字文句には(何々カ)等と傍註して置いた。
- 一、(何々缺)とあるは原本の脱漏、又は虫に蝕まれた箇所にして判讀し兼ねたものを示したものである。

吾妻史料集録上卷

目次

吾妻記	.....	(一)
吾妻軍記	.....	(六五)
吾妻古戦録	.....	(八五)
原町岩櫃城記録	.....	(一二五)
吾妻傳説	.....	(一三七)
吾妻郡略記	.....	上原政右衛門代完著 (一五二)
吾妻太郎記	.....	(一八五)

(吾妻記)

# 吾妻記

### 吾妻記について

一、吾妻郡内に舊記「吾妻記」を傳ふるもの稀なり。沢渡温泉福田禎三中之條町大字伊勢町本暮壽雄の二家藏する筆写本の外、未だ発見せられず、こゝに採録するところは木暮本を基とし福田本と照らし合はせて校訂したるものなり。「吾妻古城記」は「吾妻記」の一部を抄録したるところあれば之をも参照したるところあり。別に再編「吾妻記」と称するものあれども内容全然別のものなり。

一、吾妻記の内容は吾妻太郎行盛の事蹟より説き起し、直に戰國時代特に其の末期より安土桃山時代年号にて天正時代最も詳述せられ江戸時代初期沼田眞田家滅亡の時に及びて筆を留む。卷末に「天和三年三月三日迄の事となり」吾妻郡高山村附近よりして郡内諸地方に及ぶ史實なり。

一、吾妻記の著述年次及著者は未だ明かならざれども蓋し加沢記と相前後して世に出でしものならむ。而して著者は内容より觀て昔の上下尻高村附近の者ならむ。或人曰ふ林彈右衛門關係の者林理右衛門ならむと。同好者希くは研究せよ。

## 上野國吾妻記 古集

一、抑吾妻庄は昔年我妻庄司藤原の行重、嫡男吾妻太郎行盛貞和五年五月廿五日御自害被<sub>レ</sub>成御子息太郎殿次郎殿御兩人榛名山にしのびおはします。其頃上野守護は上杉民部太夫藤原憲顯公兩人を被<sub>レ</sub>召出<sub>二</sub>母方の祖斎藤越前守名字つがせ憲の字を被<sub>レ</sub>下斎藤太郎憲行殿と名乗り給ふ。祖越前守御逝去の後は越前守と受領被<sub>レ</sub>成夫より永祿の頃迄十代相續永祿七甲子甲州武田信玄公御領地となり。

一、次男次郎殿は尻高郷を給り憲の字を被<sub>レ</sub>下尻高源次郎憲重と名乗らせ御旗本組に被<sub>二</sub>仰付<sub>二</sub>後に尻高三河守憲重と申代々天正の頃迄十二代相續、一度は甥一度は御舍弟御家督御つぎ被<sub>レ</sub>成候。三河守殿は白井長尾右衛門景春伊玄入道の掎なり。長男左馬之助殿は猿ヶ京要害を退き後閑の惣林寺春朔和尚縁者たるにより、彼寺へ落行天正八年八月日御自害被<sub>レ</sub>成畢、舍弟源次郎殿は白井へ浪人なされ、天正十八年白井落去の節長尾權四郎殿と越後へ御浪人被<sub>レ</sub>成、米澤上杉公御家中に御子孫長尾高苗字御座候。

- 一、眞田安房守昌幸公 慶長十四於高野山 六拾五才にて御逝去
- 一、同 伊豆守信幸公 万治二年十月十七日 九拾四才にて御逝去
- 一、同 河内守信吉公 寛永十一年十一月廿八日 三拾九才にて御逝去
- 一、同 熊之助 寛永十五年 七才にて御早世
- 一、同 伊賀守信直公 貞享四年正月十六日 五拾三才御逝去

吾妻郡

一、岩 櫃城 齊藤越前守次に海野長門守次に矢沢薩摩守 池田佐渡守  
 一、鎌 原 鎌倉大和守次に鎌倉宮内  
 一、柏 原 荒牧宮内右衛門  
 一、村上岩井堂 村上掃部之助次に富沢伊豫守次に同大學  
 一、横尾八幡 塩原源太左衛門次に富沢豊前  
 一、中野條小城 尻高攝津守次に塩谷將監  
 一、西中野條 塩谷日向守次に蟻川入道  
 一、岩 下 富沢伊豫守次に同又三郎  
 一、嶽 山 白久保殿蟻川圖書を被差添置候  
 一、植 栗 植栗河内  
 一、横河辺丸屋 羽尾治部次に湯本三郎右衛門  
 一、長 野 原 湯本三郎右衛門  
 一、須 賀 尾 羽 尾  
 一、大 戸 大戸眞樂齊

我妻七騎

一、三 島 浦野新兵衛  
 一、川 戸 内 出 秋 間  
 一、尻 高 尻高攝津守次に同三河守次に同源治郎  
 一、中 山 中山安藝守御子息右衛門次白井より城代赤見山城  
 一、大 塚 北能登守、但し信幸公奥家老  
 一、須 河 箱 崎 尻高左馬之助、林肥前  
 一、沢 渡 唐 沢 玄 蕃  
 一、齋藤越前守内 大野下野守 峰須賀伊賀守  
 一、尻高三河守内 小林右京 塩原源太兵衛 同源太左衛門 林彈正忠 同彈左衛門 入沢治部少輔  
 一、中山右衛門尉内 入沢右馬之丞 河原田六兵衛 町田九郎兵衛  
 一、大戸右衛門尉 平形 後藤  
 設樂 清水 上原  
 岩 下 村 一、唐沢 玄蕃 澤 渡 村  
 下沢渡村 一、富澤 豊前 山 田 村

一、割田 下總 横尾村 一、浦野平兵衛 原 町  
 一、蜂須賀伊賀 原 町 以上七騎

一、神保 加賀 一、金井 右京 四万寺社平 一、割田與左衛門 横尾村

一、割田與兵衛 横尾高須 一、山口 織部 丹 下 一、山田與三兵衛 四万むら

一、宮崎勘ヶ由 大岩村 一、關太郎左衛門 沢渡村 一、伊能 采女 岩井

一、伊能 左京 岩井村 一、富沢 治部 村 上 一、富沢 主水 嶽山村

一、四万村茂左衛門 四万村 一、湯本九郎右衛門 青山村 一、大河原下総 折田

一、佐藤 豊後 折田村 一、黒崎 常陸 折田 一、蟻川 庄藏 蟻河村

一、狩野 志摩 中野條 一、狩野 和泉 中野條 一、中沢嘉兵衛 中野條

一、市城 主水 中野條 一、小淵 勘助 中野條

是より七騎 是より七騎

一、鎌 原 大 和 一、植 栗 河 内

一、湯本三郎右衛門 一、羽尾 作十郎

一、西 窪 治 部 一、山本市左衛門

一、横 谷 一、飯 塚 出 雲

一、沼 尾 一、田村 雅樂之丞

一、羽 尾 一、折田 雅樂之助

一、高 川 一、同 内藏之助

以上七騎 以上七騎

一、信州上田城主真田昌幸公 禰津一味齊利直入道

禰津は滋野氏より 長野舍人 長野信昌息より 小泉 川原右京 眞里子 河原は私氏より

一、天正元四月十二日甲府武田信玄公御他界御遺言に三ヶ年はかくし置一切沙汰不仕、西上州は先年永祿六甲州御手に付箕輪に内藤修理正在城して政道宜敷引給へば、國中万民安樂に三ヶ年は不事に過けり。

一、天正二年五月十九日眞田彈正幸隆入道一徳齋行年六拾五才御逝去、法名長國寺殿月峯良正庵主と号。次に眞田源太左衛門信綱御家督御繼被遊候。

一、天正三年五月武田勝頼三州長篠合戦に勝利失ひ眞田源太左衛門同六部介其外諸侍悉く御討死被成勝頼公武藤古兵衛に御舎兄の跡を繼せ天正五年頃より眞田安房守昌幸と名乗せ給ふ。

一、同年春頃北條氏政公より白井長尾右衛門方へ被仰遣ひけるは、武田勝頼去る年長篠合戦に付一族家老普代の勇士一万三千討れ一家のまうる忽に衰弱し、諸侍皆力を失ひ当三月、氏政妹を妻室として一門のよしみを結び其上我等幕下

にと有儀成其近辺の諸侍此方へ相付候様に頼候□□は奉公の忠によるべしと被<sub>レ</sub>仰越<sub>二</sub>候。長尾此儀承り村上柏原尻高へ此由被<sub>レ</sub>申遣、尻高は元より伊玄の掣一和せしむるに及ず、越國境可出置旨氏政書面を以被<sub>レ</sub>申遣、又長尾も内談にて様々諫言致し皆々此儀承り小田原一和の心を合せ南方がたにぞなりにける。

天正七年の頃より沼田我妻眞田安房守昌幸公御手に屬し、國中の靜治宜敷御支配被<sub>レ</sub>成御城代には海野能登守す置兩郡の諸士万民此君に心をよせ命をなげ打て度々合戦に勝利を得給ふ。皆々末頼もしく存候。

天正八三月眞田安房守此由開給ひ日頃の約をへんじ敵方に組すること如何なれ、恩をいただいて恩を知らざるは猶ほ木の鳥の枝をからすがごとし。急ぎ退治致すべしとて我妻城代海野能登守方へ被<sub>レ</sub>仰付遣夫より沼田吾妻みだれ、たゝかひ一日も更にやむ時なし。先尻高討取べしと御評定被<sub>レ</sub>成候。

### 尻高左馬之助の事

一、天正八年秋の頃猿ヶ京要害を尻高左馬之助憲治北條氏直により預り、三ヶ年堅固に守り罷り在る所に、去年より新巻小川名胡桃我妻と一味して折々戦ふと雖も、要害能くして恙なし。時に沼田衆悉く北條家を背き甲州方に成り、昌幸公御旗本にて忠節を勤奉る。左馬之助は遠所故諸侍輩一味の談合も申通せず、人々皆敵方に組しければ只舟路に楫をたえ闇夜に燈を消し前後失ひたる体にて有けり。乍去武士の習ひなれば今更弱氣みせずおくせぬふりにて月日送る。此城とかく水とほしきこそ難義なれ。一是を敵に知らせじと折々馬にすそ湯と見せ白米をかけ流して水沢山有る様に見せけり。

沼田城代海野能登守方より今迄降参不<sub>レ</sub>仕、數度の慮外多勢を以て取巻き追々にせめほしい老若男女悉く切べしと僉議して、先遠巻して四方より弓矢鐵砲を打けれ共山河切所の難所なれば力わざにて成難し沼田より御下知に恩田伊賀守は左馬之助妻女のおちなれば罷越て異見可<sub>レ</sub>仕由被<sub>レ</sub>仰付ける則伊賀守城内へ行き此城迎たもちがたし、今降参して大勢をころさんより衆命を助給へ、是名將の法なりと様々諫言申けり。

左馬之助承知して我壹人切腹して城中の者共を助くべしと申し人々を召出し、永々籠城さぞ窮屈ならん晝夜の忠勸未だ其報謝もせず無念次第せひもなし乍<sub>レ</sub>去衆命にかはり各を助く是ぞ武將の法成□□□□□□士心かはらずば又みらいにてめぐりあはん、疾くく出よとの給ひて只拾人ばかり召連れ終に出城なされけり。佐藤、高橋兩人を召よせ此趣を申合め在所方へ遣しけり猿ヶ京の者どもなみだながら御最期を見届け奉らんと人々木戸門外迄出ければ檢使公儀も遠慮あり無用成と云ながら目くばせ被<sub>レ</sub>成ければ夫より皆ちりんに除(ノキ)にけり。

扱左馬之助は後閑の恕林寺へ参りける道すがらの神社佛閣を見給ても日頃の祈禱に引替て後世菩提をぞ頼みける程無く後閑へぞ着にける先へ使を遣しうんつき弓の矢をれて切腹仕らんと存じ是迄参り候なり御寺の庭かさせ給へやと申通しければ、住持春朔和尚は左馬之助母方の伯父なれば先こなたへと案内し上下をいたはり酒飯など調へ馳走して永々籠城御苦勞の上衆命に替り給はんはいたはしき御事成となくく申ければ、左馬之助もふかくのみみだにぞむせびける。暇ごひの盃取かはし跡々の事妻子の行末細々と申置き、扱又後生の趣頼奉りなごりを惜しむ其内にしばし時刻ぞうつりける。かゝる所に沼田家左馬之助が最期を見んと大勢押掛け尻高は最後は如何おくれたるかとおさけり笑ふ。左馬之介いかりをなし勇士の切腹を見習ひ置きて汝等が腹切る時の手本にせよと云ひながら太刀お



つ取つて出給へば十人計りぬきつれ、切てかゝるを心得たりと渡り言ひ上を下へと切給ふ。敵を七八人切伏せ御身も数ヶ所手負ひたり。今は最後を急がんと寺内へ引込本尊の前にて念佛を申腹かき切て伏給へば良等共しばし必死にふせぎ同寺の内へ引入主従一所にかばねをさらして見えければ、住寺此由御覺じて南無阿彌陀佛と諸共に薪炭□火をかくる。さしものからん一時に煙と成る。住寺は夫より多勢のかこみを打ち出て前橋の片貝と申す所へ落給ふ。彼左馬之助が最後の体を見老若男女おしなめてほめぬものこそなかりけれ。

一、勝頼公より海野長門守方へ御書あり

改年之爲三祝儀、矢根出來喜悅候猶土屋右衛門尉可申候恐惶謹言

勝頼 御朱印

正月十七日

海野長門守殿

一、近年海野能登守輝幸我妻より沼田へうつり城代となり其跡岩櫃には海野長門守幸光城代として萬の世治を致されけり。天正十年十月廿三日能登守逆心の由にて昌幸公の御舍弟眞田隠岐守昌尹沼田の内女坂と申す所にて御追討に被レ成候。長門守も兄弟の事なれば其科のがれがたきにや、吾妻岩櫃城にて自害被レ成。

抑海野入道殿四人の男子あり、嫡男は羽尾のなにかし、次男は海野長門守、三男は能登守、四男は郷左衛門と申ける亦能登守殿にも三人子息あり。姉子は原監物内方、妹は根津志摩内方、男子は久三郎と申ける。後に改名して原郷左衛門と名乗、大阪御陣の節信吉公の御供して五月七日に手柄成高名して討死被レ成けり。能登守嫡子中務大輔父子

一時にめつぼうす。其後沼田城代は矢沢薩摩守頼綱、政道宜敷被レ成候。

一、眞田昌幸様より森下又衛門へ知行被下候御文言

須川之内

- 一、拾貫文 新屋敷
- 一、壹貫文 布施分
- 一、壹貫五百文 高性寺分
- 一、五百文 今井垣戸
- 一、五貫文 本領

以上

此度其方以三調略、猿ヶ京於三本意者可遊齊□替地任望、右如レ此可三宛行者也仍而如件

庚辰五月三日

昌幸 御判

森下又左衛門殿

一、大柏木城には羽尾殿居住被レ成、天正八、正月五日に湯本三郎衛門 同左京 鎌原石見 横谷左近、浦野平兵衛、蜂須賀伊賀、海野能登守を大將にて夜討にて押よせけり。折節大雪夜中の事なれば、とほうにまよひ難儀なりけれど、も男女に限らず切伏せ早速にせめ寄せける。羽尾殿は佐藤高橋御供して其夜の中に須賀尾の方へ落ち給ふ。二人の者も追失ひ只壹人深雪に夜寒はげしく身にしみて手足もこゝえ、衣しやうの袖を引切て足をぬぐひ、夜明にやう／＼菅尾の森の前に出給ふ。渡部の所に立寄り右の次第を語りける御いたはしく思ひ二三日留置足をやらしやう被レ成け

る。大戸殿にやけどの薬御存の由承り安樂寺を頼み調へ給へばかへつて毒薬を拵へ其毒薬にて終に御逝去被成ける其跡には海野殿御舍弟三郎殿を置給ひ羽尾殿とぞ申ける。安樂寺は所の住居難成岩井村へ浪人致しける。

一、天正八年三月十一日大戸城主眞樂齋をせめ給ふ。寄手の人々には湯本三郎右衛門、鎌原庄左衛門、横谷、西窪、浦野、富沢、海野長門守、池田佐渡、深井、蜂須賀、菅尾、稻田二手に成て寄給ふ。城の内にも設樂、清水、賀邊、上原、一場、小林弓鐵砲にてふせぎ寄手は少し責あぐんで見えし所を、城内より打物のさやはづして切て出で曲輪外へ敵を追出す。湯本浦野取て歸し賀邊上原と引組で二人共に首を取り寄手は手負拾余人城内には打死十八人手負は未だ敷しれず。其後湯本三郎右衛門中使と成て扱を入れ和談に成、大だいこつみを打亂舞のこゑ聞え人しち取歸陣す語に曰く仁者又有勇勇者又不仁と大戸殿勇在て仁あらざる故敵も味方も討死し、□□□□□とぞ笑れる。人は只知仁勇三徳有がたき事と云々。

一、同年三月十五日我妻の内羽尾、大戸兩城落て御手に付候由海野長門守殿より昌幸公へ飛脚を以て御注進被成ける。房州様御感悅被遊則御返事に

一、其地當春兩城手に入候事令大悦候。此上猶其元の諸士等相頼候間万端心を合吾妻領可被致世話段肝要候 以上

三月十七日

昌 幸 判

海野長門守殿

我妻諸士中

一、村上は元來白井長尾家の領地にて上杉殿方当代は北條方にて御座候。然所に村上掃部之助と申者子供二人持ける所

に皆早世して遺跡すでにたえなんとす。富澤伯耆と申者男子夥多持ける。富澤主水を頼み四男治部を掃部養子に仕り家をゆすり我妻と一味たるべき所を武藤刑部と申者岩井堂城に籠る富沢一門腹立て海野殿へ申上、岩井堂を責落し房州様御手に入れんと申富沢伊豫同主水同伊賀、佐藤、山口、田村、唐沢、海野殿を大將にて同年七月廿日に押し寄ける。岩井堂物見の者共此由を見て城内へ告知らす城のふもとへ人数出し戦ふ村上の飯塚出雲守と云ふ者寄手中の田村、角田と云ふ人は弓の上手と聞及ぶ一矢請て見よとて切てはなつ。皆々平石に陣取居る所へ矢根ひらめいて來り角田うつふせにこゝみ其矢あたまをさくりに通り後の石にがつしと立つ。角田も血流れるがおしぬぐひ矢取てつがひひやうといる。飯塚が前に立ける若者にあたりたふれける。

是を軍の初として我もくと詰寄せ戦ける。其内に富澤一門山を越し後より寄て時を作り前後より責ければ、村上方も大方討れ武藤も落つて逃行たり。富澤伊豫追かけ行き打取て歸りけり。殘の者共追ちらし切ちらし無難城をつ取たり。城代に富沢伊豫同大學右兩人をすゑ置ける。

一、小城には尻高攝津守殿同庄次郎殿其外高橋源左衛門、小淵左京、清水、劍持、小野、松本、入澤馬之丞、久保右近、彼是都合百四拾五騎籠居けるを打取らんと池田佐渡守、海野郷左衛門、渡辺茂右衛門、浦野、深井、蜂須賀、二百三百余騎同年十二月廿七日晚に押寄時を作りけるに、城内よりも打て出くらはくらし不案内の寄手の者共一まくりにまくり付けぞう兵廿人計り討取たり。尙かけ出んとするを入澤取ておさへ此方へ來るを城の内へ引入寄手は多勢入ちがひて深井、渡辺、青柳半次塀乗として城の内へ入渡部茂右衛門敵十三人切伏せたり。久保殿も討れ給へば攝津守殿も腹切らんとしたまひしを小淵、入沢一先落させ給へやと白岩の方へぞ落しける。

大將の落る上は皆我先にと河原の方へ飛落ける。敵道々を横切居たりけるが、うづま河原にて目手の方よりつと出攝津守殿は二刀びんのはづれ弓矢のかた先のぶかに切られ心亂れて伏たまふ。御供の人々拂切に切けるが林彌二郎も討れ劍持甚助痛手おふ。其内に攝津守殿を山田入沢かたに引かけ下尻高へ落給ふ。翌日酉の時分に自害してむなしくなり給ふ。人々悲しみ、所の者をあつめ土中にこそうづめけれ。あはれなるかな昨日迄は花やか成しが今日は草葉のつゆときえ朝に紅顔在て榮華にほこれども夕には白骨と成て草原にくちぬあはれ成ける世の中なり。

一、攝津守殿落させ給ふと聞よりも敵はきおうておめきさけんで責戦ふ。味方は力を失ひくらははくらしこんらんして淵川へ我先にと落にける。庄次郎殿もせん方なく自害をせんとし給ひしを入江彌七郎付添居たりしが勿体なき仰かな先々落させ給へとて、舍人さらしなよびよせ馬に乗せ奉り川南へ心掛け深夜のやみに深雪にて道の邊も見えわかず河の淵瀬も知れざりしがなれども河を引渡し向に着く。折節其夜大雪大瀬をこゆる河風いたくほねをくだくが如くにて道の難所つゞらをりをば馬を押上いだしあげ漸々夜半に柏原に付給ふ。爰へも寄來ると荷物を任舞さわがしく立寄べき方もなし。如何せんと前後見廻し居たりける。「林新十郎是を見てとかく是にてとらうは叶ふまじ白井へ落させ給へやと亦大河をこえて川北へうつり夜明方に漸々白井の城に着給ふ

一、横尾八幡城には尻高三河守殿家老塩原源太左衛門、同織部同源五其外下尻高の者共小淵、高橋、小野、小林都合百騎余籠居る。眞田昌幸公岩櫃の御城におはします時八幡を責取御注進申上んと割田下總、蜂須賀、富澤豊前、山口中澤、深井、伊能都合四五拾人天正八年下旬に八幡城に押寄る。城内よりも是を見てすは敵の寄來ると野呂しをあげ貝をふき立門を打、弓鐵砲よとさわざ立尻高より野呂しの煙を見て八幡に敵寄せたると覺へたり、加勢をせよと仰けり。承り候とて町田、河原田、林、入江、白木都合五拾四騎はせ來り、敵は關をどつと作り門外に詰寄る。城内よりは弓鐵砲爰をせんと打戦ふ。寄手は鎧長刀打ちつ打たれつ我おとらじと戦ひたり。力を合こゑを掛け、かかれと門打やぶり亂入すでに城主□□に見えにける所に、尻高よりの後詰の勢思ひも寄らぬ後の方より時を作り切てかゝる。敵は是を見るよりも前後てきに包まれて叶はじとやと思ひけん。後陳より引けやとよははつたり、心得たりとくづれ立てぞ引たりける。こみ入たる者共も皆不殘引たりけり。城内の者共もいか成手立有やらんと長追無用と下知すれども横尾平天神松原迄一いきに追達七日市にて軽く戦けり。八幡に殘居たる者共にいざ追かけよと旗をなびかせおつかくる。敵は是を見て亦荒手勢寄ると跡をも見ずして引にけり。

一、其後八幡城亦も敵寄來るかと用心きびしくかまへけり。眞田昌幸公味方敗北の由を開召云がひなき人々かな、あれしきの要害を責落さぬこそ不覺なれと御きげん宜しからざりける。富澤豊前申けるは、折節を見合せひ責落し申さんと心に籠頃は天正八年十二月廿八日事成に富澤豊前蜂須賀伊賀、唐澤玄蕃、割田下總、田村角内、同五郎左衛門、綿貫隼人其外都合二百五拾騎八幡城へ上の山より押寄ける。田村角内、綿貫隼人、田村五郎左衛門三人は人より先に城の南の篠原にしのび夫より内外に詰寄て隼人は鎧をつき、へいを乗越し敵壹人つき伏せたり。

其内に田村角内火打出し火出し門に火をかけやき立る。城内よりは弓鐵砲ふせぎしが五郎左衛門鐵砲にて痛手おふ、角内見るより五郎左衛門をかたにかけ責口はるかに引にける。上の山より鐵砲三十打かけ時と共に責入あますなもらすなと只一時に討取れと時の聲矢さけび山河にひびき叶まじと思ひけん。我先にと前のがけへぞ飛落け

る或は脇を打頭を打くべき手足をいたためはれなりける次第なり、其内に心得たる人々はびやぶ、しゃうじ、むしろなど持て飛んだる人々は息災成鹽原兄弟敵の中へ飛入命をかぎりに戦ひける。弟の源五は富澤豊前に打取れける源太左衛門も敵三人切伏せ馬に打乗、松田小太郎、角田三助打つれて尻高さして落行ける。源太左衛門大塚湯平の深田に馬を乗込て一足もうごかれず敵急ぎ追かけ二人の郎等切伏せ塩原に打てかゝる。源太左衛門も深手おひ叶はじとや思ひげん、馬上にて腹かき切深田の中へ落ける。尻高にて此由を聞よりも林彈左衛門外目勘之丞我をとらじと駆け付ける。二人の敵はかなはじと柳田さして引返す追かけ貳人を討取たり。

扱塩原引おこし水など用ひ氣付をのませしが次第によりけるをいだし尻高へとて急ぎける。身は生まれ、心はよわり大塚にて終にむなしくなりけり。死がいをほうむり置其所を今の代に至迄塩原村と申ける。榮花の春もいたづらに秋の紅葉とちり給ふ。其後は八幡は富澤豊前差置ける。

一、五月廿三日甲州より御法度の條目吾妻へ被遣候則御奉書

法 度

- 一、對<sub>二</sub>地衆<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>狼藉<sub>一</sub>に被<sub>レ</sub>申付<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>懇切<sub>一</sub>事
- 一、從<sub>二</sub>三<sub>一</sub>の曲輪<sub>二</sub>内<sub>一</sub>江地衆出入一切可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>停止<sub>二</sub>之事
- 一、請取の曲輪各有<sub>二</sub>相談<sub>一</sub>御番御普請以下無<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>勤仕<sub>二</sub>候就中曲輪大切候間夜番肝要可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入念<sub>二</sub>之事

- 一、喧嘩口論一切禁止之事 付り最員偏頗不可徒党連<sub>レ</sub>之事
  - 一、敵地計策不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>候但し於御遣或使者或書狀は海野長門守令談合<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>越免<sub>一</sub>事
  - 一、在城衆縦雖<sub>二</sub>有<sub>レ</sub>如何様の意恨<sub>一</sub>行方之儀無表裏所被相談事
  - 一、在城當番刻は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申縦雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>非番<sub>一</sub>城外江不可令<sub>二</sub>他出<sub>一</sub>事
- 右之條々於相違背者可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御過意之旨被<sub>レ</sub>仰出<sub>二</sub>之者也仍而如件

天正八年庚辰五月廿五日

昌幸御判

海野長門守殿  
同 能登守殿  
金子美濃守殿  
渡部右近丞殿

右此條目我妻城に納此後小河名胡桃などは此内ニケ條御文言抜き被仰付候  
一、同六月廿七日昌幸様御奉書にて森下又左衛門知行可被下甲州御朱印御文言

一、貳拾貫文 大橋分  
一、八貫文 内藤分

右堺目別而走廻候條沼田本意之上如此可被宛行越仰出者也仍而如件

天正八年庚辰六月廿七日

森 下 又 左 衛 門 殿

眞 田 安 房 守

一、尻高小矢野城には尻高三河守同源次郎其外入江治部、塩原織部、入澤右馬之丞、町田、河原田、林、高橋居城し給ふ時に結城の玄灌と申者元來上杉家老士成しが憲政没落以後当家に來り住居す。彼は以前は太田道灌が一類軍書を傳受武道達人たり。又里見大膳とて馬弓太刀無双の勇士なり。

然所に眞田昌幸公御名代として海野長門守吾妻岩櫃に在し去年より近邊の要害を責落しいせいさかんなり。割田下總、唐沢玄蕃、富沢主水、同豊前、同伊賀、深井、蜂須賀、山田、蟻川、桑原、山口、其外都合五百余騎にて天正九年正月八日尻高の城へ押寄ける。尻高にても此事聞よりも金井、松井田、上坂、小淵、小林、角田、小野其外我も〱とはせ集りくわんおん曲輪・大谷曲輪二手に大旗小旗立ならべ寄來る敵を待居たり。三河守は我討死せんと存するといかに皆々暇乞と蓋被下いかに結城里見軍法、勢くばりひとへに頼むと仰ける。

玄灌此由承り先小勢を出してふせがせ、木戸そくばくにおびき寄せ大石大木つみかさね圓石を千仞の山にてんする如く一度にどつと打ひしがん伍參が越王を会稽山おびき寄せ討取たりしけいりやくなりとぞ申ける。既に大勢押寄せ時の聲をぞあげたり。天地くする計りなり。

城内よりも打出火花をちらして戦ひけるたせいに切立られ城内へ引上る寄手はかつにのりさしもけはしき大谷坂我先にと責上るかねて計りし大石大木一度に切て落し寄手の先陳百余人ほねもくだけで死たりける。

里見大膳我におとらぬ者を前後左右にしたがへて名乗かけて切ちらす。角田、河原田、高橋、林横筋違に打て出大勢を八幡平迄おひちらすなれ共、敵は多勢にて爰を引なとこゑかけて責入ば味方は無勢叶はじと、三河守は源次郎殿を先に立城の後へ驅けおりに役原よりはんぎやうへかゝり道もなき山つたひに白井さして落給ふ。

其後天正十八年白井長尾權四郎殿と同道して越後國へ打こえて上杉景勝公を頼み幕下に屬しける。誠にせかいひろしといへ共一身置所なくうき世のやみにまよひけり。

### 中山右衛門の事

一、天正十年六月下旬白井領津久田郷ねこ屋敷と申所に要害をかまへ、白井より牧和泉守樽の城には子息牧彌六罷在、父子計略を合沼田を責んとす。此由沼田へ内通有ければ金子美濃守を恩田越前守、沼田豊前守、堯知左衛門五郎中山右衛門尉都合千余騎中山を大將として筑田さして押寄る要害をおつ取まき時を上たりけり。

筑田には元より心得たる事なれば物かげ林のかげに伏勢起り合て一度にどつとかけ出す。中山先手なれば彼伏勢としのぎをけづり火花をちらし戦ひたり。かゝる所へ白井より後結大勢押寄せ、其中に大右衛門と云物大旗持せて白井、長尾一井齊と名乗金子のがすな討取れと切てかゝる。

金子美濃守思ひ掛なき方より出其いきほひに恐れ一軍も戦はずすてむち打て逃たりけり。其勢に引立られ恩田越前沼田堯知が勢も引たりけり。先手の中山は敵大勢に取かこまれなれども大剛の者なれば七八騎なき伏せ殘者共四方へはつと追ちらし味方の勢を見るに一騎も殘らず落失けり。かくてはかなはじと思ひけん繼の郎等三四人召つれて南雲澤手に掛り落行ける。

南雲澤手に掛り落行ける。運命やつきたりけん、葛蔓の中へ馬を乗込殊に終日の軍にくたびれ馬もつかれはたらかずあみにかゝりしうをの如し。然所へ角田次郎左衛門と名乗同名の者貳人打合終に爰にて討たれけり。此時沼田勢貳百人討れける、五六十人は生捕れ白井にて皆討れけり。其中に富澤三郎四郎と云者壹人助けけるは此者十七八の頃なれば切手の奉行に申けるは、拙者は我妻の者成独子にて候へば父母等かなしみ申べし、さらば死命より思ひやられて不便に存する御情に命を御助け被下候はば御大切に忠勤可申上となみだを流し申ける。さすが岩城荒根は何卒申上げ助けん此旨長尾一井齊殿へ申上げれば、然らば命は助けよとて其壹人は助けけり三日計り過古郷へかへりけるよし。大瀬宗可入道と申此大瀬は長尾殿家中侍なり

一、白井の御城主は上杉家の家老四人の内長尾四郎右衛門尉景春法名伊玄入道と申其末長尾憲景入道一井齊の時成行年五拾壹才にて天正十一未の四月二日卒す云云。

一、中山右衛門尉津久田にて討死仕候依之白井より早速赤見山城守要寄持に被遣差置其節小田原領になり候其時氏直公の御證文

各可在忠信由被申合段交名書立披見感悦に候走廻次第任望知行可被宛行旨被仰出者也仍而如件

天正十年壬午七月十五日

氏直 御朱印

赤 見 殿

一、此付勢中山地衆平形丹波守、同作右衛門、飯塚彌兵衛、同彌右衛門、林與十郎、平形玄蕃、同新右衛門、同和泉守同五郎太郎、同九郎五郎、同七郎右衛門、小林新五郎、同右近、同助五郎、富沢半右衛門、艱田六助、同市助、後

藤主水、以上拾八人、沼田浪人舛田隼人、佐藤甚左衛門、大淵與惣左衛門、小保方源之丞、小吳八百助、小保方源左衛門、以上六人上河田衆武井藤右衛門、大竹六郎左衛門、同彌兵衛、同與三右衛門、同五郎左衛門、同新右衛門服部新右衛門、藤塚甚三郎、同市之丞、鈴木右馬之助、佐自見與兵衛以上拾壹人、下河田衆星野三右衛門、田中原之丞、鈴木市之丞、平林新右衛門、富須賀戰之丞、同源四郎、今井源助、笛木新五郎、同四郎太郎、平井嘉兵衛、同彌藤五郎、石上與重郎以上拾貳人、須河衆神保太郎助、同八右衛門、一奈良左近寶藏坊以上四人都合五拾七人名別紙に御座候

右之者共預置候能々致指南各可爲走廻者也仍而如件

三月 晦 日

氏直 御判

赤 見 山城 守 殿

一、真田安房守昌幸公より唐澤玄蕃に御知行被下候。其文言

於其元別而致奉候條貳貫文手子丸四貫文字津野七貫文寺原小山分五貫文青屋合拾七貫文之所出置候、向後拙戰功於奉公重て一所可相渡者也

天正十年壬午十月十九日

昌幸 御朱印

唐 澤 玄 蕃 殿

一、此節尻高より中山を取返し房州様へ註進申さんと度々せり合有、中山衆を追討にする時も有、亦中山よりもみ立追はれし時もあり。或時尻高衆林彈左衛門、同彌三郎、同新助、小林榮徳、町田、河原田、小淵、高橋菽生の河邊に

勢を伏せ中山衆をおびき出し後先より責掛り十人斗討取たり。此方にも討れし者貳人手おひ三人とぞ申ける。  
一、天正十年より北條氏直眞田安房守様沼田を相争一日片時も合戦やむ事なし。南方軍勢は五六万騎にて沼田衆は千騎にも不足度々合戦に北條方沼田を乗取事不相叶云云。

二、天正十一年夏白井城主長尾右衛門北條安房守へ申上けるは、中山を乗取たるきおひを以て御手に付らるべきと申上により則赤見山城を先手の大將として、なぐるみ、師田、須河、辻迄責寄給ふ。我妻衆には唐澤玄蕃、蜂須賀伊賀割田下総、池田佐渡を大將として五拾騎計り都合其勢三百余騎辻の原、南極河原にて合戦有。南方衆を河向へ追越三拾四人討取たり則房州様へ右の段々申上候へは御感不浅、其時林彈左衛門へ御感狀被下候其文言  
一、此度抽相稼候本意之上於須河原辻分壹町畑之所相出候猶依戰功可重恩者也仍而如件

七月十五日

昌幸すへ判

林彈左衛門殿

一、唐澤玄蕃之丞、池田佐渡守承りにて御知行被下候其文言

- 一、貳貫文 助左衛門 一、壹貫貳百文 百廿一家
- 一、六百文 一 類 一、壹貫文 二 屋
- 一、貳百文 新左衛門

天正拾壹(?)年壬午四月五日

佐渡守重安判

唐澤玄蕃丞殿

一、昌幸公唐澤玄蕃に知行可被下候旨御朱印御文言

一、年來別而被抽忠節條誠無比類候下筋於然(?)意澁河之内百貫文右如此可出置候間彌奉公可爲肝要候恐惶謹言

戊二月十四日

御朱印

唐澤玄蕃丞殿

### 室賀兵部太夫人道没落の事

一、天正十二年申十月下旬家康公甲府より信州伊奈城に御座を移信州一圓押領被遊候時に信州先方の侍大將衆に御朱印を被下置候事何も天正十一年九月廿八日なり。然所に眞田房州様同國上田に居住被成近隣をしたがへんと被成けるに過半隨身す。斯所に室賀入道御手に不入室賀甲府家康公へ申上近日上田の城に参る條其節御加勢被仰付候様にと家の同名孫右衛門を以申上るに兼て孫右衛門上田へ心替して上田へ参りて此室賀かくと云ければ、昌幸公御悦在て彼の日限に入道を招き暮會有り。

其時次の間に詰置給ふ討手には木村渡右衛門、北能登守、白倉武兵衛、長野舎人、室賀を討取ければ室賀の供人の内家老桑名八之助、堀田久兵衛、松澤五左衛門働き申し桑名痛手を負ひけり依之是をなだめ召仕遣ければ彼孫右衛門をば打申候由此儀によりて天正十二年申年十月家康公より鳥井藤右衛門尉、大久保七郎右衛門尉に五十餘騎を被指添被遣寒河に押寄合戦す。然に眞田方へ貳千五百騎計り討取られ残りし者も大半手負て引退く。重て大軍以て眞田退治可相成と聞えければ、昌幸公叶はじと思召上田城には嫡子源三郎を殘被置一家引連飛彈越をし給ひて京都へ

上り関白秀吉公を御頼在ければ、秀吉公御悦在て三万石遣置給ひ、秀吉御扱在り家康公と御和睦にて信州上田へ御歸國なり。

一、其頃割田下總只一人中山の様子を見んとて忍び入ける。夜盗入たりとてさわぎ立追出され無念に思ひ道を横切て追ての者より先に立城内へ又しのび入をしづめて後馬にくら置門をひらいて馬に打乗、大聲上て横尾村より割田下総参たるしるし御引手物に馬を被下忝し此御礼には重て参り城を責落し可申人々あらば御取次頼入と申て一鞭を當て不動峠の方へぞおもむきける。城内にてはさわぎ立割田を討取れのがすなと聲々によばはり西の原迄欠行たり。さのみ是ぞと思ふ人にも行合す若脇道へや行きつらんと手分して方々へ追欠るに終に見付ずして城内へぞ歸りける。扱割田は須河へかへり大道峠へかゝりなんなく宿へぞ歸りける。夜明けて後寄合せんぎしけれ共、盗人はおひうしなひ只あきれたるていにて無念と云事かぎりなし。

天正十二年三月岩櫃城にて人々寄合評議しけるは、中山にて道をふさがれ沼田通りのじやまになり何とぞ手立を廻し赤見山城を討取道ひらき昌幸公へ注進せんと申ける。何れも此議承りいつぞや割田下總中山城へ忍び入たりとや定て城内の案内能く見覺置つらん割田殿に案内させ夜討に致し申さんとて池田佐渡守を大將として富沢豊前、同大學、同主水、同主税、蜂須賀伊賀、植栗河内、唐沢玄蕃尻高の足輕衆彼是都合五拾四人割田下總を案内として三月廿五日夜中山さして押寄る。まだ月は出すしてくらき夜に時の聲ぞ上げにける。割田下總門戸びらを取てすてはやかゝれよと申ける。城内にては思ひがけなき事なれば、あわてふためき上を下へとこんらんし、平形、飯塚、武井生方、小林、平井我もくと名乗出はせ入敵兵切伏せ爰をせんとと戦ひける。中山の城代赤見山城守是を聞きいつ

ぞや割田下總を討もらせしぞ口惜しき、自余の者に目はかけそ只割田討取以前の恥をすげよと下知し給ふ。いとどはやりし若者共我討取んと先をさへぎり火花をちらして戦ひける。寄手の方にも唐澤玄蕃壹番に敵壹人討取たり富沢豊前同主水、植栗河内何れも高名したりけり。城内にも大勢籠りし事なれば一度にどつとついで門より外へ追出し、敵と味方入亂手負死人ぞ多かりける。池田重安此由を見給ひて掛けも引も軍の習、後日手なみを見すべきぞ此陳引けと下知し給ひ一先此場を引にけり。

一、其折節東西狼逆南北に蜂起して敵と成味方に成送にそは立亂たる有様せんこくの七ゆうおこりてあらしもひしかくやらんと有時、尻高村の林彈左衛門中山を取返し昌幸公へ忠信申上んと中山の地主後藤、平形、飯塚、林等申す縁類をかたらひ、先年中山右衛門殿白井より計事に乗せられ討れる事嘸々方々にも残念に思すらん。各心を合せ給はば赤見討取申し以前の恥をすげ給へと申せば、何も此儀尤なりと承知し則日限相圖をきはめ暇乞して歸りけり先親類林將監、同彌三郎、同新助、劍持甚右衛門、小林榮徳、町田、小淵、小野、高橋、林傳助尻高一とう以上八拾余人、頃は天正十四年八月廿七日夜中山の城へ押寄て下の小屋に火をかけ鐵砲貳三丁打掛け闇をやぶつて討て入る中山衆は内通の事なれば立不合須川、川田勢も替りくりに相詰ければ、居合さず敵寄すべきとは思ひも寄らずはせ付勢もなかりける。くらさはくらし家子郎従立さわぎ、太刀長刀にて出合せふせぎける。小保方源左衛門、藤井藤右衛門、大竹彌兵衛一番掛に出戦ひける。寄手林將監、同新三郎、小野小四郎討れるとは無念なりと殘寄手三拾八人ぎよりんにそなへ切先を揃へて欠廻り討伏せ切伏せ左右を拂て打て廻るに、奈良左近大竹與三郎、平井彌太郎八九人枕をならべて討れける。



寄手は力を得ふみこえ乗こえ自余の者をば差置て赤見を討取れ人々とおめきさけんで戦ひける。わすかの勢に切ち  
らされ城兵心もおくれ、氣もつかれ叶はじと裏の門より我先にと落行ける。赤見山城を見て引なくと下知すれ  
共運のかたむき故やらん、耳にも更に聞入らず赤見殿も引立られ後にさがりて落行を、林彌二郎是を見付て引組で上  
を下へと組ける所へ林彈左衛門欠付赤見が首を打落し城の大將赤見山城守を林彈左衛門討取たりと呼ければ、一家  
中ぞうひやう共皆ちりく左右へこそ逃失けるを追欠十二三人切伏せなんなく城を乗取たり。是しかし中山衆と心  
を合せし故以前の恥をもすゞぎける。城をば大勢に守らせて林彈左衛門それより信州上田へはせ参り昌幸公へ此由  
申上ければ、御悅不淺誠に無比類高名と御盃を被下、其上御かん狀を下されける。

一、当地中山の地元親類引連罷越(被相働)候義一入神妙候。依之割田新兵衛分相出候。此地は名方へ先手形出之候得共  
最前より望之今般之奉公不淺之間出置申候。若又先判之者不測之忠信申候はば替地請取返可申候。此上相稼申候は  
ば又於須河貳貫文之所重て可出之候。仍而如件。

天正十四年九月七日

昌 幸 御 判

林 彈 左 衛 門 殿

其翌月又御朱印被下候御文言

一、此度中山御手に入候段御悅不淺彼城之義彌堅固に可相守候於靜治仕候は中山百五拾貫文之所重て可相出之候追て加  
勢可爲守之旨被仰出候仍而如件

天正十四年戊十月三日

矢 沢 薩 摩 守 奉 之  
昌 幸 御 判

林 彈 左 衛 門 殿

一、中山城落城の儀白井長尾方へ聞えければ輝景大きにいきり中山を見時に取返せ人々として長尾新三郎殿三戸大田矢野  
之勢三百騎にて天正十四年十月十日に中山へ寄ける。中山にても是をきく尻高七とう者共中山衆を先手になし和田  
原にひかへたる白井勢是を見て中山勢は小勢なるぞ追散らせとて討てかゝる。中山は東の山手に伏せ勢して後先よ  
りもみ合ひ太刀の光りは天にひらめき関の声は地にどうし爰をせんと戦ひけるに、白井勢はさんく討れ叶はじ  
と引返す。味方にも討死八人手負は未だ數しれず其後も白井中山度々出合々相の沢半出木、子持峠和田原にて戦ひ  
に打ちつ打たれつせり合敵度に及ぶといへども、たがひに勝負はいまだ決せずと云云。

### 木村土佐守の事

一、一とせ駿河合戦の時昌幸公御家來矢野半左衛門と申侍木村と申者を生捕し其年七才にて木村申候は、今日我等父も  
討れ給ふらんに軍場へ参り一見仕度と申に付半左衛門子供をかたぐるまに乗せ彼戦の場へ参り死骸を見て家名實名  
被申しとなり。其後昌幸公かむろにして被召遣或時房州雪院へ御入被成御家來を打候様々にと侍貳人に御申付被成  
候を、木村五郎兵衛十四才の時御刀持居是をきく討手の使に先立討取なり。

依て百ヶ日押こめ給ふとなり。かゝる勇猛の氣成しにより段々仕上木村渡右衛門を後には土佐守に被成、天正十五  
年北條氏直沼田御出馬の時中山權現峠の合戦の時白井長尾右衛門尉輝景と相戦ふ。比類なき高名す。其時、薄をね  
山へは多目周防守、子持峠には木庄矢野此先手に山名主水、深津助右衛門相戦ふ。山名は討れ深津は家臣小林文右

衛門久保田金左衛門返して戦ふ。山名家老塩原下野守深津和泉、同次郎兵衛手いたく戦ふなり。同時平井嘉兵衛、深津筑後、林出羽守、金井見城出し寄手大勢を切くづす敵大きに討取られ鉢形勢、白井長尾が勢、權現時より打合もみ立く責ければ我妻郡の人々叶はじと南方さして引にける。此時北條氏邦御出馬なり。

一、此合戦に林彈左衛門出合申さざる事は前度小田原より北條氏直公大軍にて押寄せ給ふを見て、房州様聞召彈左衛門當地に有ならばかならず討れ給ふべき、先々越後へ浪人致候へ、重て時節を見合呼返すべきと被仰候。彌左衛門承御、詭難有は奉存候へども生死は時節出来ずひもなき、只御馬先にて御用に立ち可申と申上候へば、さいさん被仰候旨御詭背がたく奉存候。

天正十七年越後稻倉へ浪人仕出入三年目同拾九年御意を以て呼もどされ尻高へ歸り小屋本屋敷に罷在候。其後彌々御奉公申候故下尻高大防に屋敷被下被差置候。

一、天正十五年頃沼田吾妻へ御出馬被成候時、白井より矢野兵左衛門、三戸三十郎其外白井二十一一人衆を差添岩井堂へおもむきける。又宵より後の天狗岩へ取上り飯塚出雲守物見番にてまど明より忍び寄城内見るに、富沢伊豫守寐起手水をつかひ四方を見る所を鐵砲にて打申候由白井方にて申候。然共伊豫は堅固にて御内の富沢伊兵衛と申者御座候夫より上よりまくりおとされ皆々退出河をこし荒牧へこそ逃たりけれ。岩井堂城落て亦白井方にぞなりにける。

一、同年頃箕輪城主大導寺駿河守、多田權兵衛、大戸城へ押寄せ矢沢薩摩守より蜂須賀伊賀、浦野七左衛門を加勢に差越れ候へ共、寄勢大勢にて一日一夜戦ひ大戸方にも加部、上原、一場杯いなり曲輪にて随分ふせぎ戦ふといへども叶はずして終に城を乗取られ箕輪方にぞなりにける。

一、天正十六年五月迄此三ヶ年の間中山衆白井衆といども戦ひけるが、小田原より北條殿御出馬被遊候を幸に致、白井より長尾新五郎殿、赤見源兵衛、師岡伊織、後藤、高橋杯大勢押寄けるを和田さよえて戦けるが、軍やぶれて城内へ引て入敵つゞいて欠入新手を入替く責ける間味方も多く討れはんくわいが勇力も叶べきやうもなかりける。されども寄手は師岡、伊織、同五郎兵衛杯初數十人討れける。城内にも手負死人数知れず今は此城たもち難きと皆ちりんに落失城をば白井へ取られける。

一、天正十七年沼田の儀小田原北條氏直御領地と被成候様子は北條殿御上洛不被成に付、關白秀吉公より頻に御催足被成候得ば、上野沼田は數年□所望に奉存候間沼田を被下候はば上洛可仕と被仰上候に付沼田へ同年十月下旬に爲上使富田左近將監、津田隼人助被指遣房州様へ被仰遣候は、沼田の儀は北條へ渡し候へば其替地は家康公より信州伊奈郡裏輪領可進と被仰遣候。北條殿は利根河切に渡し河西は房州様へ付其時沼田城代には猪俣能登守を被指置候。是は敏達天皇胤孫小野氏の郡郷なり。此時勢栃原、竹内、山室、青山、高田、高橋彼是都合貳百騎計にて城代の守護は鉢形の城主北條安房守氏邦なり。名胡桃の城には眞田家より鈴木主水之助を被指置候。我妻は昌幸公御知行なり。岩櫃の城代は矢沢薩摩守被仰付候。

然所に猪俣能登守名胡桃の城主を乗取に付秀吉公より翌年七月北條氏直父子御誅討被成、依之萬代の通沼田不殘眞田昌幸公へ被下嫡子源三郎信幸御在城成從五位下に任し伊豆守と号するなり。猪俣能登守、小野邦憲前には憲直と云富沢又七助重右は信州伊奈郡御城御普請奉行は矢沢三十郎頼棟に被仰付候。後に但馬守と云矢澤薩摩守長男なり

### 鈴木主水、中山九兵衛の事

一、右御知行御上使を以御定被遊候付て利根河西名胡桃の城には昌幸公より鈴木主水正被指置候。此主水は中山の城主中山安藝守掣なり。中山右衛門が弟に中山九兵衛と申者有。日頃姉御主水を一心安く念ごろにて候恩をわすれ、房州様御判形をにせ偽の状を相認其文言に天正十七年十一月下旬上田において御密談被遊儀有之間可罷越候。跡の儀は中山九兵衛に預置早々可參由御意候との御状なり。主水此奉書を拜見し人々集申様は何か用の儀候共此城をあけ可參との儀心得難きととや角と内談在り。

本より九兵衛たばかりの事なれば御書御判形といひ相違在間敷候間跡は我等に御任せ一刻も早御越候得と申ける。主水も尤と思ひ留主の儀中山に頼み女房に暇こひして忍びやかに出んとし、郎等十四人召連信州へこそいそぎける我妻岩櫃の城主矢澤薩摩守に參會して扱拙者は上田より御召に依て今日罷越候何御用有之や心得かたしと申ける。薩摩守聞もあへず扱々其元程の智仁に似合ぬ了簡違なり御用有之候に其品我等方くも被仰越候等成殊に數年取合地境内の儀なれば一入大事に被思召候旨内々我等にも被仰聞し事なれば縦何様の儀にても我等に御かくし其元へすぐ被仰越候儀有間敷と被存候。定て御判形はにせ判なるべし見るに不及加勢を差加可申候早々御帰城可被成と被申候。鈴木もあきれとほにくれ縁に引され、たばかられ鈴木進退爰に究ぬと跡の儀可然様に頼入候と申置、矢澤殿より勢少々に申請本所へ歸り見るにはや中山峠へ人數出し申けるは我は安房守殿へ深き恨在るに依て小田原へ忠信申候條早々御歸り候へと申越、はや名胡桃の城へは猪俣人數入替是へぞひ御入候はば矢壹つ參らせんとひしめきける。

鈴木無念ながら拙者儀沼田へ參り切腹仕候の言信州へ飛神を以て申上且に夫より名胡桃の城を見分し昔の者とよそにして沼田へ參るはるな村を通りければ城にて是を見おろしすはや鈴木寄來ると弓鐵砲とひしめきける。

されども手向ふていもなくわづか家來十人計召連すごとくとかち町へ乗入、淨土宗正覺寺へ參り案内申入客殿に入住持に對面在て、我は是昌幸公の郎等鈴木主水と申者成。御存の通り名胡桃の城代成けるが今度城を乗取られ候へば信州へは罷成ず候條此上は猪俣殿にとにかくにも降參仕度候間奉頼候言被仰上被下候得と申ければ、尤なりとて住持早々登城有之此旨一々奉達候。猪俣被申けるは尤神妙成まづそれにて休息し給へ重て參會可申と申されける。鈴木扱は力及ばず對面においては諏訪八幡も御示現あれ指違ひ死なんと思ひしに、敵に色をさとられし時刻うつればあしかりなん。庭中御かし候へと腹十文字にかき切てぞ死にたりける。

扱主水の女房は猪俣人數を入替時夜半に城をまぎれ出子息をいだき落られける。されども後には彼子息鈴木右近と申ける。右の趣房州様被聞召此の外に御きげんあしく早々沼田へ押寄せ猪俣並に中山九兵衛一類即時に生捕らん事時日を廻すべからず候へども前度上使にて被仰付候上は一應京都へ言上せんと早々御飛脚を以大閣様へ被仰上ければ、御説にはひとへに堪忍被致候へ思召の御旨有と被仰下昌幸様御いきどほりをおさへ御堪忍被成。依之北條めつぼうの元になりける。

去程に同年十一月廿四日秀吉公様より北條殿御退治可被成とて御奉書小田原へ差遣候。然ば前の通り名胡桃は御領地になり候儀天正拾八年寅八月上旬の事なりけり。

一、眞田信幸公より我妻諸社へ神領寄付被成ける御文言

爲和利宮社領而七貫五百文寄付畢彌於神前武運長久懇祈可抽誠之者也仍而如件

天正拾八年八月 日

北能州

一、岩下鳥頭へ神領寄付の事

爲鳥頭社領薄錢三貫五百文寄付畢彌向後武運長久可懇祈者也仍而如件

天正拾八年八月 日

北能州

信幸公判

一、五貫文 頭 宮 一、貳貫五百文 七澤

一、七貫文 中里一宮 一、七貫五百文 大宮

一、五貫文 吾妻明神 (註 金井明神ニテ中里ハ神官ノ住宅ノアル地名) 一、三貫文 三嶋鳥頭

一、五貫文 今宮 一、六貫文 林諏訪

一、壹貫文 天王免

以上右之所

北條殿へ被遣候御書條々

一、北條事近年<sup>ナイカロニシ</sup>萬<sup>ヲ</sup>不能上洛殊に於關東に任<sup>ニ</sup>我意<sup>ニ</sup>狼籍之條不及<sup>ニ</sup>是非<sup>ニ</sup>然間去年可<sup>レ</sup>加<sup>ニ</sup>誅處に駿河大納言家康依<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>緣者種々應<sup>レ</sup>望候間以<sup>ニ</sup>條數<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>仰出<sup>ニ</sup>候得者御請申に付て被<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>御赦免<sup>ニ</sup>則美濃守罷上御礼申上候

一、先年家康被相定條數家康表裏の様に申上候美濃守に被<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>御對面<sup>ニ</sup>上は境目等の儀被<sup>レ</sup>聞召届け<sup>ニ</sup>在様に可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰付<sup>ニ</sup>之間我々郎從差越候得と被<sup>レ</sup>仰出候所に江雪指上候。家康より北條國切之約諾の儀如何と御尋候。其意趣は甲斐信濃之内城在家康手柄次第可<sup>レ</sup>申付<sup>ニ</sup>候。上野中は北條に可<sup>レ</sup>申付<sup>ニ</sup>の由相定甲信兩國は則家康に被<sup>レ</sup>申付<sup>ニ</sup>候。上野沼田の儀は不<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>自力<sup>ニ</sup>故<sup>ニ</sup>□<sup>ニ</sup>て家康相違の様に申成寄<sup>ニ</sup>事お左右<sup>ニ</sup>北條出仕迷惑の旨申上る思召於<sup>ニ</sup>其儀<sup>ニ</sup>は沼田可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候はん共、上野之内眞田持來候知行三分二沼田城に三分一眞田安房守可相抱の由被<sup>レ</sup>仰定<sup>ニ</sup>右北條に被<sup>レ</sup>下候三分二替地從<sup>ニ</sup>家康<sup>ニ</sup>眞田に可<sup>レ</sup>相渡<sup>ニ</sup>之旨被<sup>レ</sup>成<sup>ニ</sup>御究<sup>ニ</sup>北條上洛可<sup>レ</sup>仕との御請一札出候。則被<sup>レ</sup>指<sup>ニ</sup>遣<sup>ニ</sup>御上使<sup>ニ</sup>沼田可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>相渡<sup>ニ</sup>之旨被<sup>レ</sup>仰出<sup>ニ</sup>候。江雪を通し被<sup>レ</sup>下候事。

一、當年極月上旬、氏政可致出仕旨御請之一札を進上候。依之津田隼人正、富沢左近將監被<sup>レ</sup>指遣<sup>ニ</sup>沼田渡被<sup>レ</sup>下候事  
丑之十月下旬境目見分眞出より矢次薩摩守、禰津助右衛門、木村渡右衛門、出浦上總助、丸山土佐守出向、伊藤備中守被遣候

一、沼田要害請取候上右之一札に相任則可罷上と被思召候所に眞田相抱候名胡桃城を取表裏雖可爲生害候助命被通遣候事。

一、秀吉若輩之時、孤と成而信長公の屬幕下一身を山野に曝し骨を於碎<sup>ニ</sup>海岸<sup>ニ</sup>干戈を枕とし夜半に寐夙に起而軍忠を盡し戦功を勵す。

然て從<sup>ニ</sup>中比蒙君恩人名被<sup>レ</sup>知依<sup>ニ</sup>之西國征伐之儀被<sup>レ</sup>仰付<sup>ニ</sup>對<sup>ニ</sup>大敵<sup>ニ</sup>争<sup>ニ</sup>雌雄<sup>ニ</sup>刻明智日向守光秀以<sup>ニ</sup>無道故<sup>ニ</sup>奉<sup>レ</sup>討<sup>ニ</sup>信

長公二此注進聲届け彌被□押詰仕存命不レ移三時日一令二上洛□□光秀伐頭奉報君惠雪會稽脱カ然所に柴田修理助勝家信長公忘厚恩亂國家叛逆之條是亦令退治此外諸國叛者討之降者近之無不屬麾下就中秀吉一言之表裏不可有之哉此故相叶天命哉即既舉登竜揚鷹蒼成塩梅則關臣聞万機政然所氏直背天道之正理對帝都企奸謀何不承天討哉早可被加誅伐來歲不推乃節旄令進發氏直可刎首事不可廻踵者也

天正拾七年己丑十一月廿四日

御 判

北條 左 京 太 夫 殿

此時は人皇百八代後陽成院御宇に當る。

右美濃守と申は氏康三男氏政の弟北條氏照と申し江雪と云人は伊豆下田人北條家閨八州奉行門内坂部岡江雪と申なり

### 松 井 田 合 戰 之 事

一、秀吉公御立腹被成、北條家御誅伐の爲に同秀次公天正拾八年三月十九日京都打立給ふ。其節北條家より信州口笛カスヒ吹峠おさへとして松井田城には大導寺駿河守、由良信濃守被指置候。扱亦太閤様より中仙道碓氷峠口より責入給ふ大將には松平筑前守利家、本名前田又左衛門と申人なり。三万余騎、長尾喜平次、景勝、菅田、眞田都合五万余騎にて押寄給ふ。眞田安房守昌幸公御案内の爲に被仰付此時軍の様躰を粗所に利家信州沓掛宿に陳取給ひて昌幸公御案内之儀被仰入候所昌幸公御返事に明後日辰の一天に相定可被成と被仰遣。夫より昌幸公御父子淺間山のふもと砂塚峠越をなされ、まだよひの内に鎌原表へ御越被成我妻郡岩櫃城の様子を被仰付、扱又松井田の様子体披聞召届兼て

被仰付候儀なれば、鎌原宮内少輔、同石見守、湯本三郎右衛門、同左京、同九右衛門、西久保治部少輔、横谷左近太夫、富沢伊豫守、同又三郎、植栗河内守、荒牧宮内右衛門、富沢豊前守、同大學助、加茂大膳、唐澤玄蕃丞、池田佐渡守、蜂須賀伊賀守、佐藤半四郎、塩谷掃部助、蟻川源六、同庄左衛門、尻高取鎮めの爲に差置かれ候。

北能登守、林彈左衛門、割田下總、同孫四郎、同隼人介、神保佐左衛門、狩野志摩、同右衛門助、富沢主水、同主税、上原淺右衛門、一場右京丞、同太郎左衛門、中澤越後、田中四郎右衛門、二宮勘ヶ由、佐藤三郎兵衛、桑原大藏、伊能采女、茂木治郎左衛門、富澤新左衛門、同七郎兵衛、福田久太夫是我妻にて地方知行薄錢八貫文或は拾六貫文廿貫文或は貳百貫文宛被下置與力同心にて御馬廻り或は御先手へも其時の宜敷に隨ひ走廻る侍にて、扱又岩櫃の城代には矢沢薩摩守此付勢には山田與三兵衛、池田甚次郎、河合八左衛門、山遠賀與五右衛門、蟻川入道、高山其外御置被遊、山田文右衛門、一場茂右衛門杯は前度信州より御供仕候。沼田先方には金子美濃守、塚本肥前守、中村何右衛門、藤井甚右衛門、高野彦三、鈴木與八郎此等も前度信州へ相詰候而御供仕、扱亦信州より御供宗徒の人々には禰津一嘯齋入道利直、舍弟助右衛門幸直、同弟主膳正、満利子藤八郎、望月主水、矢澤三十郎、大熊鞆負、木村渡右衛門尉、丸山土佐守、子息藤五郎、春原惣左衛門、同勘右衛門、小山田壹岐守、浦野七左衛門尉、深井三彌、桑名八之助靱山内藏之助、松澤五左衛門、堀久兵衛、赤保清太夫、宮下藤右衛門、出浦上總助、川原左京、同宗兵衛、原監物、同五右衛門、小野采女、樋口和泉、矢野其外筆紙に盡難し。都合貳百五拾騎駿馬に鞍を打ち片時も早く急ぐべき旨被仰付、淺間山を越河浦通りにて御発向被成候。夜半計に松井田城の細永原へ御着陣被成前度よ

り我妻衆は大戸越を被仰付ければ細永原へ其日の七ツ時分參着仕御陳屋しつらへ侍奉る。

一、眞田昌幸様信幸様御悦喜不斜さらば先陣の者を指遣し本陣は馬の息休むべしと御評定被成鎌原、湯本、北能登守、河原左京に被仰付先鉄砲を打落し候。扱追手の大將前田利家、上杉景勝都合三万八千余騎の着到にて碓氷峠をおめきさけんで責入一日に三度のせり合有、前方惣勢にて笛吹峠にて大軍有之松井田勢不叶して引しりぞく。

信州勢にぐるやつを追打にする其時禰津主膳峠にて討死、中村何右衛門其頃は新助と申ける。敵に出向ひ戦ひけるが、あまりきうなる坂にて敵のつば本迄走込思はず手負候。薄手にて引退又其夜の夜半計に城の内より加藤源六と申者忍出て火付に参り陣屋二軒やき落す。富沢主水是を見付走寄てむづと組み源六も大力にて上を下へとせり合夜中なれば途方もしれず、されども源六を生捕て昌幸公御前へ引出す。いかに放火人命惜くば助けんと仰ければ、源六申様はあのせがれに生捕れ運命つきはて何の命ををしむべきぞ、はや／＼首を切て被下べし、城内へ歸りても何と申すべき様もなく誰に對面を致べきと申ける。

昌幸公聞召きやつも心は剛なる者なり望にまかせはからへとて終に首を切れける。其夜田村雅樂之助も敵十騎討取ける。富沢、田村兩人に御かん狀をぞ下されける。

一、其後既に其夜も明ければ手分にて城責べしと諸勢一度に城へ詰寄せ大軍に責立られ不叶して城内へ引籠る。松井田城を七重八重に押取巻鉄砲矢さけびのおと百千万のいかづちのごとし。

眞田はからめ手より廻り難所より責ければ中々寄べき様もなし。然所眞田の手の者の内我妻住人横尾村割田下總と云者大剛の者壹人竹束をかたげ城に向てあゆみ寄難なく竹束を付ければ夫よりして竹束を付ける 割田志づ／＼とひ

き鎧をふるひければ、鉄砲玉七ツ計ありけるとぞ御大將昌幸公御感不斜御ほうびとして御かん狀に備前長則の御刀を相添被下ける。

一、其翌日由良勢を以打出いきもつがせず責にけり。其時眞田方の中に我妻住人佐藤半四郎と云ふ者武者一騎生捕來り彼の半四郎十八才の時成に力は万人に勝れたる者なれば馬上より引落し大わらはにいだき昌幸公の御前に來る。昌幸公御かん悦不斜則半四郎を軍兵衛と被成ける。

一、今度其方抽相働敵一騎生捕來之條無比類候依之折田村之内貳拾貫文之所出置候向後彌奉公可爲專一候 以上

天正拾八年五月廿一日

昌幸 御 朱 印

佐藤 軍 兵 衛 殿

如斯御かん狀に備前勝光の御刀を相添被下ける。此半四郎は父は豊後守とて大剛なる侍なり。此軍兵衛は昔佐藤忠信にも劣らぬ大力人にすぐれたる勇士なり。

一、其日の晩方由良信濃守大勢を卒して細永原へ至る。昌幸公者共大勢に責立られ十丁計引退く。其時おくれせにて富沢主水高まゝの下にかくれのぞき見れば敵は矢頃に近付ぬ。時分はよしと思ひ大將の由良を鉄砲にて打落し多勢なれば首は取得す。其まゝ敵は大將を討れ心おくれすゝむべき勢もなく死がいをうちかこんで城の内へ引て入、富澤は大將を討不斜悦ひ此由昌幸公へ申上る。

昌幸公信幸公御かん悦不淺敵の一將を打たる事神妙なりと御かん狀被下候。

一、今度於松井田合戰敵一將討落候事無比類働神妙候依之我妻之内五反田村において三拾貳貫文所出置候向後彌可爲忠節者也仍而如件

天正拾八年寅五月廿九日

昌幸御印

富澤和泉殿

其日主水佐和泉守に被成御かんじやうに相添られ月山の刀に金子壹兩被下候。

一、明日城責有べしとて諸勢細永原にて人馬の息を休御評定あり。松井田の要害は東西崖高く曲輪北は山に續といへども堅固の山城にて東の谷より本城にいたる迄大竹小竹生しけるを伐立火を付やきければ、さながら責上る可き様もなし如何可有とむねをひやしてひかへたり。昌幸公は信幸公、禰津利直入道、舍弟幸直、矢沢三十郎、鎌原宮内少輔、湯本三郎右衛門、大熊鞆負、丸山土佐守、河原左京、植栗河内守、同五右衛門、唐澤玄蕃丞、塚本肥前守を召して城責如何可在と被仰ければ、さすが昌幸公の御前なれば軍法可申上様もなし。

然所に禰津入道被申けるは先御案内の爲責入可申哉と被申ける。昌幸公被申けるは老体の身として山城はしき難所輕入なり我等思ひしはあをりをはづし馬のはらがけ人馬の沓を二重にはかせ責入は何のしさいも在間敷とて何れも其儀一決して難なく城内へ責入ける。されは其日も城を堅固に持かためける。翌日は城責なし。眞田源三郎信幸公手廻りの若侍廿騎計都合三百騎計にて砂義ふもと、師田辺迄放火をしてなぐされれる。其近所に北條方多目周防守ひかへたり。城より此由を見てあれに見ゆるは眞田なり、壹人もがすな討取れとて安中を大將にて其勢貳百

騎都合貳千騎計にて責掛る。

昌幸公此由を見給ひてあれを見よくと計りの給ひける。信幸公は廿五才なれどもならびなき名將なれば、少もさわがす三百騎計呼集め引まとひ小塚の上を上り具足の上ひもをしめ直したまへば安中勢如何思ひけん、一軍も戦はず城内へ引入ける。後に此儀を昌幸公源三郎様に御聞被成候に存じ切り上帯をしめ直したるを見て敵おそれをなして引入けるとなり。此行昌幸公御かん有旨信幸公へ備前長光の御太刀を進ぜられける。さて夫より惣勢一度に城内へ責入おめきさけんで相戦ひ終に城を責落しける。

一、眞田昌幸公初め奉り人々夫より安中、箕輪兩城を責落し白井の城には先代より長尾一井齋入道子息長尾右衛門輝景居城す。則白井城を責んとて昌幸公眞先にすゝみ澁河羽田へ押寄給ひて旗をあげ太こ打被成ければ、白井城内にては是を見ておどろきさわぎ、女わらべはなきかなしみ上は家老の矢野、赤見、師岡、神庭降人にいづる白井二十騎衆とて日頃は武道をみがきしが皆小野子村上へ落行ける。長尾も今は叶はじとて越後國へ落行ける。沼田城代猪俣能登守此由をきゝ人々より先に城を開き落失ける。則沼田城代には富澤亦七助重を差置此付勢には青山、高橋、林戸澤などをおかれたり。上野下野内にて、三十日の内に城郭三拾八ヶ所落城す。小田原北條氏直父子も同年七月六日に落城す。氏政は切腹なされ、氏直公は降人となり、高野山へ入文祿元年十一月四日三拾壹才にて御逝去、法名松巖院殿前左京兆大圓徹心大居士と号奉る。

一、松井田御陣歸りに佐藤豊後箕輪在家畑の中を横切にすぐちして乗通る所の者是を見て、ふとゞき千万なる大切の御

田地をも断なく乗通りらうせき至極なり、夫引落せよとのしりける。其中に若者貳人欠來り、すみさんなる我まゝ者と云よりはやく双方より立寄引落さんとしたりしが、佐藤豊後申けるは他國にて道順道知れ候はず御めんあれといんぎんに云けれども貳人の若者きゝ入れずそれ引落せと兩足を取けれども少しもさわがす大ばんじやくのごとくなり、我は東侍佐藤豊後と云者なり、おのれらごときが五十や百は物の數共思はぬぞと二人がうでをしつかと取ひぢを差延宙にひつさげ壹丁計りにける。あれ鷹が小鳥をつかんだごとくなり。

二人の者どもうではぬけ、いきはきれ死る計りになりにける。なみだをながし殿様まつびら御めん被下命を御助け被下となくく申ければ、豊後は聞ぬふりして亦貳三丁馬をけ立て急ぎける。又なみだをながし何とぞ命を御助け被下候へと色もなく面色かはり涙にくれて申ける。見ればやゝふびんになり以來を急度たしなめ命はゆるし得さんと一ふりふつてはなしける。二人の者は鬼神にあひたる心地してしばらくいきをつぎにける。扱夫より豊後大力成事碓氷群馬にかくれなし。

一、同年秋の末つかた上尻高村は井伊侍從様御知行に渡る。下尻高村は前々より眞田伊豆守様御知行なり。然るに南北の境定有侍從様よりは廣瀬美濃守、孕石源右衛門、横井、立原四人御出被成上尻高村百姓林新助、河原田與五右衛門、町田九兵衛、眞田家よりは北能登守代官に狩野志摩、同和泉、下尻高村百姓林彈左衛門、田村角内、小淵左京右双方より罷出境目御定に南は八瀬をね、梨來丸山あけびち、切北は大坊の澤瀬はおち切に御定なされけり。

一、其節眞田安房守様より林彈左衛門を召出され頼もしき者なりと薄錢三貫文の屋敷を被下置、下尻高村の境目大坊と申所に被成御置候。

一、昔は尻高村三百貫文を貳つに分田畑野山等迄当分の積りに被成候。下尻高村六拾貫文は大塚組、五拾貫文は平組四拾貫文は赤坂組、此高辻を以て万事諸役等相勤申候事。

一、信州伊奈郡指上先規の通り沼田一圓に御領分に相極り代々御繁昌なり、但し天正十八年亥八月朔日に拜領被成候。一、我妻澤渡村住人唐沢玄蕃丞に御朱印被下候其文言。

年來奉公に付我妻之内本領拾七貫三百六拾文河北貳拾八貫八百文猿渡之内 五貫貳百文中條之内七貫四百文岩下之内 合五拾八貫七百六拾文出置候彌向後奉公可致者也

天正十八年亥十二月十日

大 熊 靱 負  
木 村 渡 右 衛 門 奉 之

信 幸 朱 印

唐 澤 玄 蕃 丞 殿

一、文祿年中頃の頃下尻高村は眞田伊豆守様奥様の御知行所に被成、尻高村の内大塚村に北能登守殿住居被成御前様の御家老として萬事仕置等被致候。扱亦御祈禱に大神宮江五貫文の所下尻高村三ヶ組にて神納被成候。但し靱五拾五石五升成大舛壹舛に五舛入壹俵は九舛入京舛にて四斗五升八百文に付壹俵壹斗右下尻高の儀は林、保科、小淵、清水劔持、田村、高橋皆々北能登守殿に相談の上仕置等仕候。其頃の代官は狩野志摩同和泉兩人なり。

一、文祿四年乙未中野條河原宿を引下の町に割申候事。



一、慶長五年六月長尾景勝謀叛之に依り江戸中納言秀忠公江戸を御立被成、七月廿二日宇津宮迄御出陣被成候。然所に眞田安房守様同伊豆守様へ被仰けるは我は石田治部少輔と一味致逆心を思ひ立成御手前は如何にと被仰ければ、信幸公被申けるは是は誠共覺えず、勿躰なき御事成、家康公へたいして不忠の者と罷ならん思召とゞめ給へと諫言被成ければ、昌幸公被仰けるは武士たる者が一□企□之通事を致いなどはいかで申されしと伊豆守様は我は家康公に御恩を深く蒙り候身なれば左様には罷成難しと被申上候。安房守様聞召夫も面白し此方ほろび候はゞ其方跡を立てよ、又其方ほろびなば此方より家をつぎ可申と、夫より御父子双方に心を寄せられ房州様は宇津宮より引わかれ信州へ御越被成候。

豆州様は此由を御らんじて自然沼田へ御籠城被成候儀も難計思召早々飛脚を以て房州様逆心被成候間沼田へ御入被成候事も相しれ不申候間、随分御城を心付堅固に相守可申旨被仰遣候。夫より秀忠公へ右の趣言上被成候へば孝をすて忠を存し思ひ寄の段忝なし我天下の主とならば今の忠心には百万石可被下と御約束なされ候。

一、沼田にては何も用心きびしく御城を相守罷在候所に、案の如く昌幸公は白井へ御着被成、安中作右衛門を以て被仰遣候は、我宇津宮より只今罷歸り候。其地へ立寄休息致度由被仰遣候御留主居の侍衆何と御返事可仕やと相談評議仕則御前様へ被仰上候。

御前様は兼て御心得被成、かゝり花とて大力の女中在り常々御身をはなさず御そば近く召遣はれ候。御身に鎧を召し上に□を召され長刀を持彼めのとを御召つれ御廣間へ御出被成、長刀を杖につき御立被成候。かゝり花は作右衛門殿是へ御入候得とて作右衛門が右の腕をしつかと取り一しめしめ候得ば、五本のゆびの先より血出る事油をしめたるが如し。作右衛門めいわく致しはなし給へかゝり花殿と申せば、是は座きやうなりと被申、御前様被仰けるは大殿様是へ御立寄可被成との儀委細承り候。我女子なれども昔木曾殿の巴にもさのみおとり申まじ。是へ御入候はば女中軍を仕り花をちらして御目にかけ申さんと能々申せ作右衛門と御座を立たせ給ひける。作右衛門はうでの皮はむかれ、ほねはくだけ其上御前の御氣色に恐れ、一方ならぬ難儀に合ひ毒蛇の口をのがれたるふぜいにて早々罷歸り此由を言上申ける。房州様とかくの御言なく我妻の城をよそに見て夫より信州へ御歸り被遊。

扱沼田にては彼長刀をぬく人なかりける。能々見れば疊の板敷つき通しねだへ五六寸立ぬらん引ゆつて取にける。かゝり花が力よりはまさりし御力と人々おそれおどろき被申ける。

一、同八月下旬江戸中納言秀忠公諸軍勢を卒し眞田信豆守を御案内にて信州伊勢山へ御発向被成ける。先勢を以て一せり合二陣を以て一合戦兩度ながら城兵打出つよく戦ひ候へば、寄手は不叶して引しりぞく。秀忠公無念に思召今度にて及ては責落せやとて先陣後陣脇をなへ御旗本には數度手柄なしたる覺有兵を前後左右にかこませて、伊勢山の城外の河に押寄給ふ。

折節房州様を御打被遊ける。物見の武者はせ來り只今大手へ敵寄來り候と申上る。昌幸公聞召敵寄來らば爰を切りかしこをおさへと碁の言葉に遣ひ少もさわぎ給はず。早敵は御門の外へ詰欠候と申上る。然ともおどろき給はず、城の内にひかへたる武者打て出んと思へども御下知なければ皆々ひかへ罷在り。

敵は間近く寄せたるに御油斷最早御門をやぶり、へいを乗越候としきりにすゝめ奉る。昌幸公時刻を見合能き時分

とてざいを一ふりふり給へば御下知おそしと侍兼たる侍共城内より一度にばら／＼と立出、弓鉄砲を打かけ／＼みやまおろしの大風に紅葉をちらすが如くなり。一面に切て出御門をやぶりへいを乗こえやり長刀にて突伏せ門より外へ押出す。

御門の左右には我妻の一揆足輕を徒士立にひかへしが蜂の起るが如く閨をどつと作り城の兵と一つに成て押詰／＼切たりける。寄手の軍兵又此度もさん／＼に切たてられ大手をさして引たりける。後より追欠け大軍にて取掛けたりし事なれば、軍勢道もさりあへず田畑の中を我先にとにげ廻りける。いなほに足をかみ只あみにかゝれる魚の如く引兼たる者共を押詰／＼八丁計り追討にぞしたりける。武具馬具弓鉄砲太刀鎗長刀足をふむべき透間なし。後より女わらんべ共ひろひ取たりける。

眞田伊豆守様御案内にて寄給ひしが寄手いさんでかゝるを見給ては難義のやうに思召城兵の勝つ時は悦び給ひて見えにけると人々申ける。

一、中納言様思召はいや／＼此城に取むすび人数を損しいたづらに月日を送る入ざる事なり。上方の大敵だに退治せば眞田はおのれとほろぶべし、此陣引けとて御歸陣ぞ被成ける。

敵寄すればなぐさむ心もあるものを、てきに引れて、はり合なく力なし、此上はせひもなし無念なりとぞ仰ける。此軍の次第を林彈左衛門其時分伊勢山に残りくはしく見て物語致せしを今爰に紙面にあらはすなり。

一、源家康公濃州へ御発向被成青野原合戦(関ヶ原一名青野ヶ原)に勝利を得給ひ石田治部少輔、小西攝津守、安樂寺等を生捕り頭を伐り其外謀叛の同類をこと／＼御誅罰被成泰平に治め給ひける。

昌幸公石田治部討れし由を聞召次男眞田左衛門佐殿を引連高野山へ入給ふ。然所に家康公より眞田伊豆守殿へ被仰遣候は、安房守逆心を企當家へ弓引事殊の外大敵たり、早々父子共に頭を切て可出由被仰遣候。

信幸公御返事に父昌幸逆心を企不忠不義の事今以言に盡し難し。併ながら御訴訟申上候御上意を背き奉れば逆賊、父を殺せば五逆とさへ申さるるに據なし。以前百万石の御知行可被下との御約束去夫を差上申べきなり。あはれ願はくは御慈悲を加へられ高野山へ入り法躰に仕罷在候父の死を御助被下置候はば、生々世々御恩難有可奉存なり自然向後悪心を企つるにおいては余人には掛申間敷、私罷上り首級取て御目に掛け可奉との起證文を相添御訴訟被成候へば、父弟の命御赦免被遊候。其後高野山に於て慶長拾四年に御年六拾五才にて御逝去被成候。

誠に信幸公は君に忠在親に孝在文武二道の名將と末代迄も申とかや。去るにより御子孫三代は御武運長久に御繁昌被成けるとなり。

一、昔六條判官爲義公は保元の合戦に打負、天台山へ引籠御身を墨染にやつししますを義朝公は秦野治郎に仰付父の御首を切られる。其時の爲義公の仰には諸佛念衆生、衆生不明佛、父母常念子、子不念父母、と仰けるとなり。

一、信幸公伊勢山へ御案内に被馳向候時、證人として次男内記信政四才の御時被參候其時内記殿家康公御ひざにいだき被遊候時泣き被申ければ、吉光の御小脇差を被下置候なり。依之泣き吉光とて眞田家にて重代被成候。

一、安房守様伊勢山に御籠城の節は吾妻岩櫃の城には大胡の城主牧野右馬丞被差置候なり。其時岩櫃山こと／＼くあれそらどうしてひかりもの飛渡り始終大石、大木杯なぐる音し、又は千人計りにて笑ふ聲など致し、ものすさまじき事限なし。人々多くしめころされけり。ふしぎなる事言語に盡し難しといへり。

一、下尻高村宿割の儀往昔より御座候。天正十七年の頃より田屋と申所に北能登守屋敷をかまへ住居被成候。其時分町を割直し百〇の足輕町貳百軒、町人百姓都合三百余棟をならべ、軒端をならべ作り、數年賑敷御座候所を、慶長十二年六月外丸勘藏と申者火事を出し皆々焼失仕候。

依之立直す事不罷成皆最寄く引込家作仕候彼勘藏と申者は外丸勘之丞甥にて御座候。所の住ひ難成何國共なく牢人致候。其頃は湯もさかんに御座候を佐賀茂兵衛下女あまり湯さかりけるをうるさく思ひ馬のほねを湯中へ打入候得ば、湯泉薬師飛さり給ひてぬる湯に罷成申候と語り傳へぬ。

一、慶長十一年武州江戸大城再興の御普請御座候。此城は康正の頃太田備中守持資此城を築き二代居住す。備中守其後に道灌と改名す。文武智略の達人なり。文明十八年道灌叛逆の由にて上杉定正の爲に誅せられ、其後定正、朝良居住被成其後上杉朝興を北條氏綱責落し居住被成、氏康、氏政、氏直四代守護たり。此城始りて天正年中迄名大將九代なり万里和尙此城を見て詩を作り給ふ。

窓合 西嶺 千秋 雪 門 繫 東 吳 万 里 舟。

一、同拾五年家康公尾州名古屋城を築給ふなり。

一、同拾九年甲寅我妻岩櫃城内に市を立申候。上聞に達し御所御不審在之由にて俄に平河戸町を引、原町に割申候事。

一、元和元年卯大阪御陣に眞田河内守様同内記正様御兄弟諸勢を引連れ御上り被成候時、伊豆守様より軍奉行を宮下藤右衛門に被仰候。折節大熊勘右衛門しやうじひと詰罷在り、此由を聞あの宮下杯に軍奉行被仰付候儀、殿様御目違なり。あの方何の役に立べき軍奉行杯と申者は忠と功と年頃と文と武とを兼備して有べきにと、さんくゝに悪

口申伊豆守様此由を聞召勘右衛門は高とゑに何を申す。軍の門出にきつくわいの至りと御立腹の御使を立つ大熊重て申上候。某はあの宮下杯の様な者に軍の奉行被仰付候あの方何の役にも可立者にて無御座候と申自余の事は何も不申候と御返事申上候へば、御挨拶にも不及其翌朝大熊を呼出し、軍奉行被仰付勘右衛門承り我様成者の文武忠功のいたらざる者は罷成間敷候。只々宮下に被仰付可然候とさまじたい致候へども重々被仰付候間御請を申大阪へ上り万端首尾能相勤申候。

扱又宮下は軍場にて軍陳へすゝむ事もならず手足もなえ腰もぬけ何の役にも立不申候由罷歸りて後豆州様聞召勘右衛門申事は相違なしと被仰ける。

一、兩殿様大阪に御着陣被成候得ば、佐竹殿木村長門守に追ちらされし跡を被仰付、則御請取被成竹束の所は渡辺茂右衛門に被仰付惣陳の寄手はよるく竹束を少々づゝ付いつとなく付寄せ申所に、此茂右衛門大阪へ参り足輕に竹を持せ日中に三十間程一度に押寄せ仕寄付申候。御家中衆何れも能くしたりとほめ被申候。

然所に翌日富沢和泉只壹人亦夫より五拾間程御城方へ押込竹束を付申候。其近所にそなへたる余陳の衆、扱も眞田はふてき成寄様と皆々ほめにける。

一、天守より秀頼公此由を御覽被遊、惣陳は竹束を少しづゝ付寄るにあれに見えたるとらの赤旗は昨日より諸軍に勝れ此方へ押寄抽出て相備ふぼぼうじやく無人のやつばらなり。誰があるあれけらうせやと御諷有、折節眞田左衛門佐殿御前に相詰被成候てすゝみ出被申けるは、あのとらの赤旗六つ連錢は眞田伊豆守子共にて御座候なり。若氣者に不礼の至りするさんなり某罷向てふみちらし御目に掛申さんと言上す。秀頼公被聞召眞田が子共にて在ならば若

氣の至り指置給へと被仰ける。其時若寄たらましかば眞田方には一人も生て歸る者有間敷候得共、軍神の御加護故か又は武運のつきざる故か何事も無御座候事難有仕合なり。危き所をまぬかれ玉ふ故武運長久に御座候

一、五月七日の早朝に羽田筑後守御城近く乗出し諸方を見合給ひしが、早々はせ歸り只今能き時分に御座候。殿様の御出馬旗風に合申度候と申上げれば、湯本三郎右衛門、鎌原石見、左右に付若き殿にけが杯有は如何成とて御出馬不被申候。又羽田は敵陣へこくうに乘出し暫有て首壹つ取り罷り歸り某能く見合しに御城は只今落城かと相見え申候侍はか様成所にて敵味方はた一つ合ねば以來後悔あるものなり。只今御出馬候へと申上げれば、兩殿も御せきなされあをり立く出んとし給へども御馬取はなたす刀をぬきさんく御手打に被成候得共、湯本鎌原猶しきりにおさへ奉る。信吉公彌々無念に思召すと成り。其ま城内に火の手上り落城仕候なり。

一、御兩殿様ながら何れも御堅固にて御歸陣被遊、一殿様其外何れも豆州様御前へ御出被成候へば皆々目出度御事成と祝ひ被申。然所に信幸公は御兄弟を御らんじて此度せめて二人に一人討死せよかしと願候所に何れもさなく罷り歸り眞田家は末になりたりと被仰候。然共禰津主水、原郷左衛門など討死有之悦びの中になげき歎きの中の悦と被仰御機嫌宜敷見えさせたまひけり。羽田筑後守を其後いよ御秘藏被成けると成り。

一、同年伊勢をどり諸國にはやり二三ヶ村寄合をどり申候。其場所に大神宮の宮を建立しいはひ置申候。此年元和と年號替り元和二年四月十七日家康公御他界被遊候。御法名

正一位大相國院殿徳蓮社崇誓道和大居士

日光山東照大権現と奉崇也

一、富沢和泉、佐藤豊後喧嘩の由を粗承るに五反田村に與兵衛と申す有徳(金持ノコト)の人有り。佐藤豊後他人をまじへず或夜、夜盜致し家財米錢等迄うばひ取りける。如何してか朱ざやとあみ笠を落しける。和泉行て是を見るに正しく豊後殿の刀のさやなり。笠にも折田と書付あり。まがひもなき豊後殿のしわざと思ひ日頃はしたしきを殊に侍を勤し武辺をかせぐ男が、近所へ來り夜盜をする事ひとへに我が膚の中へふみこまれたるににたり。つかみぐらひの心底扱もきたなき振舞やとうつぶんを差はさみ悪口せらるゝにかくれなく人口にふうぶんす。

豊後此由を聞きいはれなき和泉殿いづぞや由良が親類數十人來り敵を討んとせし所を某申様に和泉は家來あまた持ちたるに用心きびしき事なれば方方の手には叶ふまじとおくふかく申て押込めしは某が故ぞかしたとひ貴殿の近所に行きたりとも侍は相見たがひの事ならずや。一度は知らぬしりしてあるべきに世間にひろむる口惜やと恨語てせひ討はたすべきとぞいはれける。

或人は和泉に云聞す。富沢聞て元より豊後は力こそつよし共目を合せ心を開いて打太刀のあたらぬ事のよもあらじと、頃は七月十四日宗本寺のせがきへ参り打べしと和泉方へ使を立、和泉も兼ての事なれば寺へ参りとひとしく佐藤一とう居たりける。是へ御入候へさいごの盃可致といはれける。和泉此由を見て敵は大勢我は壹人爰にてはしそんずる事もやと明日清見寺へ参らぬ事も殘多し、あれへ御出候へと盃取かわし、有体にして早々馬に打乗てぞ歸りける。佐藤方にては手ににぎりたる物を失ひたりとけうさめてぞ居たりける。

明れば元和四年七月十五日さきんずる時は人をせいし後にする。時は人にせいせらるゝと、跡の様子を申置早朝にぞ参りける。あまり待かね久悦が寮へ立寄り休みたり。然所へ豊後來り和泉の馬は有ながら主は見えぬ、いづくへ行

たるぞといひければ、皆人只今迄おはせしが何方へやら存せぬと申さる。時に和泉此處を聞よりも豊後殿かや我はけさより來り待かねたりいざ參らんと迭に刀ぬき合す。豊後は元より大力はんくわいが勇力を□□にして□□<sup>不</sup>明はゆがみまがる。はばき元よりしのぎの通りを右の手にてこきまかせてぞ切合ける。富沢和泉は長かにかいせし所は心に助無二無三に何者共只一打にあまさじとたたかひける。

在合ふ人々是をおさへんと鎧と半戸を間に入れておさふれ共、物の敷共致はこそししふんじんのいかりを出し双方刀を組合せぬいや／＼とこゑを掛ける。其ひまに和泉が二男の勘九郎後より太刀持てひらいて丁と切る。和泉もひらりとばづしはたと切て何大刀共無切かけ／＼終に豊後は討れにけり。時に和泉は切腹せんとしたりしを鹿野一門は元よりしたしき中の事なれば何れも富沢方に成其中にも鹿野文兵衛立寄死して何のきよくが在る。一先立抜き給へ跡は我々に任せよと馬に打乗せ町を下りへ押向け一むちあてればもろに立てぞ走りける。鹿野、山口、伊能、桑原の人々あとより追ふふりして追逃す。

和泉は死ぬべき時刻來らねば馬にむちを持添て大河を乗渡り植栗河内の屋敷へ入り馬のいきをぞつかせける。勘九郎は急ぎ宿所へ立歸り夫より大道越をして須河の方へぞのき給ふ。後には親子一所に成村上の湯原の岩谷に引籠り半年計り居たりける。新玉の年立かへり如月末にもなりしかば峯の白雪むら消え暖風吹いて谷の氷りもとければ越後國へぞおもむきける。

其後越前少將様へ在付御扶持計りにて勤ける。少將様江戸へ御下りの節松井田に御泊り被遊合戦の次第由良が様子御尋被遊に、和泉が口の少もたがはず申上げる。扱は偽も無き事成とて富沢和泉に三百石被下ける。其以後越前にて討取者の有けるを和泉がきりやうを見んと思召、只壹人に被仰付ばやす／＼と討取て首を御前へ御目に掛けければ比類誠無き高名とて御ほうびに貳百石被下ける。段々相勤め後には七百石迄被下ける。勘九郎も仕合能く六百石の主と成都合千三百石の知行被下置彌々御奉公大切に相勤罷在候となり。

一、高鳥死て良弓かくるとかや。爰に割田下總と申者武道専と縁ぎ武辺しのびの名人なり。去により信州河中嶋合戦の時越後の長尾謙信ひぞうの刀を盗取、子息下總にゆづりける時移り世靜に成、昔のつるぎはくはかまとなり武道の奉公入ざれば知行にわかれ妻子共身命つくべき便り無し。をちこちはせめぐり少々宛の盜をして月日を送る誠なるかな下人は足元の敵とやらん。其頃善六と申者を召遣ひける。きやつ如何したりけん折々の盜の次第を出浦殿へ訴入しけり。

則出浦殿より多勢を以て割田を討て取べきと被仰付、頃は元和四年九月下旬、折しも住所高須の入山畑へ麥作仕付に参りける。其留主へ足輕同心其外大勢押寄二三重に家を取巻さうどうす。下女壹人有けるが急ぎ彼山畑へ欠行此由をつけしらす。割田下總聞とひとしく心得たりと立上り、そばに置たる刀を取て腰に差し爰は掛け場も悪敷とてかみへ廻りて場を見立石に腰を掛け待居たり。

案の如く多勢押來りきたなしや下總日頃の武辺にはにあはざるぞ、あますなどぞ申ける。割田是を聞きすゐさんなるやつばらかないで／＼どう切にして捨べしと刀を抜て待居たり。大勢成と申せ共先へすゝむ人も無し。弓鐵砲鎧杯にて遠あしらひにしたりける。割田は事共せず多勢の中へ割て入切立れば左右へどつと退きける。面もふらず切立／＼七八人に手を負す。鹿野又兵衛走り寄つて切付たり。深手にて有ければどうと伏てこんくして

有間はや首取や又兵衛とぞ申ける。

鹿野和泉欠付ておう只今の有様は辨慶もかくやらんとぞほめながら首を取らんとしたりしを伏乍ら片手討にはらひければ、和泉が足にあたりける。され共首を討取て出浦殿へ持参する。其刀脇差けん所の道具伊豆守様へ上りけるあをえ刀を鹿野又兵衛に被下脇差をば鹿野和泉に被下ける。彼傳光丸は御ひぞう被成持れける。

伊豆守様も割田が盗は割田にあらず我より致させし所なりと彌々不便に思召御なみだを流させ給ひける。其後盗人櫃の陰にかくれしを彼傳光丸にて切給ふ。二尺余りの櫃あなに其盗人を切たふす。夫よりこのかた櫃の木たふしと名付られ、我知行にも替かたしと御ひぞうに被成けるとかや。

扱鹿野和泉名作にて切られける故其きす終に直らずして次第にくされひろまりて終に死去せられけり。

一、鹿野和泉殿は終に死去致されける。道師は林昌寺大官の事なれば寺々は不三及申一村々の名主年寄中不殘集りける。すでに、くわんを出しけるに浅間の山のいただきに黒雲少々おほひ能々見れば、四足在てねこ杯の如く成がせつなの内に岩櫃山にうごき來り、しんどらいでん大雨あられふり來り、ひとへにやみに成にける。老若男女は申に及ばず道師の僧に至る迄くわん打捨て皆ちりくへに逃失たり。

其跡に残りとゞまる者は清見寺と林彈左衛門兩人計り、彈左衛門申けるは清見寺ひけうを致して逃まいぞ、是が出家の武辺なるぞ爰を逃ては寺へは帰れ申まじと刀を抜きあたりをはらうて申ける。上人も心得たりとくわんの上におしかり一心に南無阿彌陀佛とくわんねんし、じゆずを以てこくろをはらひておはします。彌々惡風吹來り一まきまいてくわんを宙へ吹上る。兩足も地に付かず宙に有る心地して彈左衛門も南無八幡大菩薩と心中にねんじこく

うをはらうて居たりしに、半時計りが其内は前後も更にわきまへずやゝ在て嵐もやみ風も泊り、天氣もはれてすみわたる刀の切先三寸計りに血付たるこそふしぎなれ。

其後人々立歸り道師の寺をもよびせくわんのふたをひらいて見れば佛に何のしさいも無く、それい宜敷取納安どの思ひをなしにける。其時清見寺、彈左衛門なかりせば佛はさらはれ行べきに何成惡鬼惡魔も寄付かねしと皆人々被申ける。夫より鹿野一とう我もくへと清見寺旦那になりける。彌々寺もはんじやうしける。

一、元和九年眞田信幸公信州上田より同國松城へ御國替御加増二万石合拾万石沼田領共に拾三万石也上田へは同國小室の城主仙國越前守殿御移り松城先城主は森右近太夫殿なり。森殿は上方へ御上被遊候。眞田河内守信吉公は三万石にて沼田に御居城被成候。

一、寛永九年下の町を引中之條町に割申候。

一、寛永十一甲戌十一月廿八日信吉公痲瘡御煩被遊江戸にて行年三拾九才にて御逝去被遊候。法名

天桂院殿前河州太守月岬淨珊大居士と奉号

同拾貳年其後御嫡眞田熊之助様御續被遊候。同拾五年御早世被遊候。法名源光童子と奉号 跡同拾九年御誕生被遊候。

一、同拾五年信吉公御舍弟眞田内記信政公二万五千石にて沼田へ御居城被遊候。眞田兵吉様は五千石にて小河に御部屋住居被遊候。然所に同年十一月十八日下尻高村へ御檢地入申候。奉行は清水與左衛門高橋藤兵衛、池田勘左衛門並に高橋勘助、同太興八、伊能左太郎、星野善右衛門此人々なり。大塚村は八拾貳貫貳拾七文、平組は八拾貫文余赤

坂組は五拾貳貫文余に罷成但し是を芝まくりと申ならはし候。

一、同年より上尻高村下尻高村野山境目相論有之、昔は北は大坊の沢切、南はいとかみ沢切に御座候。然所に上尻高村よりは角田新兵衛、上坂庄右衛門、川原田六兵衛、同與五右衛門、下尻高村よりは林善之丞、高橋源右衛門、田村半右衛門、劔持何右衛門、双方より罷出八ヶ年江戸へ相詰公事仕候。

一、正保二年酉御檢使様四人坪井金太夫様、伊奈半十郎様、石河三右衛門様、宮城越前守様御出被遊、中嶋の庄右衛門所にて對決致其上翌日南の丸山へ御上り被遊、御見分の上北は前の通り大坊沢切南山は双方入會に被仰付候。酉の四月二日上下双方へ御證文二通被下置候。

一、正保二年酉三月廿三日信澄公小河より江戸へ御越被遊候。時に大塚村善之丞所へ御晝休新牧太右衛門所に御泊り申候。春原勘助殿齋藤左太夫殿堀田久太夫殿杯以上十二人御供なり。

一、慶安二年上尻高村へ御檢地の御繩入御代官岡登勘右衛門殿御代高九百拾四石なり。同年上尻高村熊野山泉龍寺へ御公方様より二拾石の御朱印被下置候。

一、承應二年巳沼田眞田内記信政公御代金井彌平兵衛殿、伊勢町割初申候。伊勢大神宮へ参宮爲致則伊勢町と名付申候、何の時か眞田信幸公へ台徳院様御成被遊候時、信州松本城主石河玄番丞殿御暇にて御歸城候節信幸公御懇意の故御成に御逗留候へかしと思召御心にて、

信濃路をいそぐ旅人心あらば

十八日の御成またなん

此文言にて御逗留御聞、石河殿御相伴の由成江戸櫻田御屋敷にて十八日の御成の時なり。

一、眞田兵吉様御實名信澄公と申候。明暦頃は信俊公と申候。昔沼田に利根の信俊と申守護これあり御一代のみにて子孫無御座候に付、寛文九年十月より信直公と申候。從五位眞田伊賀守と任じ給ふなり。

一、明暦三年酉信州松城拾万石を信政公に御ゆづり被成、信幸公は河中嶋近所柴と申所へ御隠居被遊、一當齊入道と号し、沼田は信直公に渡り申候。則、酉六月四日沼田御引渡しし者金井彌平兵衛、入江佐左衛門、小田原平左衛門、小河より参り受取の衆眞田淡路守禰津主馬頭なり。

一、万治二年亥十月十七日眞田一當齊入道御年九拾四才にて御逝去被遊候。法名

大鋒院殿前豆州大守徹岸一當大居士と号し奉る。

一、眞田隼人正信重公五拾貳才にて御逝去被遊候。法名

正覺院殿教養崇三大居士と号す。道師は鴻の巢の正願寺源眞上人なり。

一、寛文三年卯の秋より沼田領御檢地の御年入石高に罷成候。小幡四郎兵衛、舟田重右衛門、尾見治太夫其外人々内高拾四万四千貳百貳拾六石四斗壹升七合になる。延寶四辰年尾見與市右衛門沼田領へ林檢地入御年貢林に罷成候。亦うるし年貢林薪等迄新規に取立申候。同五年巳南山なちらく赤井沢押込御ほう山へ沼田役人衆伊勢町の者を入被申候事。

一、信直公は寛永十二年亥武州桶川町宗兵衛所にて御誕生、御若名眞田兵吉様と申候。

一、信就公明暦元年江戶日比谷にて御誕生なり。御若名眞田兵藏様と申候。

一、二男信秋公御童名峯千代様と申候寛文七年未の十二月武藤源三郎様と御改替被遊、其時御家老は瀧澤市右衛門□政と云者なり。同月十八日に御悦に上げ申候。奉状有り武藤と申は御先祖眞田安房守様武田信玄家中武藤三河守殿の御養子に被成、武藤喜兵衛様と御名乗被成候由緒となり。

一、慶春院様寛文八年申極月頃より御煩ひ被遊候て、翌年正月より春原庄兵衛御側に相詰罷在、御養生仕候。殊の外御病氣おもり候故、同二月沼田より江戸へ御状差上候。同月十八日御返事出来ず。同年酉五月廿七日に御逝去被遊候道師は沼田寺町法華宗本隆寺なり。後(ママ)砂寺と申候、御法名慶春院殿妙久日榮大姉と号す。

眞田伊豆守様より御ゆづり

一、沼田御持筒三拾人内

古参十 八人

金三両に貳人扶持

新参十 二人

金壹両貳分と貳人扶持

一、御足輕三百人内

古参百五拾人は金四両に貳人扶持

新参百五拾人は金貳両に貳人扶持

後には貳両に被成候

### 彌津宮内殿の事

一、眞田家代々の家老彌津民部殿は眞田兵吉様小河へ御移り被成候秋、我妻郡横尾村へ引籠被成候。割田八兵衛屋敷を借り住居被成候。八兵衛も難儀に存候へども、其頃殿様は御幼少故民部殿のいせいは殿様よりも人々拜し申すによりぜひに不及候。後に宮内殿と名を改め給ふ。

すまう御好きにて角力取をかへ村々の若者共を召寄夏は晝夜共にすまうを取せ給ふ。横尾村にて拾九年月日を送り眞田伊賀守様沼田に御本入被遊候得ば、宮内殿にも本領河田を給り下河田に屋敷をかまへ住居被成候。

榮花にさかへ横尾村の百姓の子高橋七郎兵衛と申者を御慈愛代官に被成、万事此者の氣ままに御年貢等きびしく高役をかけ責取り取百姓の樹木神木を切り薪とし、あまつさへ百姓の嫁娘のうるはしきみめかたちもすなほなるをば召寄候よし。

民類悲しく思へ共物をも不言堪忍す。か様の悪事奢侈疊重して民のいかり腹立天に上り後には殿様御耳に立ち被押籠、沼田より侍貳人宛晝夜共に番を付置門より外に出し給はず。其後御家老斎藤源左衛門殿相動被申候。

彌津殿五常の誕又は知仁勇三徳心に無之候故、我身をくるしめ給ふなり。古人いはくたのしみをば極むべからず、怨をばほしいまゝにすべからず、害をば長すべからずとぞ。終に其身のあだと成御死去被成候こそあさましけれ子息主馬殿の時に至りて御番御赦免、然共他出はゆるされ給はず沼田落去の時分御兄弟従類女中ともに昔住みにし跡なつかしくや思しけん、又横尾へ引こし地下にまじはり民を哀憐し情の言葉をかきたまひし昔はかくはなかりしと人々の思ひ甚し。其後主馬殿は江戸へ参られ程無く御死去なされけるとなり。

### 乍恐以書付御訴訟申上候

一、於三上州榛名山社領と伊香保領と出入に付去年御檢使御出御繪圖被仰付御歸被遊其以後出入の村々拜領仕候由承り申候。其御繪圖の面に沼田領吾妻分大戸やおねさきより沼尻五丁田境場迄沼端十六丁の所榛名の者共此方へは



不三申聞二様名分に入り申候由傳へ承り驚入奉存候。乍憚様名者共被三召出境目の御穿鑿被遊被三下置候は難有可奉存候御事。

一、彼所我妻領に極り候。証拠は去々年伊香保領高崎領境論去年様名領伊香保領境論兩年御檢使御通り被成候時分爲三御馳走右の沼端拾六町の所兩度共に此方より道を作り罷出御目見え仕候。様名の者共何も身勝手申候近き頃にもケ様の証據御座候御事。

一、去年彼所へ箕輪村の者共参り茅かり申候所を馬四疋衣類押へ取候得ば、様名一宮三右衛門、金剛院と申者吾妻へ訴訟仕候得共合点不仕候に付右の三右衛門、伴三郎兵衛、金剛院と沼田役人方へ参り候て箕輪の峯法寺へ様名の者共萱を約束仕候所に案内の者御領分にて萱かりとらせ候段、不届仕候。以來は急度可申付候間右の品々返し候様に被三仰付可被下由御訴訟致候。因是右押へ置き候品々此度は返し候様にと役人共申付候。然共落鞍一口殘置申處に當春又右衛門の兩人沼田へ参り詭言仕候故是又返し申候。此段も近き證據に御座候事。

一、彼所に他領の者参り木萱盜取申時分鈍、鎌馬着類など押へ申候。其節は以三年寄訴訟仕重ては入申間敷と數通の手形を被致取置申候。此段前々より今に至る迄左様の證據御座候御事。

一、彼所四拾五年以前箕輪村の庄兵衛、長三郎、善次、茂兵衛、老原村作兵衛と申者運上に請させ春秋六ヶ月金三拾兩宛取三ヶ年の間木萱からせ申候。其後小幡孫市様、塚原次左衛門様御廻りの時右の山道はへり道に候由被仰堀切被切被成候故道留り申候に付右の山札返し申候前々もか様の證據御座候御事。

右の通我妻領に極り候證據共御座候上様名山の者共彼所の御繪圖に入置此方へは沙汰なしに仕候段以來は以折柄も御繪圖の通り申立右の場所取可申たくみと相見え申候乍恐双方御會議被遊何分にも被三仰付被三下置候はば難有可奉存候。以上

寛文十年戊乙十月廿三日

厚田村名主	兵右衛門
川戸村名主	八兵衛
金井村名主	庄左衛門
岩井村名主	宇右衛門
植栗村名主	四兵衛
小泉村名主	三郎右衛門
泉沢村名主	與左衛門
新巻村名主	勘左衛門
奥田村名主	九郎兵衛

御奉行様

其頃沼田役人は小幡四郎兵衛と申者萬事我儘に仕置勘定等迄算勘を入百姓迷惑の上言葉にのべ難し。

小畑をみなよきところおもふらん

作りて見ねば志らうやうなし

と民の口号に云れける古人はたのもしいな。只君子、民の父母たりといへり。民の好む所をば是を好み民の惡む所をば是をにくむと有り康語には赤子をやすんずることしといへり。神書には百姓の二字をおぼんたからとよむ。然所に君を食り民を詰取るを君も宜敷思召や民のうれひ天に上りて災變をなす事殿も浪人と成後は其身も餓死して道路に捨てられ鳥獸の食物となる淺ましかりし事共なり。

### 榛名山御繪圖御裏書之趣

一、上野國榛名山社人と同國沼田領吾妻内厚田村、川戸村、岩井村、金井村、植栗村、小泉村、泉沢村、新巻村、奥田村右九ヶ村並に白井領五町田村、箱島村、岡崎新田村、右三ヶ村合拾貳ヶ村百姓の爭論又大戸村と我妻山境論の事、我妻白井拾貳ヶ村よりは先年榛名伊香保境論の時此方地内の山無断に繪圖書入当村の者草刈に参り候得ば、榛名よりは是を押へ迷惑の由之を申し榛名よりは證據有之榛名山の由之を申し双方數度令糺明之處に富士山御手洗沼の北に有之山の麓へ方々の百姓入とて茅刈候時我妻の者馬鎌等押へ置き證文を取て返し其證文數通今度我妻の百姓差出候條十二ヶ村申所理うんに候。但し白井領の内かがまり山より沼端の北西我妻の地内迄白井我妻拾貳ヶ村入合茅刈候儀、重々無違論の間今以可爲其通。扱又大戸村より申候は天狗の社より掃部鳥屋日向峠迄は大戸の山にて候所に今度吾妻の者繪圖に書入候由雖訴之穿鑿の上證據不隨の條大戸の者申分不謂儀に候。仍爲後鑑の繪圖表境目に墨の筋引右加三印判「榛名我妻大戸白井四ヶ所へ遣置候間不可違失」者也。

寛文十一年亥三月廿五日

板倉内膳正様  
徳山五兵衛様  
松浦内藏様

御評定所にて  
土屋但馬守様

久世大和守様  
嶋田出雲守様  
渡部大隅守様  
本田長門守様  
戸田伊賀守様

稲葉美濃守様  
小笠原山城守様

- 一、上尻高村は慶長五年迄井伊待從様
- 一、次に寛永八年迄本田備前守様
- 一、次に同十五年迄安部豊後守様
- 一、次に牧野駿河守様
- 一、次に堀田備中守様則御領内
- 一、次に御領所
- へ廻御書有り其條々

- 一、民は國の本なり御代官の面々常に民の辛苦を能く案し飢寒の愁無之様に可被申付事。
- 一、國寛成時は民奢るものなり。奢る時は己が事業に悔多し諸民衣食住諸事無奢様に可申付事。
- 一、民は上へ遠き故に疑有る者なり。此故に上よりも又下を疑ふ事多し。上下疑無之様に萬事念を入可被申付事。
- 一、御代官の面々常に其身を慎み大奢無く民の農業を細に之を存知御取毛念を入宜敷様に可申付事。

惣して不任手代に自身相勤めらるゝ儀肝要に候。然る時は手代未々迄私有之間敷事。  
一、面々の儀は不及申手代等に至る迄支配所の民を私用に不遣並に金銀米錢民より借用又は民へ返さるゝ儀堅く申付らる可き事。

一、堤川除道橋等其外諸事常に心を懸け物事不及大破時支配へ達し可被加修理而評論かましき儀有之は輕き内に聞届け内談にて可相濟儀は依括最負なく難儀に不及様に可被申付事。

一、面々御代官持替又は私領に相渡節其外無油斷常々念入御勘定無滞様に可被心掛事。  
右の條々堅く可相守者也

延寶八年八月

堀田備中守 御印判

一、次に坂本内記様

一、次に御領所

一、天和元年辛酉眞田伊賀守信直公江戸兩國橋材木江戸着延引に付 又は常々不行跡故家中の諸士並に領内の百姓及困窮の旨達 御上聞に、同年十一月朔日より逼塞同廿二日に御評定所へ被召出嫡子彈正少弼信就公共に御預け但し信直公は羽州山形奥平小治郎昌章へ御預け領地被召上之沼田へ此旨同月廿四日に飛脚出來家中の騒動不可勝計沼田へ御目付櫻井庄之助様伊藤刑部左衛門殿同十二月十六日に御着被遊 御代官竹村惣左衛門殿熊沢武兵衛殿同日に御着被遊上使は高崎の城主安藤對馬守重清公城受取は内藤右近太夫殿堀周防守殿御在番には細河豊前守殿新庄主殿殿御目付土屋市之丞殿重て御着成極月晦日に御飛脚出來城破却可仕旨御上意御座候。  
但し此義委細には中卷にしるし置申候。

一、天和二年壬戌正月四日より破却の御普請右五人の大名衆へ被仰付、御普請初め同十一日に天守をくすし廿一日間に不殘破却す。家中の家數大小式百三拾四軒入札を以て御拂物になり此代金追て可記堅町通り百六軒町屋に成、是は地主を出すなり。其外城地の跡沼田町の者共に割付壹反歩宛被下候。此反別則三拾七町とするなり。

一、天和元辛酉十一月廿二日 眞田伊賀守信直公羽州山形奥平小治郎殿へ御預け貞享貳年丑小治郎殿御國替被仰付山形より野州宇津宮へ御移り被遊候故 信直公をも宇都宮へ御同道被遊其後同四年正月十六日に五拾三才にて御逝去被遊候則御法名。

春林院殿前伊州大守雄山崇英大居士と奉号

天正七年眞田昌幸公より始り信幸公信吉公信直公信就公五代貞享四年迄凡百九年眞田家至此斷絶す。

一、天和元年酉並に前の申年兩年大風吹諸作みのらず民百姓困窮して道路辻堂或は阨陌に餓字みちたり。中々目もあてられぬ風情なり。夫に付去る者狂歌に

かせふけはおきつころびつたをれ死す

白なみたちて夜半に行れず

一、万治頃折田に黒崎治部と云者有けるが、二番目の子息を小三郎の申常々たんの病をうけ朝夕つわふき致しける。後々にはつよく成しきりにいさせ口の中よりこせ共に壹寸計りの佛出る。是をとらんすれば内へ入るかやうなる事度々に及べり。近所の人々もふしぎに思ひ是を得ん事を願ひ後は病段々おもり床にふし死ぬべき時刻出來す。せきしきりに出る時、或人眞綿を手に持ち口中に寄せ出る時を持ちつひに是をからみ取り能々見れば其丈九分計りにし

て金とも木とも見えわかぬそんぞうなり。くわんおんの御姿なり。近所の者も奇異の思ひをなし是をば寺へ納めよとて宗本寺へぞ送りける。小三郎無程万治二年にあひはてける。ふしぎなりける事どもなり。

一、延寶貳年春の頃沢渡村の牧寄と申所の子共の年頃七つより十二三迄の子供、花の咲亂たる面白さにさそはれたはむれ遊び山中にうかれ行き、諸々の草木の何れ見なれぬ花咲き大きき車の輪の如く五色の蝶舞集りて其奥に大き成家あり。前には金銀をかざり珊瑚、琥珀の欄干、しゃこのすだれ、しんじゆのえうらく五色の玉を庭の砂としていまだ見なれぬ舞台を十七八の男女集り、雲のびんづらたをやかなる姿かたちつくしき色々の装束の面々に目もはなさずながめけるに其こゑ糸竹の如し。いまだ聞も及ばずすでにおんがく納りて此子共を近寄せなんぢらかまへて此事人々語る事無用重て見度は爰へ來れ早歸れとぞ申ける。

しばしの内と思ひしが三日過ぎける。家路に歸りて見れば親共は死たるか亦はきつねにたぶらかされたるかとなきかなしみ居たる所へ歸り、親共悦ぶ事限りなし。彼子共おさな心に親共に語りける。

其後行て見れば野山にて何のけしきもなし神遊び十二年のわざなるやとふしぎ共中々言語に難盡となり。

天和三年三月三日迄の事成り

校訂 新井 信示

上野國吾妻記古集畢

# 吾妻軍記

圓聖法印著

新井新示曰く本「吾妻軍記」は金剛院十五世の院主修驗圓聖の著作なり。本文中所々其の然るべきを認むるのみならず中卷「齋藤越前大椽行連岩櫃在城之事」の條下に頼盛法印に關す記述あること「委敷事は岩櫃物語に具に書き記す故に爰には略す」とあるは確的な證據なり。

岩櫃物語は圓聖力作の著書にして著者自筆の原本現存す。

吾妻軍記目錄

- 一、齋藤太郎岩櫃在城の事
- 一、家老秋間子孫三代略書の事
- 一、善導寺開山の事
- 一、齋藤越前守行禪岩櫃在城の事
- 一、柳澤古城要害の事
- 一、齋藤越前守行弘岩櫃在城の事
- 一、柳澤城へ岩櫃より夜討の事
- 一、齋藤越前大補行基岩櫃在城の事
- 一、齋藤越前大椽行連岩櫃在城の事
- 一、根古屋要害の事
- 一、鎌原殿と齋藤殿と取合の事
- 一、齋藤越前守基國岩櫃歿落の事
- 附 基國公岩櫃山天狗と現じ玉ふ事

- 一、信玄勝頼公我妻の領地御知行の事
- 一、海野長門守岩櫃在城の事
- 一、岩櫃へ在城海野長門守並一族討死の事

### 吾妻軍記上卷

#### 齋藤太郎岩櫃在城の事

夫れ岩櫃中興者齋藤太郎大椽藤原氏の姓憲行朝徳と申て、齋藤數代の御先祖なり。然るに右上杉管領關八州の旗頭民部大椽憲顯公より御武勇の御影を蒙り父の行盛の当敵里見兵衛を討取り本領吾妻を掌におさめて岩櫃の城に御座す。北の方は安中左近憲基公之御娘なり。然るに齋藤殿は上杉憲顯公の烏帽子子となり憲より憲の字を下され候て齋藤憲行と申ける。

扱其上吾妻武士旗頭に仰付られ延文中より康安、貞治之後永和、弘暦、嘉應、嘉慶、明德年中之時代にして扱て御家の執權に秋間刑部左衛門泰則とて勇力武辺の兵也。亦岩櫃の四方において要害を構へ旗下等吾妻太郎記の類書に曰、荒尾金剛兵衛行貞を東の押へとなして村上邑に要害を構へ是(ママ)と云り。但し村上とは岩井堂の事也。昔は岩井堂東押

への要害也。

吾妻傳記の書に曰、吾妻太郎行盛里見と敵度の合戦行盛勝利を失ひて時貞和五年五月二十五日立石の石上にて御生害被成、自分御首を掻き落て川向へ投給ひける。川戸村にて祝ひ奉り首宮大明神と稱するは行盛の御事也。同傳書に曰、行盛御子千王丸と申榛名山へ落然して上杉憲顯公に屬し、父の敵里見を打亡し本領吾妻を居城と被成候に、母方の舅父齋藤梢基假名を次で憲顯公より憲の一字を下され齋藤太郎憲行と云、後は齋藤代々越前の何某と名乗り給ふ。當庄に數代居城をなされ候云々。

或は吾妻太郎記の類書に曰く、齋藤太郎朝臣憲行は執權秋間刑部泰則を川戸村内出要害をかまへ置と云り。其後秋間備前守泰則は齋藤太郎憲行朝臣の家臣として主君に忠孝を盡し奉り彼齋藤太郎殿御果報御武運長久にして靡かぬ草木もなかりけり。

#### 家老秋間子孫三代略書の事

扱其後秋間備前守泰則が嫡男を同じく備前守泰倫と申して父泰則に少しも劣らぬ兵也。是は後に齋藤前の越前守行禪時代の家老なり。但秋間泰倫の事は齋藤二代目の内に委敷書出し然るに此備前守泰倫は年來遙に武命長久にして家門豊に在城也。將又備前守泰倫の男子を秋間九郎と申たり。家督を繼て秋間備前守泰近と申しけり。此は嘉吉年中より文安頃並長祿年中の時代なり。是も亦後の齋藤三代目越前守太郎行弘の時代の家老也。斯の如く秋間殿も相續三代子孫宜しく御繁昌にして川戸村に御在城なるもの也。

善導寺の開山の事

先年貞治年中の事なるに先祖秋間殿正月二日の夜に夢を御覽ありけるは、筑紫より川舟三艘城下の川岸へ付と夢物語被遊ける。御前には家の執權内海彈正清房罷在て是は珍重なる御夢にて候、定めて當國の佛法流布の瑞相にて候と申上る。斯て其年鎮西筑紫の善導寺より三僧當國に下り川戸の城下に着給ふ。三僧の内識阿上人扱二人の出家は圓光、道覺と号して三ヶ所に寺を開基す。

大且那秋間殿識阿上人を崇敬して開山とし川戸の地内田辺に寺を造立して山号を普光山寺号を善導寺と号す。筑紫本山鎮西御住持道覺上人當國に佛法を弘通せんがため寺地を開く。今の善導寺是也。此時已に繁昌也。大且那秋間殿善導寺を佛果菩提の靈地となす。去れば鎮西流の寺号として西山派兩義傳之。但し近代は鎮西派と定る。

二代目の住持を圓光上人と号す。淨土宗号云圓光上人の事詳に有と。又圓光上人に三弟子有り。越後越中に寺を建立す圓光の後第三世の光融上人と申は秋間殿の子息三男出家となつて善導寺三代目の住持となり給ふ。

吾妻太郎記の類書に曰、行盛の子息叶殿出家となり善導寺二代目の上人となると云り。大きな相違と見えたり。二代目の上人は圓光なり。扱て開山の識阿上人より第六世融辨上人の時代迄九十年の間川戸に住院す。然と雖も世の中亂逆の騒動に田辺の善導寺も段々大破に及び、子細は大且那秋間泰近、長祿年中の事成に當國旗頭と申は上杉殿也。御家老箕輪の城主長野信濃守景重と云。

然に景重内々秋間備前守泰近領分の山境封疆の爭論ありしに、双方不和なる處に去る年卯月始の事成に榛名社參の砌、

路次之緩急有之彌々秋間に意趣を含み野心を挿みけれ共、未だ本意遂げず今度不意に押寄せ辭憤を達せんとて、其勢五百余騎を引牽し早や己に川戸内出の城に押寄す。時の聲を上げる。然といへども城内には思ひもよらざる事なれば取物も不取敢、鎧甲太刀長刀押取る程なく敵の大勢薙々と押寄せて大手の門を破り其時秋間方の軍勢二百餘人一度に突と出て出る。兩陣互に入亂獅子奮迅の勢にて火花を散して戦ひけり。軍半の事成に寄手の軍兵颯と引て見ゆる。

味方の軍兵之を見て勝に乗て二町計りも追かけたり。其時敵の方より二百騎斗り荒手を入替爰を先途と切結ふ。敵は大勢味方は無勢の事なれば皆悉く討死す。残る者は手負となり、其外は逃足踏んで重て出合の者もなし。其時秋間は白旗を振り上げ軍の下知して居たりしが、此体を見て去來々々一軍して敵や味方に見せんとて陣中へ出合ひければ、相續いて内海中沢丸橋菅谷四人の郎等御供して控へ居たり。

其時秋間備前守泰近とは我事也。今日の軍勝負は誰も白髪の人神と聞えたる秋間が手柄見せんとて大音揚げて名乗りけり。箕輪源太左衛門是を見て譬へ鬼神にても有泰近を討とれと百騎の余一度に切懸る。其時内海中沢菅谷丸橋主従五人の兵は大勢の中へ分けて入りバラバラと切伏たり。

扱も面白き軍哉とて大汗流して切立る。時もいまだ移らぬ間に二百騎計り雜倒しけり。寄手の大將長野は駒を控へ之を見て、扱も秋間は聞きしに勝れたる兵哉誰か彼に向へ太刀打の勝負は叶ふまじと思ひ弓矢を取て打つがへきりりと引しほり刺と放つ。矢あやまたず無残なる哉秋間が鎧の腹卷の真中程をふつと射通し、跡に押内海源正吉房が鎧の袖掛けてはつしと秋間は南無三寶と計りにてかしくへかつばと倒れ伏す。終に空しくなり果てる。

大將景重大喜悅日頃の大望達したりと勝鬨上て帰陣する。秋間殿の最後をしまぬものこそなかりけれ。去る程に陣破れ

て殘党不全とかや。秋間殿の御内室常盤殿と申けるは備前守討死と聞くよりはつと驚き城中一度に泣き叫ぶ事哀れなりける次第哉。扱も常盤の前は命長らへ何かせん吾妻川へ身を投んと思切、幼き兄弟の子兒を打捨て川岸さして急がれる。汀になれば小松の梢に抱附

常盤なる松のみどりも春くれば

今一入の色やまさらむ

と詠終て西に向つて手を合後世を助け給へ南無阿彌陀佛と諸共に忽淵に身を沈め終に空しくなり給ふ。扱其時より今に至るまで常盤淵と申傳へけるもの也。

### 吾妻軍記中巻

#### 齋藤前越前守行禪岩櫃在城の事

頃は應永年中より正長並永享年中以來也。齋藤越前守行禪御武運長久にして岩櫃の城主益御繁昌也。御家の執權は川戸内出の城主也秋間備前守泰倫と云。扱御一家方には固屋平齋藤但馬尉並に大野民部皆岩櫃の御一家中として頃は正長年中以來扱其砌り大野氏も齋藤行禪の掣となり、楯の内稻荷城要害にて然して岩櫃の旗下となり、大野修理進と號す。中代の城主は大野主膳と申人なり。其末の城主を大野新三郎と云武家の人也。大野殿は生國越前國大野郡の武家の人也。

然るに當國にて群馬郡において惣社村石倉辺に知行あり。其引によつて齋藤殿と縁を結び惣社村は然可要害もなしと見えたり。扱大野殿は執權蜂須賀伊賀守と云者也。代々家臣其末孫に蜂須賀舍人と云ものあり。又後に代々大野殿は齋藤行基掣也。如此三代相續して子孫武運長久御繁昌也と云。

#### 柳澤古城要害の事

安部物語に意趣に云、頃は永享年中川戸城主秋間備前守泰倫を主君前越前守殿召て仰ける様は予も老体の身なれば惣領行弘に家督を譲り隠居せんと思ひ殊に一人の娘未だ縁にも付かず予老体にて明日をも知らず是のみ心懸り也。今度柳沢出張において要害を隠居領に所領配分して、娘には掣を呼入宜敷齋藤一家を廣うして榮花の樂を極んと思ふ。秋間如何と仰ける。

時に備前守申けるは、誠に忠言耳に逆といへども用ふるに利有り。良薬口に苦しと雖も病に利有りとかや。御隠居の儀御尤奉存候。乍去入掣と申儀は御延引可然、子細は御舍弟齋藤但馬守へ知行を分け、其上亦外より掣を入領地を配分被成候ては御惣領行弘君の御爲宜しからず是皆後に一亂の基也。此秋間は更に合点不仕と申上候。然りといへども行禪御用なく要害を築き立て御隠居被遊御息女には柳沢治部少輔を御入掣に迎へ御婚禮有て目出度齋藤一家の御繁昌哉と浦山ざるはなかりけり。其後齋藤行禪公は老年の御身なれば終に御逝去被遊けると云。

#### 齋藤越前守行弘岩櫃在城の事

行弘朝臣は永享年中より御家督を繼て其後嘉吉頃より文安寶徳長祿寛正並文正應仁年中以來迄岩櫃に凡五十年の間在城



也。時に長祿年中の事なれば齋藤越前守行弘は一家を召て仰けるは、此度秋間備前守泰近は長野信濃守が意趣にて不慮に討死す。彼は齋藤家代々家臣なるを目前に討せては武士の本意にあらず。然りとはいへども事の意趣を案するに長野は上杉の家老なり。殊に上杉公と申すは當國の旗頭の事なれば上杉殿へ對し如何と思ふ事もなし。加之沼田萬鬼齊入道と長野信濃は掣と舅の事なれば後日に亂を招く媒也。

沼田記に曰利根の領主平景泰より十二代の孫を沼田上野介と号す。子孫を萬鬼齊入道と云。女房箕輪の城主長野信濃守景重の娘也と云。委敷事は沼田記に見えたり。

所詮秋間が所領兄弟の子兒を岩櫃に召て成長させよと侍方へ申付たまひける。其上田邊善導寺は秋間が開基建立の寺なれども、秋間亂滅後段々も不繁昌になりければ、齋藤行弘田邊より引移し岩櫃城下南向切沢に善導寺を再建して佛果菩提の靈地となす。長祿より乃至文正の時代也。

去れば御父齋藤前越前守行禪は應永年中にして岩下村福聚山應永寺を開山建立あり。御先祖吾妻太郎行盛公は文保元年岩光山長福寺を御建立あり。是吾妻第一の古跡とす。中興切沢善導寺は長祿年中の末より元和二年の頃迄は百四十余年程切沢に相續せしもの也。

又元和二三の辰巳の年切沢より善導寺を原町へ移すといへり。

### 柳澤の城へ岩櫃より夜討の事

安部物語りに意趣を云、往昔應仁二年十二月晦日の事なるに柳沢治部少輔直安は家の子郎党を集て、如何方々今夕は大

晦日の壽にて酒宴を始可然と申し君臣共に打寛きて祝ひ玉ひ、既に其日も暮れければ終夜御物語り其後夜半におよび柳沢殿御風呂に入給ひける時に、治部少輔侍中へ仰せられけるは昔より斯様な時分には必夜打有りと聞く隨分用心致せと仰せける處に、案の如く岩櫃より三百餘騎引率して押寄せ時の聲を上げける。城内は思ひ不寄事なれば上を下と周章(アワテ)ふためく計り也。

其時柳沢家老丸橋將監少しも不騒、嫡子八郎常定其外百騎計りこの時大手の門外に進出、今度の夜討は何者なるぞ名を聞くと大音聲に申ける。其時寄手陣より武者二人駒乗寄せて大音に名乗けるは、平沢大膳宗時、白岩入道法雲兩人討手の大將を蒙り罷向なり。尋常に戦ひの勝負を決すべしとぞ申ける。

其時柳沢殿大音上て申されけるは、如何に寄手の愚人とも耳を傾けたしかに聞け、兄弟は他人の別とかや。遣が現在妹掣に弓を引くは淺間敷心跡かな。義有るものは自仁心を恵み、賢臣二君に不仕貞女兩夫に見えずと云譬へ此方不仁義也共、先越前守行禪の御遺言を早忘れたるか。扱て汝共が主人行弘は中々傍若無人の侍、畜生哉と大音聲に怒り、寄手の大將之を聞き愚成柳沢殿只今が最後の實否也。あれ打取れと白旗振上げて下知すれば、究竟の若侍我もくと打て掛り兩陣互に入亂れ鎬を削り鏑を破り切先より火花を散して戦ける。敵は大勢味方は無勢の事なれば散々に切立てられ味方の軍兵ことごとく討死す。

柳沢殿は叶ふまじと思はれける。忍びの道筋より裸馬に打乗つて東の原へ逃延びたり。討手のものども是を見て跡より射る矢は雨の如く、永井七郎が射たる矢馬の腹下より胸元迄ぶつと射通ければ、馬は屏風を倒すが如く忽倒れ死ける。夫よりも柳沢殿は歩行にて其夜の内に植栗安藝殿へ伯母掣の所縁の事なれば安藝殿の城中へ落入り。

扱柳沢治部少輔殿の御内室は齋藤殿の御妹なれども遁れがたき命也とて熱湯の釜の中へ眞逆に飛込て終に空しくなり給ふ。齋藤行弘の爲には柳沢直安は現在の妹婿なれども、假染の企意趣を含み無慙愧に討亡す。事は邪慾の非道の振舞哉と皆人申傳けるもの也。

### 齋藤越前大輔行基岩櫃在城の事

頃は文明より長享の末延徳明應文龜並永正年中の時代也。其頃天下の武勝は足利十二代義植將軍の御治世なり。扱て當國の旗頭は上杉憲顯公也。時に越前大夫行基の惣領齋藤行連に仰けるは、凡此岩櫃の城郭と申は當國一の要害也。山は自然の城郭弓手は岩頭義と嘯ち、妻手は大小の谷四十八ヶ所、扱て殿上は高く登つて矢倉の如く中には櫃の口の道筋一の門二の門と号して大盤石の櫃を構へ一騎當千大難所にて當國隨一の名城也。

先年上杉憲顯公仰にて此國越後押への爲に之を相守就中齋藤の家は上杉殿の仰にて北上州吾妻郡探題として萬事の政道を糺明する事は偏へに弓矢の面目世の聞え何事か之に如かんと仰けるとかや。或は大野が事稻荷の城大野新三郎正家は惣社石倉辺に知行有し其及びに他領方武家人の地頭有領地領分の相論を企互に争ひ、是非を決せず、一亂騒動と罷成因茲大野殿は石倉の合戦一命を捨防ぐと雖も敵強勢の働軍にて大野殿も早武命難遁思召て惣社の寺の邊へ引退御生害に及び時に家老蜂須賀伊賀守を始めとして御供の諸侍一同に切腹を遂げけるは前代未聞の武士の鑑也と申傳ける。

然る間大野殿の墓は惣社村の寺に有し由、靈顯忽奇特の瑞相あり是によりて一社の神と奉祝則大野殿は大野大權現と号す。其時御供の侍七十五人各命を落して七十五疋の大蛇となりて大野權現の眷族となりてけりと云へり。是によつて稻

荷城要害の四方にて蟒蛇を殺す事を禁す。誤て之を殺す時は則大なる祟有りと云へり。

### 齋藤越前大椽行連岩櫃在城の事

夫御先祖齋藤太郎憲行乃至行連朝臣後の齋藤氏まで其年數は百八十年に及ぶ。扱行連並に基國各永正年中より大永享祿天文弘治永祿年中迄なり。昔より代々城主岩櫃の丑寅の方鬼門に相当つて瀧峨山の不動尊を御建立有り、御祈念願主本尊とす。齋藤行連殿の御代に金剛寺は不動尊の別当修驗沙門頼盛法印御城内御祈禱を奉動是によつて頼盛法印自筆の書物代々相傳はり、今の別当金剛院に有之、年月日速に有之、齋藤行連公の不動堂御建立は大永元年の事、後の齋藤越前守基國公は鰻澤馬頭觀世音菩薩を御建立同御掛物御自筆の歌並年号時于大永七年丁亥六月十三日と有、委敷事は岩櫃物語りに具さに書き記す故に爰には略す。

吾妻旧傳書に曰、行盛の子息十王丸殿榛名山へ落後に上杉憲顯公に屬し父の仇里見兵衛を討亡し本領吾妻を居城と被成母方の伯父齋藤梢基の假名をつぎ給ひ、憲顯公の憲の字を被下齋藤太郎憲行と号す。後は代々越前守と名乗らせ給ひ当庄に數代居城被成候。然る間齋藤憲行より基國までは六代なり先の吾妻殿より基國迄岩櫃十一代の御城主と見えたり今の齋藤行連は武士の名人、武道第一として弓矢の道を琢き仁義正しき侍なり。其頃信玄公の旗頭と見えたり。先の吾妻殿と有は頼朝公の御代建久の頃の吾妻太郎の事也。建久元年より正應元年迄凡そ九十年過ぎ亦吾妻太郎岩櫃に居城す十一代と云へば建久の頃の吾妻太郎四代計り岩櫃に居城か、吾妻太郎行盛より基國までは七代也。

### 根兒屋城要害の事

阿部物語に意を取亦は旧傳書に曰、弘治、天文年中後の齊藤越前守基國公諸侍を召集め軍の内談有之けるは、遺恨憤り意趣と云は當國三島村領主假名をは江見下野守と申ける根兒屋の要害に在城す。然るに武將の一言は君子に二言なしとかや、頗る互に武を論じて弓矢の争ひとなり、齊藤殿より鬪論を企て三島領内に悉く騒動有之、岩櫃より軍の取合に田村主計、安部大藏、山口内匠、安藤、荒川何れも軍勢を率して一戦に及び、其時江見下野守の方には浦野大膳、向主水、西山兵庫、同兵衛尉、丸橋、小林、高橋等其外一家中武勇をはげますと雖も齊藤方の軍兵強勢の働き遂に江見下野守は打負け信濃國へ落人となるとかや。齊藤殿は難なく根兒屋を攻落してやがて勝陣上て歸陣すと云。

### 鎌原殿と齋藤殿と取合の事

高橋物語に意を取る。去程に頃は弘治永祿時代齋藤越前守御前伺候の侍方に仰せけるは、凡齋藤朝臣基國は吾妻武家の棟梁の事なれば、誰あつて肩を並る者は有之まじと甚威勢國中に徘徊し我僞押領して靡かぬ草木も無かりける。其時三原の住人鎌原越前守殿は内々齋藤殿と不和にて齋藤殿鎌原方へ事の難題を企て軍の亂逆に取合之有べし。二元より鎌原の家は勇力莫大の家器量他に勝れたり。扱又齋藤殿も弓馬の達者勇猛早熊名休無双の將殊に一家中に至る迄武勇の達人也。

然して鎌原殿も時に隨ひ世に隨ふ習歿落して信玄公へ罷出、

一説に齋藤と鎌原殿と事の亂れ有之て鎌原殿知行二百貫の内悉齋藤殿へ打取られ之によつて鎌原殿信玄公へ奉訴、

然間信州海野にて替り領地を被下と云。右の荒増言上有り。是によつて信玄公より海野にて鎌原殿へ引替の領地を被下候也。

### 齋藤越前守基國岩櫃歿落の事

#### 附基國公岩櫃天狗と現じ給ふ事

情々世間の風俗を鑑るに、國家の動亂盛なるものは衰へ、衰へざるものは後に徘徊し、只是盛衰不定の浮世なり。去れば齋藤殿の御運も已に末世になり剩へ一家中敵にかはり謀叛騒動を企事始より齋藤殿御家も聊滅亡の瑞相と見えたり。疏に曰、信は是義の本也毎年有信其善惡成敗要在信群臣共在信則何事不成群臣信なし萬事悉く敗る云々。

吾妻旧說傳書に曰、永祿六年に齋藤越前守武田信玄公に打負御滅亡越後國へ御浪人也と云。安部岩櫃傳書に曰く、齋藤越前守の臣下共主君齋藤殿を謀討んと企つると云へり。甲陽軍記に曰、信玄公諸國への御使者の者四人日向源藤齊、秋山十郎兵衛、西山十郎左衛門、雨宮尊轉也。

然るに永祿六年西山十郎左衛門と申御使者を密に岩櫃の家中方へ内通の謀事に遣はすべし。岩櫃家中の輩切沢善導寺へ會合して謀叛の内談一味連判徒黨を企されども、岩櫃の家中に西山豊前守重久は義有る侍、主君に忠孝忠節の者なれば此由を訴奉る。齋藤殿は聞召されあら無念口惜しや一家中の奴輩敵方へ加はる上は如何なる謀か有るべし。さりながら我武勇を勵ますものならば奴輩物の敷ならず、只鷲が雀に向ふが如し。併し小敵をあなどるべからずとて既に其夜の内に夜更人靜まりし時に若侍富沢源吾信房、西山平八重賢兩人御供にて御館を忍ひ、山路を差して急ぎ給ふ。

無念なる哉主従三人の人々人目を忍ぶ事なれば山中をかくれ行、高豊山の麓に付て基國公は岩櫃山の天狗と現じ末世の衆生を利益せんと誓ひ給ひ、夫より上妻山を岩傳に落玉ふぞ哀れなる。

猶夫よりも越後國を心懸け急ぎたまへば漸く今は四万村に聞えたる木根宿に着給ひ暫く休息し玉へる時に、齋藤も西山富沢兩人を召て仰せけるは、汝等是より宿所に歸るべしと御暇を被下ける。時に兩人承りけるは君の御上意とも不覺たとひ野の末山の奥何國迄も御供可仕と申上、基國聞召し汝等が志は神妙也。併我は早や人界の望なし。末世の衆生を安隱長久に守るため天狗の誓願早々にまかり歸るべしと被仰、追に主従の別れに不堪、鬼を欺く齋藤殿も両眼より御泪を陸離と流させ玉へば、二人の者供聲を上げてぞ懐き悲しむ。

而るに君の仰せの事なれば力不及主従諸共に泣々別れ彼の人々の心の内ぞ哀れなる。されども二人の若者猶も主君の御別を悲しみて又立歸り今一度君の面影見奉らむとてすみやかに立歸る。

不思議なるかな其の長八尺余りの大山伏衣冠正敷と拜し袈裟鈴掛著し当りを白眼んで立たりしは尺魔破旬も斯やあらんと人々恐怖する處に、其時客僧示して曰く止ヤメナシ説くべからず我法妙にしておもひがたし。如何に齋藤人界の想ひ離れ山林修行の功積り末世の衆生を濟度すべし。即頭巾鈴懸の裝束基國汝に與ふ。今日より名を神照坊と号すべし。我を誰とナニトか思ふらむ。

渡るより心も涼し行沢ナガサワの

みづはかんろをそゞ我身に

と詠玉へば忽三面六臂の馬頭觀世音菩薩と現じかき消す如く失せ給ふ。彼人々の心内難有其感歎恭敬不斜と云。

### 吾妻軍記下卷

#### 信玄勝頼吾妻領地御知行の事

齊藤越前守岩櫃歿落有之に付甲州信玄公永祿年中より吾妻の城地御手に入れ岩櫃には海野長門守を城代とす、甲陽軍記に云駿河に久能、甲州に郡内、信州に吾妻三ヶ所の名城を信玄公御見立被成御籠城も可有かと思召し事とも云々。

昔は吾妻を信濃と思ひたり沼田記に曰但し吾妻領は其頃信州と申して構ひこれなく扱亦鎌原殿は齊藤殿歿落の後本領を信玄公に願はれ依て信玄公より安堵の思召御判を被下ける。永祿年中の事也其文に曰

齊藤押領の間信州海野に於て替地を出し候然る処齊藤没落に依て去檢地之節を以相改むる如く赤川南西二百貫文の所先の判の旨にまかせて可被下致知行もの也

追て赤川熊川の山も同前

年 号 月 日 武 田 信 玄 御朱印  
鎌 原 越 前 殿 へ

#### 海野長門守岩櫃在城の事

永祿年中より城代として長門守滋野の朝臣幸光と申ける。嫡男は海野源左衛門幸定次男を源六郎幸末と云叔父海野能登

守幸(輝カ)次同弟郷左衛門幸久 扱又家の執權には渡利常陸守家貞嫡男右馬頭家次と云海野殿は永祿年中より元龜天正年中迄十八九年岩櫃に在城也。又信玄公吾妻の領地御支配の間漸く十ヶ年の事也。天正元年四月十二日信玄公卒去同勝頼公吾妻領御支配八九年の間天正十年迄の事也。

### 勝頼公沼田領始めて御支配の事

凡沼田領は僅に御支配の間四年也と見えたり。最も勝頼公の御領分になる沼田城代々信州先方治郎少輔を指置と云り、是は間違と見えたり沼田記に曰、天正七年卯八月甲州武田勝頼公沼田の城を御手に入信州真田安房守昌幸に城代を被仰付、真田は又海野能登守、金子美濃守、渡辺左近尉を城代番とす。

勝頼公吾妻と沼田の御城主と成事其翌年の五月に勝頼公真田昌幸の處へ御條目被仰付候 文言曰

- 一、對地衆不狼藉様に被申付可然加懇切事
  - 一、請取之曲輪各有相談御番普請以下無油断可被動仕候 就中しのび大切に候間夜當肝要に御入念之事
  - 一、喧嘩口論一切禁止之事
- 附身最眞偏頗を以不可徒党達事
- 一、敵地を□□不可致油断但し敵被遣或は使者或は書狀をは海野長門守へ令談合候 面々不可被差越之事
  - 一、在城衆警ひ雖有如何様之遺恨双方僉議無表裏可有相談之事
  - 一、在城衆當番の輩は不論是非縱雖爲非番城外に不可他宿之事

右之條々於令違背者可有御過怠之旨被仰出もの也依而如件

天正八年庚辰五月二十三日

昌 幸 判

岩櫃城代 海野長門守殿  
 沼田城代 海野能登守殿  
 同 金子美濃守殿  
 同 渡辺左近尉殿

其後天正年度武田勝頼公の御運も殆末になりしと見えたり。甲陽軍記に曰、真田安房守より申し遣はし候は勝頼公吾妻の城に御籠り被成と申所に長坂長閑の分別に真田は一德齊より三代召遣はれ候侍也。只御譜代の小山田兵衛が申上に甲州郡内へ御籠城然るべしと長閑申上と也。

去程に甲州天目山にて信長と合戦に勝頼公御年三十七才にて天正十一年三月十一日討死仕給へる也。

### 岩櫃在城海野長門守並一族討死之事

夫移替る世の中に真田安房守昌幸は内々武田勝頼公討死と聞よりも沼田吾妻領城郭御望有沼田記に曰、天正十年の春海野能登守が逆心によつて真田昌幸の弟真田隱岐守信昌向つて討之、昌幸の伯父一德齊入道の弟矢次薩摩守頼綱を以て城代とす。同秋吾妻岩櫃の要害を攻海野長門守を真田より討之併ながら長門守の一家中には渡利常陸守、佐藤豊後、鹿野和泉、富沢、上原、二ノ宮、吉田、小林、小川、村山其外心替して主人長門守並一族等を討亡し真田に忠心して奉行に有

付し也。天正十二年の御朱印に云

長門守知行百貫文の内如此以前百姓に可申付候依而如件

申二月三日

昌幸判

渡利常陸守殿え

眞田安房守昌幸は天正十一年より吾妻の領主と成、沼田天正十八年より眞田の惣知行と成、岩櫃城代矢沢薩摩守を先として出浦對馬守扱又大熊鞆負、深井但馬、池田土佐、羽田筑後各信幸忠節によつて御赦免成り吾妻上田兩所眞田伊豆守に被下ける。眞田河内守の子同伊賀守の代惣て一百年來にて眞田の家は滅亡也。

疏に曰、群郷百餘以<sub>レ</sub>礼爲<sub>レ</sub>本其治民本者必礼に在り礼有らざれば下弗齊下無<sub>レ</sub>礼必以罪有り是を以て君臣礼有り位次不<sub>レ</sub>亂也百姓有<sub>レ</sub>礼國家自治もの也

凡當國は吾妻の爲郡府山代庄岩櫃の城郭を在番するもの也。

慶長五年眞田安房守昌幸並二男眞田左衛門尉幸村は大坂方にて石田治部少輔と一味し逆心を企て因茲即家康公出馬有此時家康公より御上意にて牧野右馬尉殿松平隠岐守殿並御旗本拾騎岩櫃の城へ探題として相詰る。此時沼田城主眞田伊豆守信幸は家康公御味方に参り上田の城へ御案内仕る。父の昌幸誅伐に相究といへども云々。或岩参郷と云。但し庄とは郡中の惣名なりといへり。

### 吾妻軍記卷の下 大尾

# 吾妻古戦録

### 吾妻古戦録解説

此に收めた吾妻古戦録は山口武夫氏の傳写本と余の傳写本とを相参照して校訂したものである。山口氏のはもと關口某氏の写本を小野眞八氏が傳写したものを更に写し取つたもので、余のはもと郷原関某氏所藏後原町桑原平治郎氏所持となつた古写本を写し取つたもの。之を相對照するに山口氏のは末尾の部分に於て、余のは中央の部分に於て各少しづつ、缺如して居るので相互に相補ふことが出來た。而して山口氏傳写本の「吾妻四郷の事」以下は余の写本に無いが恐らくは本來の古戦録以外のもので、古戦録所藏者が見るに隨ひ聞くに隨つて古戦録の末尾餘白に書き加へたものと思はれる。全躰を概観するに吾妻記に取材する所多いやうであるから、吾妻記に對し重複する所少くないやうであるが、記録の全貌を保存する爲めに省略することなく此に載せた。

著者は不明であるが、本文中に「林氏記録の通り寫し置く」ということがあるから或は大塚の林利右衛門あたりの集録したものであらうか、大方の御検討を待つ。

新井信示記す

## 吾妻古戦録

景行天皇の皇子日本武尊東征の時、碓日山の頂に登り弟橘姫の事を思ひ出て三度東の方を見かへり給ひ、吾嬬耶と宣ひしより東國をおしなべて吾妻と云へりとぞ。日本武尊御年譜に信濃國諏訪より毛野大峯山に着き玉へば東西三里余り南北一里余の沼有りて毒蛇棲みぬ。然るに武尊籌策を廻らし諏訪の神をして毒蛇を切り殺し又赤城、子持の山隘を割りて沼水を治めて良田を開くなり。故を以て村毎に武尊諏訪の神を祭るとなり。

上野の大仁君御諸別王の女武尊の妃となり後に上妻大明神と祭る。王子あり巖鼓大明神に祭れり。人皇拾代崇神天皇第一皇子は豊城入彦尊なり。入彦尊の王子は上野八網田命なり。八網田王の子は彦狹嶋王なり。

沼田穴咋峠にて薨す。依つて地名とす。後名に花咲を名とす。國人大君の國府に入り玉はざるを悲みて或夜ひそかに陵を開き奉り棺を得て國府に遷して新陵を造ると云ふ

島王の子御諸別王なり。王子三人女子あり上野姫と云。日本武尊の妃となれり。武尊沼田に坐すこと半年なり。

吾妻郡 和名抄云 阿加豆末

長田 奈加 西中之條村折田村 伊參 伊佐 伊勢町 太田 於保 今考ふるに村落の内田野の小名に残れり河戸村にあり

當國群馬郡惣社神帳写

郡内拾參座

淺間。白根。小白根。小不多。小磯。佐奈。新渠。外六社。

一、東鑑に上野國吾妻郡三原の庄の事あり。同國內に沼田、河内(綠野郡にあり)黒川、桃井、桐生、山上、大胡、寺尾(新田にあり)古郡、(高崎南にあり)山名、松井田

一、天正の時代吾妻郡四郷

西中之條郷。

三島郷。

坪井郷。

小泉郷。

此事不審なり

一、同郡四萬村日向山定光寺薬師如來は閻浮提金尊像にて塩谷日向守定光(鹽谷周防守從五位下藤原朝臣朝親法師の一族か)守本尊、永享年中白井城主長尾左衛門取持にて上杉顯定の本尊となる。天文年中上杉越後へ落行く砌り温泉薬師同殿に安置すと申傳ふるなり

一、天文六年美濃國住番村藤原宗次八郎四郎造立

本願 主道 親

外に寄付覺

山田與惣兵衛、同與助、青木市之丞、丸山主水、正幸好等有之

慶長三年眞田伊豆守御造營堂(守)伊勢國山田住、鹿目喜左衛門、藤原朝臣家定別當榛名山學頭天台傳燈内供奉法印宗海其後代々眞田家御修繕寛文の頃岩井山大御堂法印順永持堂守三光院天和の頃同郡下沢渡宗本寺法誉上人持夫より村方百姓持にて堂修覆致すとなり。

一、吾妻記曰、人皇九十五代後醍醐天皇御宇元弘建武の頃下河辺庄司行平又は行家とも有之、岩櫃に於て初て城を築く下河辺行平吾妻庄司行重、同太郎行盛迄三代相續して居城となり。是又不審。

一、東鑑十五卷に曰、鎌倉將軍家石清水左女牛若宮等へ御參宮供奉行列次第目錄に、吾妻太郎、澁川五郎、倉賀野三郎佐野七郎、沼田太郎、同次郎、大胡太郎、山上太郎 其外數多の人數有之候。且同書に下河辺庄司行平と云人見え候元弘建武の頃行平吾妻へ來ると記すは誤りなるべし。建久より元弘までは其間百五十年も有之べくなり。

東鑑に承久元年十二月三日御所の御酒宴相州大官令等被候。其間に青鷲一羽入進物所寢殿の上に集り良久ありて將軍家怪しく思召、件の鳥を射留むべき由被仰出る所に、折節可然射手御所中々不候相州被申上て曰、吾妻四郎助光御氣色を蒙り候事を愁ひ申され番時御所の近邊にあり 是を召し出さるべしと被申ける。御使被遣之間助光願衣參上挾引目階隱のかけより窺ひ寄に發矢。彼矢鳥に當らずと見ゆるといへども驚忽ち強く庭上に墜ちける。助光之を進む、左眼に血聊か出る。但し死すべきの疵にあらず。此箭羽は鷹羽にて鳥の眼を曳融ると云。助光兼て相謀る所少も不達なり。乍生射むる段御感殊に甚しく前々の如く可奉昵近の由被仰出候のみならず御劍を賜るとなり。

一、吾妻記に曰く、貞和五丑年正月より犯星客星現れ人々奇異の思ひをなす。然る所同年五月里見頼氏と行盛合戦に及び行盛打負け岩櫃里見に渡るとなり。吾妻太郎墳墓は同郡岩井長福寺にあるとなり。

一、同六年庚寅二月貞和を觀應と改元、岩井堂城主は岩櫃城主行重の舍弟朝村なり。朝村男子二人あり。長廣、季長長廣は足利將軍尊氏公に屬して上洛す。季長は觀應元年義詮公に供奉して鎌倉へ參るなり。

一、同年(觀應元年)小野子如意寺境内除地證文有之其寫

上野國北箱島小野子在家一字一右田畑田作人彌次郎入道右件在家は季長重代相傳私領也。右是如意庵奉寄進於は四至傍示東は日野沢流限り西覺如房境限り上彌次郎入道河笠切に付夫より道々五藤次郎入道在家の上道切に



付夫より其所里の多は仍之夫より又戸や切に付夫より長者入又戸や切に付東長福寺境切に付ねり本の下での彌次郎入道在家に付田畠一分も除かず彼所遺亂の輩は季長刀跡を一分も不可知行依之奉奇進如意庵狀如件

觀應元年二月十九日

藤原季長印

(證文写違ひ候哉分り兼候)

一、下沢渡淨土宗宗本寺石塔銘写

上野國吾妻庄河内村内(内の下に一字あり厚の字か)田(此内写不見)四郎入道奉造立塔也(此所本文又消て不見)慈父母(文字不見)法界平等利益

康永三卯月日

大壇那四郎次郎入道

一、永享十二庚申年頃より岩櫃の城主齋藤越前守是より代々越前守領すとなり。

附言

原町の西方岩櫃山あり俗に是を城山と云。峨々として高く雲際に聳え塹崖絶壁要害の地なり。春光に秋景に四時眺望に富み市民屢々登臨し又文人墨士の足を此地に留る者必ず先づ岩櫃を訪ふ。其麓に城跡有り。今は昌地となりたれども尙宛然昔日城たるを認め得べし。

一、異本に曰く吾妻太郎行盛貞和五年己丑五月里見頼氏と及合戦、行盛討死子息千王丸榛名山へ忍びておわしける。然るに松枝城主齋藤五郎兵衛尉稍基は千王丸母方の伯父なり。依て千王丸松枝に参り齋藤に對面して父行盛討死の由談話しける。其時申されけるは此上は某が養子として吾妻本領安堵さすべしとして鎌倉へ言上しける。然る處將軍尊氏高倉追討之宣旨を被り駿河國サツタ山に御陣あり。高倉殿も鎌倉を打立給ひ上杉數万騎の大將にて

由井鎌原より寄せられける。然るに仁木宇都宮將軍方にて足柄山を越え竹の下に陣を取り高倉殿戦に負け伊豆小山へ落行玉ふ。上杉は長尾、齋藤、小幡、千王丸を引連信濃へ落行笛吹峠にて宇都宮、小山兩勢都合七千余騎と戦ひ上杉敗北信濃國へ落行ける。

一、上杉民部太夫憲顯の家に名高き人々は長尾左衛門齋藤根津等なり。

一、翌年春足利將軍尊氏逝去依之鎌倉武將なくては悪しかりなんとて左馬頭基氏公を鎌倉へ下し玉ひける。上杉は將軍へ對しては御敵なれども基氏公上杉に懐き育てられし故此忠節難捨上杉憲顯を被召出上野國を下さる。其上管領職に被補ける。

一、齋藤五郎板鼻合戦の砌り忠節故松井田、安中、板鼻を知行に賜り齋藤越前守に被補子息憲基安中在城後に安中左近と申ける。長尾左衛門は白井根津の小治郎は豊岡小幡は鷹の巢在城なり。

一、齋藤越前守鎌倉へ言上しけるは某の姉婿吾妻太郎里見頼氏に打負け陣千王丸私方にかくまい置候。願はくは里見を打亡し吾妻を下され候はゞ可爲本望由申上ければ、管領被仰ける様里見事は御當家へ大敵なり誅伐可致本望無仔細乍去其方計りにては人数不足なるべしとて長尾、根津、小幡、和田、白倉、長野等加勢を賜りける。

一、里見義時を討取り上杉へ言上しける。則本領吾妻を知行たるべく由被仰下其上に憲の字を賜はり齋藤太郎憲行と申しける。稍基死去の後は越前守と申しける。二男小次郎尻高居城也。延文二丁酉年頃なり。

一、北條五代記に曰里見義豊牟人して安房國へ來り其子を義弘と云ふ。大永六年十二月十五日鎌倉鶴ヶ岡にて北條氏綱と合戦有り。

- 一、永祿元年越後の謙信と甲州武田信玄と筑摩川にて戦ふ。同年四月信州松本へ信玄出る七月歸陣す。
- 一、同年八月平井城へ越後上杉謙信来る。然共同三月歸國。
- 一、同三年末十二月、小野子村其外村々へ小田原より觸狀あり諸百姓早々立歸り当夏作仕付可申候番合男女何方へ被取候處可召返若し兎角申者有之は注進可申上事。右岩櫃嶽山領中悉く小田原御領所諸百姓無相違立歸り田畑開墾可致旨被仰出候如件

永祿二未二月廿三日

虎 御 朱 印  
如 意 庵

- 一、同六亥年松枝井箕輪城西上州は甲州方東上州は相州小田原領相成り箕輪には内藤修理在城なり。
- 一、同九年岩櫃城主齋藤越前守政道不正故諸家中一統主人をうらみ、又此由甲州へ聞えければ西山十右衛門吾妻諸士へ申遣しけるは手引を致し岩櫃手に入ば右の者へ格別知行賜るべき由申す。依て諸士の者共切沢善導寺密に会しける西山豊前守重久家中一統徒党の様子申上ぬ。然れ共家中一統逆心の上は力なしとて夜に紛れ富沢源吾信房、西山豊前守主従三人越後へ落行ける。
- 一、異本に云、齋藤越前守家老田村甚右衛門、高野半六等逆心を企て主君齋藤越前守を可奉討由羽尾左衛門方へ申し越しければ、羽尾喜び返答申けるは、首尾好岩櫃山手に入るに於ては甲州へ申達し格別知行を宛行べき由申つかはしける。兩人共或夜手引にて羽尾左衛門押寄せる。越前守裏門より忍び出越後の國へ落行ける。

- 一、同九年丙寅三月八日嶽山落城。寄手大將海野能登守、鎌原越前其外西窪治部少輔、横谷、深井、高井、浦野也。一城將白虎丸越後へ落行此合戦最早有川圖書と名乗り寄手大勢を東西へ懸立高井太郎左衛門の馬を奪ひ其馬に乗り下野佐野へ落行けるとなり。

西窪氏討死に付感狀被下其文に曰  
父治部於嶽山雖爲討死忠死也依て知行所之事無相違可出置者也如件

永祿九丙寅三月晦日

信 玄 御 朱 印

西 窪 藏 千 代 殿

- 一、齋藤越前守一族大野下野守後佐藤軍兵衛と改名致由有之候。或人曰大河原下總後に折田軍兵衛と改之由申し候。大野下野の法名善福寺と有之候。
- 一、川戸村内出要害は吾妻太郎の家老秋間刑部泰則の居城刑部長男備前守泰倫其子秋間九郎泰近と申ける。然るに祖父泰則時代筑紫善導寺より僧三人来る。識阿、円光、道覺なり。秋間刑部三人を開山として田辺に寺を造し普光山善導寺と号す。第六世融辨上人まで九十四年川戸に寺有之。秋間滅亡の後切沢へ引移る。
- 長祿、文正の頃岩下村福壽山應永寺造立、文保元年岩井村岩光山長福寺造立、元和年中切沢より原町瀧沢へ善導寺を引移す。

- 一、鎌原越前吾妻本領願に付甲州より本領安堵の證文被下置其文に曰、

齋藤押領間於信州海野替地出候然る處依爲齋藤没落去以檢地如相改赤川南面二百貫文の所任先判旨可被致知行

者也

永祿 (年月虫喰不見)

信玄御朱印

追て赤川熊川之山同前

鎌原越前殿

一、天正元年四月十二日甲州武田信玄逝去遺言にて三ヶ年隱置、同三年五月武田勝頼三州長篠之合戦勝利を失ひ山形三郎兵衛、土屋宇右衛門尉、眞田源太左衛門、同兵部丞共外諸士悉く討死す。武藤喜兵衛に眞田家相續有べき由主君勝頼被仰出候に付、武藤を改め眞田安房守と名乗りける。

一、同年春の頃北條家より白井永尾左衛門方へ申遣しけるは、武田大膳太夫勝頼去年長篠合戦に打負忽衰弱諸侍皆力を失ひ當正月氏政妹を妻室として一門の好誼を結び其上我等幕下にと有義なり。其近辺諸侍此方へ相附候様望は奉公の忠によるべし村上柏原尻高へ此由申遣尻高三河守は長尾入道の掣なり。一和せしむるに於ては越後國境まで可出置由氏政書面を以て申遣す。又長尾左衛門内々にて諫言を致すに由り小田原方と成にけり。

一、天正七年頃より沼田、吾妻靜治の爲め岩櫃に城代として海野能登守を置く。

一、矢倉鎮守鳥頭大明神鰐口銘有り。海野長門守敬白天正七年と有之候由也。

一、柏原村上尻高小田原方へ一味の由眞田家へ聞えければ是より沼田吾妻合戦止む時なし。

一、甲州より海野長門守へ御書有之、

改年爲祝儀矢根到來喜悅候猶土屋宇右衛門尉可申候恐々謹言

正月十七日

勝頼

海野長門守殿

一、海野能登守輝幸沼田へ移り城代となり、同長門守岩櫃城代となる。然る処能登守逆心の由にて眞田安房守舍弟隠岐守討手大將として沼田女坂と云所能登守父子討死天正十年十月廿三日の事なり。

一、海野入道子四人有り羽尾某海野能登守同長門守同郷左衛門。

一、海野能登守子四人あり。長男中務大輔次は女子にて原監物の妻三女は根津志摩守の妻四は男にて海野久兵衛後に郷右衛門となる。大阪にて討死。天正十年より沼田城代矢沢薩摩守。

一、天正八年大柏木羽尾入道可攻由海野長門守大將として湯本三郎右衛門、同左京、鎌原石見、横谷左近、浦野平兵衛蜂須賀伊賀守押寄る。羽尾入道討負、菅尾方へ落行ける。同三月十一日大戸眞樂齊岩櫃方になる。右の趣信州へ申達し信州より返翰写置候。

其地兩城手に入り候事大悦せしめ候此上猶其元諸士等申合相頼み候間万端心を合可致世治の段肝要に候 以上

三月十七日

昌幸

海野長門守殿

吾妻諸士御中

一、同年七月村上落城なり。村上掃部の介城主討手大將海野長門守、富沢伊豫、同豊前、同伊賀佐藤、唐沢、山田、田村等なり、落城後富沢を被置ける

(吾妻古戦録)

- 一、同年十二月廿七日海野長門守、池田佐渡守、海野郷左衛門、渡辺茂左衛門、海野、深井、都合百四五十騎尻高へ懸り被攻尻高攝津守討負落行處流矢に當り死す。攝津守内名ある輩は高橋、小淵、清水、劍持、小野、松本、入沢馬之丞、久保左近等也。攝津守舎弟新三郎は白井方へ落行ける。
- 一、横尾八幡の砦は尻高三河守家老塩原源太左衛門、同織部、同源吾、小淵、高橋、小林、小野楯籠りける。此の砦へ押寄せる輩は唐沢玄蕃、蜂須賀伊賀、割田下總、富沢豊前、山口、中田、伊能、深井、田村、角田、同五郎左衛門綿貫隼人要害の大將塩原源太左衛門討死同源五郎は富沢豊前に討れける。塩原の死骸を埋めし所は今に塩原と云ふ。
- 一、天正十九年正月岩櫃方より割田下總、唐沢玄蕃、富沢豊前、同伊賀、深井、蜂須賀、山田及び有川、桑原、山口等尻高小矢野の城へ攻めかゝられける。城主尻高三河守討負白井の方へ落行ける。
- 一、同十八年 白井城主長尾一同越後へ落行上杉を頼むと白井城主は上杉家の家臣長尾四郎左衛門尉平景春法名伊玄と申しける。憲景入道一井斎の時天正十一年未の四月二日五十一才にて卒す。
- 一、天正八年秋の頃猿ヶ京落城なり。城主は知高左馬之助と申しける。沼田城代海野能登守攻かゝる時左馬之助死す。是は死せしにあらす討負け師田恕林寺へ落行切腹しける。時の住僧春朔和尚は左馬之介の縁者なる故死骸に薪をつみ火をかけし故伽藍一時に煙りとなり住僧は厩橋へ落行き片貝の邊に庵室を結び住けるとなり。

### 北國太平記卷の三寫 三國峠合戦並に栗村肥前守猿ヶ京放火の事

爰に瀧川左近將監一益が勢同儀太夫と申す者あり。柴田、佐々木兼て約せし如く武藏上野兩國の勢壹万余騎を引率し三國峠より亂入して押寄せらる。抑此三國と云は上信越三ヶ國の境にて尤嶮岨の切所なり。此所の討手として志水の城主長尾伊賀守、樺濁の城主栗林肥前守を大將として高橋修理之助、松本左馬之助以下向へり。

然るに天正十年五月二十三日瀧川儀大夫此所へ押寄せ自らさいはい取揚、眞先に進で攻登る。上杉方には長尾伊賀守先陣にて栗林肥前守は二陣にて堅く備えたり。元來上杉方の軍立諸家に勝れて烈しければ先陣長尾勢思ひ、戦具を手に手に引提げ鎗の者共押退け矢の一つも射させず一同に吟と競て眞下りに切かゝる。寄せ手敵を笠に着何かは以てこたへざき崩れ立て逃退く。瀧川が二陣の勢も坂中なれば助けること叶はず崩れける。早り雄の越後勢勇み進て追ひかけしかば引返して討死するもあり、或は切所に行き詰りしもの敵に討る者、其外峯より深谷へ頭れ死す者其數知れず。上道壹里半程ひた逃退て猿ヶ京の城へ逃入たり。

上杉方は小勢なれば漸く十七八丁追打して夫より勢を引上しかども、崩れ立たる勢のくせとて跡より逃來る味方を敵の追とぞ心得て後れじ負じと逃げる間、かほどまで長追はせざりける。上杉方には討取る處敵の首二百余級を得て勝鯨波を揚たり。世人今言ふ三國峠合戦とは是なり。

去程に栗林肥前守は今度三國峠合戦の二陣を受取りし故思ひの儘に働かざりしこと不意なく思ひ、一高名して大將の御感に預からんと巧みしが織田方は多勢なれば、自然此所へ敵寄せ來るも知れずして長尾勢は峠に殘置き松本左馬之助、高橋修理之助等で我備へに組合せ、同勢として同廿五日夜猿ヶ京に打寄せたり。瀧川が勢は思ひよらざること故上を下へとそらどうす。松明よ太刀よ物の具よとひしめいて矢はえびらに負ひながら弓を忘れ、甲を着たる者は鎧を忘れ、鎧

一具に五三人取付、我よ人よと争ふ程に後には引合ひ組合ひ蹈合人多かりける。然れども物馴れたる兵共鎧一着して討て出んと進みけるを、瀧川下知して一人も討出すべからずと制し用心堅固に叩へたり。栗林は猿ヶ京在城を悉く放火して城際まで手輕に勢を引揚たり。織田勢是より彌々恐れて其後三國峠へ働き出す猿ヶ京の城に引籠り居たりける。

天正十一年白井城主長尾左衛門尉輝景、北條安房守方へ申し遣はしけるは、中山を乗取たる勢を以て吾妻御手に付らるべき由に付、北條氏邦赤見山城守を先手として出でて師田、須川まで責寄せ、斯て吾妻より唐沢、池田、割田、蜂須賀五十騎斗り都合三百余人辻の原、布施川原にて南方討負けて敗北、吾妻方首級三十討取り信州へ申達しければ眞田安房守感悦不斜旨相働き候者へ感狀給ひける。其文言写し

今度抽んで相働き候段本意の上は須川辻分一町畠の所相出候猶依戰功可加重恩者也

未の七月十五日

昌

幸

林 彈 左 衛 門 殿

或本に曰く、永祿六年十月十三日甲斐の將眞田幸隆岩櫃城を攻て是を取る。初め岩櫃の城主齋藤憲廣の甥則定と云る者あり。性多欲なり。甲斐麾下鎌原重幸利を啗はしむ。密に内應をなし之を眞田幸隆に報す。幸隆乃千兵を發して之を攻む。其子信綱室賀義平、三枝松重貞二千余騎を卒し暮坂峠より信綱の弟昌幸矢沢綱隆と五百人を卒し大戸口より進む。憲廣之を聞き兵を分て拒守し甲斐兵至るも壁を圍みて不戰。是夜則定火を城中に縱て海野幸光弟輝幸之に應す。憲廣大に驚き爲す所を知らず。

甲斐の勢之に乗じ前後より攻撃す。憲廣支ふる事能はず其子憲宗と城を捨て嶽山に走り間道より越後に至り長尾謙信に投す。幸隆人をして之を武田信玄に報す。信玄大に悦び幸隆を以て吾妻郡を治せしむ。

唐沢玄蕃方へ池田佐渡承りにて知行賜ひける。

其文

二貫文	助左衛門	一貫文	百在家
六貫文	ながやくら	一貫文	と屋分
二貫文	新左衛門		

天正十一年卯月五日

佐渡守重安判

唐 沢 玄 蕃 殿

以上

次に

年來奉公候條爲屋敷地明地の内五貫文荒地二貫文合て七貫文遺置候以來(こ、欠字有り)可致奉公者也依て如件

子の七月十七日

根津助右衛門尉

唐 沢 玄 蕃 殿

奉 之

(右一書は唐沢氏所持致候正眞の感狀披見の上写之)

天正十二年申十月下旬、家康公從甲府信州伊奈の城中に御座を移し、信州足輕侍大將衆へ御朱印被出置候は天正十一年九月二十八日なり。然る処眞田安房守上田在城にて近隣過半は眞田に隨順す。斯る處室賀入道斗り眞田に隨はず甲府へ参りて家康公に申上げるは、近日上田へ罷越し密に相謀り眞田を可討取其節御加勢可給由申上げる。然るに入道の家子

同苗孫右衛門心替りして上田へ参りて右の様子申上げれば、安房守喜悅不斜日限を定め室賀入道を招請可被成段約束にて孫右衛門歸宅す。斯くて日限に相成ければ室賀入道は願に幸と喜悅して上田へ参りける。上田には兼て室賀來らば打取らんとて一間の内に力士を隠し置ける人々には木村渡右衛門、北能登、白倉武兵衛、長野舍人右の四人室賀を討取りける。入道の家臣桑原八之助、堀田久兵衛、松沢五右衛門主君討らるゝ故手痛く働き桑原手負ける。其後此三人を種々なだめ眞田へ被召仕ける孫右衛門は討もらしける。

天正十二年申十月日家康公鳥井彦左衛門、大久保七郎右衛門の尉五千余騎にて上田神川に合戦す。眞田方へ二千五百騎被討取殘兵大半手負引退く。重て大軍を以て眞田退治可有之由聞えありければ、眞田安房守上田の城には嫡子源三郎を殘し置き一門引連飛彈國を越し京都へ登りて太閤秀吉公へ申上げれば、御悦びありて参万石賜京都に被取置し後に秀吉公の御扱にて信州へ歸國す。

天正十二年の頃割田下總只一人中山城の様子窺ひとして中山へ行けるが、下総は元來忍びの名人なりければ城内に忍び入けるに、夜盗入りたりとて追ひいだされ無念に思ひて又々城内へ立歸り人音静まりて馬に鞍を置き門を開き馬に打乗り名のりければ、横尾住人割田下總初見参に御引出物に乘馬賜り忝く此御礼には重て此城を責落し申べく人々御取次頼入ると高聲に呼りて一鞭を當て不動峠の方へ走りける。城内には此聲を聞くよりも割田打取れあまさじとて西の原迄追かけしが、遂に割田を追失ひ下総は丑の下刻下りまで無難宿に歸り來りける。

其後尻高の住人林彈左衛門と云者あり。此者中山村平形、後藤、飯塚、林、何れも縁者なれば、林彈左衛門中山の者を誘なひ天正十四年八月十七日夜討に押し寄せ中山城を乗取りける。昌幸より林彈左衛門へ證文有り

当地中山の地へ親類引連被相働候儀一入神妙に候依之割田新兵衛分相出候此地は名方へ先手形出之候得共最前望み今般の奉公又不淺之間出置申候若し又先判者不測之忠信中候は替地受取返し申べく候此上稼申候は又須川二貫の所重て可出之候仍如件

天正十四年九月七日

昌幸

林彈左衛門殿

(右證文写し違有之哉譯り不申候)

一、天正十五年岩井堂要害白井へ被責取れ富沢伊豫新牧(新巻)へ落行、同年大戸城小田原方へ責取らる。

一、天正十七年沼田は北條の領地となる。北條氏直上洛不致候に付關白秀吉公御尋ね候へば、上野沼田數年相争ふ所望に候沼田を被下置候は、上洛可仕と申上候に付沼田へ同年十月下旬爲上使富田左近將監津田隼人被差越眞田安房守へ被仰越候には沼田北條へ渡し候へ替地は家康より信州伊奈郡箕輪領差遣す由なり。依之北條は利根川切川より西は眞田領となり、沼田城代に猪俣能登守此附勢栃原、竹内、山室、青山、高田二百騎にて城代となり眞田家よりは名胡美城代鈴木主水を被置ける。然る所猪俣能登守此附勢栃原、竹内、山室、青山、高田三百騎にて城代となり、眞田家よりは名胡美城代鈴木主水を被置ける。一然る處猪俣能登守名胡美の城を乗取に付關白公翌年七月北條御討伐依之前代通り沼田は眞田領嫡男源三郎在城後從五位下号伊豆守。

眞田伊豆守より吾妻神社へ寄附覺

爲和利宮社領

七貫五百文

寄附畢

(吾妻古戦録)

武運長久懇祈可抽誠候者也依而如件

天正十八年八月 日

北 能 登

爲鳥頭社領

薄錢三貫五百文

寄附畢

彌向後武運長久可懇祈者也仍而如件

一、五 貫 文

頭 宮

一、二貫五百文

七澤(淺間神社)

一、七 貫 文

市 宮

一、八 貫 文

五反田 ちかと

一、七貫五百文

大 宮

一、五 貫 文

上 妻

一、三 貫 文

三島 鳥頭

一、五 貫 文

今 宮

一、六 貫 文

林 諏訪

一、一 貫 文

是は鎌倉殿より 天王免

一、天正十八年三月十九日關白秀吉公北條一家征伐の爲め京都を打立給ひ、中仙道より押寄せける。大將は加賀宰相利家公、越後宰相景勝公、依田、眞田、小笠原都合五万余騎なり。松枝安中は眞田承り加賀宰相利家郷信州香掛に陣す眞田方吾妻諸士松枝へ越行人々には鎌原、宮内少輔鎌原石見、富沢伊豫、同又三郎、横谷右近太夫、湯本三郎右衛門、同左京、同九左衛門、西久保治部少輔、植栗河内、荒牧宮内左衛門、富沢豊前、同大學、加茂大膳、唐澤玄蕃、池田、佐藤、蜂須賀伊賀、佐藤半四郎、田村雅樂介、塩谷掃部介、有川源六、同庄左衛門、北能登守、割田下總、同孫三郎、同隼人の佐、神保佐左衛門、狩野志摩、同七右衛門、同又左衛門、富澤主水、同主税、上原淺右衛門、一場左京進、同太郎左衛門、中澤越後、田中四郎左衛門、二宮勘解由、佐藤三郎兵衛、桑原大藏、伊能采女、茂

手木治郎左衛門、富澤七郎兵衛、福田久太夫是は吾妻郡にて地方五貫文、八貫文、十貫文、百貫文にて其時の宜敷に隨ひ御手先走廻りの衆なり。

又岩櫃には城代矢澤薩摩守、此の勢は山田與惣兵衛、池田甚次郎、川合八右衛門、山遠岡與五右衛門、蟻川入道、高山左近其外此附勢あり。山田文右衛門、一場茂右衛門此兩人は信州より來る。沼田先方金子美濃守、塚本肥前守

中村何右衛門、藤井甚右衛門、高野彦三郎、鈴木與八郎、此人々も前年度信州へ詰候へば信州より來る。

扱又信州勢には根津一味齊入道利直舍弟助右衛門幸直、同主膳、満里子藤八郎、望月主水、矢澤三十郎頼棟、大熊

鞆負、木村渡右衛門尉、丸山土佐守、子息藤五郎、春原惣左衛門、同勘左衛門、小山田壹岐守、浦野七左衛門尉、

深井三彌、桑原八之助、榎山内藏之助、松澤五右衛門、堀田久兵衛、赤坂清太夫、宮下藤右衛門、出浦上總之介、

川原左京、同惣兵衛、原監物、日置五右衛門、小野采女、樋口和泉、矢澤清太夫此外筆紙に盡し難し。惣騎馬二百

五十騎松井田の北細長原へ其日七ツ頃着陣す。

扱追手の大將加賀宰相利家卿越後宰相景勝卿都合三万八千餘騎にて笛吹峠より押寄せ一日三度のせり合に松井田打負引退く。先方惣勢にて大合戦有之。根津主膳峠にて討死、中村何右衛門其頃新之助と申す。敵を追かけ深入して

引退く。其夜九ツ半松井田方より加賀源六と申者忍びを申合せ火付に來り陣屋二棟焼落す。富澤主水見付て走り寄

り無手と組み源六も大力にて上になり下になり組合しが、主水に引たをされ生擒れ斯と大將の御前に引出され被仰

けるは、放火人命惜くば一命助くるなりと有ければ源六申しけるはあのやうなる小倅に生擒れ候は運の盡なり何し

に命惜しからんとくく首をば刎給と申しける。大將聞召し彼の者も心の剛の者望みに任せよとて終に首を斬れける

其夜田村雅樂助敵一人討取る。因て右兩人へ感狀有之、明八日城攻眞田方からめてに廻り此の方より押寄る割田下總竹束を付けければ、夫より段々竹束を付けける。下総靜かに引退き鎧を振ひければ鐵砲玉七ツありけり。御大將御感不斜備前長則の御刀を賜りける。

一、其翌日由良番勢を引連れ懸立つる所に佐藤半四郎武者一騎生捕り來る。半四郎勇力無双の者故馬上より引落し大あらはにて大將御前へ引出し大將御感悅不淺半四郎改め軍兵衛に成され感狀を賜りける。

今度其方抽で相働き敵一騎生捕來る條無比類候依之折田の内二十貫文の所出置候向後彌奉公可爲專一候仍而如仲

天正十八年五月二十八日

昌 幸

佐藤軍兵衛殿

如此之感狀に相添備前勝光刀給りける。此半四郎父は佐藤豊後とて大剛者なり。此軍兵衛は昔の佐藤忠信にもおとらざる勇力と人々申合けり。

一、或老人曰、佐藤豊後は折田將監の聲に成折田軍兵衛と名乗り由申候。折田將監は本姓大河原下總と申候由、或人曰大野下總折田軍兵衛と改名いたすと被申候。

一、其日晚景に由良信濃守士卒下知して引取所に、やぶかげより富澤主水大將由良信濃守を鐵砲にて討落首はとり得ず然共感狀給る。

今度於松枝合戦敵之一將打落事無比類働神妙に候依之吾妻之内五反田三拾貫之所出置候向後彌可盡忠節者也仍

而如件

天正十八年寅五月廿九日

昌 幸

富澤和泉どのへ

其日富澤主水を同和泉に被成御感狀相添月山大刀金子壹兩被下候事

此感狀疑敷御座候小判小粒は慶長元年より初る然共林氏記録の通り写置候

一、翌日城攻なし然所眞田源三郎信幸手廻り若侍廿騎計惣人数三百計妙義山麓諸田の邊迄放火してなくさまれけり。其近所北條方多目周防守ひかへたり。城より此由見えてあれに見ゆるは眞田なり討取とて安中を大將として其勢二百騎計りにて取懸る。安房守此由御覽じてあれを見よと計りにておわします。源三郎信幸廿五歳若侍大將なれども無双の良將なりければさわぎ給はず三百計りの人数を引まとい小塚の上に登り鎧の上帯を結びなほしければ安中勢如何思ひけん一軍もせず城中へ引入る。後此義を御父安房守御尋被遊ける。信幸御答申けるは最早存じつめ上帯しめなほすを見て敵おくれ引取りしかと申上げる。御父安房守御感悅斜ならず。備前長光の刀被遣けり。

一、其後惣攻にて松枝城落城なり。夫より安中箕輪責落し白井へ取懸る。白井城主長尾左衛門輝景越後へ落行ける。家老赤見、師岡、神庭降人に出る。白井二拾騎とて日頃は武道みがきしが小野子村へ落行ける沼田城代猪俣能登守此由聞き人々より先に落失せけり。富澤又七助重を沼田城代に差置候。此附勢青山へ高橋、林、戸沢等なり。上野下野三十八ヶ所三十日内に落城す。氏政は切腹氏直は降人となり文祿元年十一月四日三十一才大阪にて卒す又は高野山入卒すとも云。法名 松巖院殿前左京兆大圓徹公大居士



一、松井田陣歸り佐藤軍兵衛襄輪在家の畑中横切に馬乘にて通りける所の百姓共見付狼藉なるかな引落打擲せよと罵りける。軍兵衛言けるは、他所にて案内知れず御免あれと申ける。百姓共口々に打殺せと欠け來る。二人の若者馬上より引落さんと取付所を軍兵衛二人の者共がきょうでをつかみひぢをさし延べ宙にさげ一町計り行過此者共うでもぬけ死る計にていかに殿様命計りは御助給と申ける。軍兵衛申けるは、いかにもがき共よく承れ、吾妻侍佐藤軍兵衛といふ者也。汝たちをひねりころすはやすけれども一命助くるとて一振りふつて放しける。二人の者共鬼にあへる心してけり。夫よりして佐藤軍兵衛勇力と云事群馬碓氷にかくれなし。

一、同年秋末より上尻高村井伊侍從知行所に相成候。南北境定有其節役人廣瀬美濃守孕石源右衛門。

一、天正十八庚寅信州伊奈郡差上御所御引替に付吾妻諸士へ知行被下候證文写之

年來奉公に付我妻之内本領拾七貫三百六拾文川北式拾八貫八百文猿渡し内五貫貳百文中之條之内 七貫四百文岩下之内五拾八貫七百六拾文出置候向後彌奉公可致者也

天正十八年寅十二月十日

信

幸

大熊 靱 負

木村 渡右衛門

奉 之

唐澤 玄 蕃 尉 と の へ

此證文疑敷御座候殿の字奉公と書く時は不必此殿なり其外文言才不審也以上

今度知行御改候處本五貫貳百五拾文之所九貫八百九拾文に雖令檢使候年來奉公之間如前々出置候彌向後可抽戰功者也仍而如件

天正十八庚寅十二月廿日

北 能 登 守

奉 之

田 村 雅 樂 尉 殿

此證文本文披見仕候間文字少も相違無之様に写置者也

一、天正十九年朝鮮軍役割

一、四國九州高壹万石に付六百人出分也

一、中國紀州同高に付五百人出分也

一、五畿内同高に付四百人出分也

一、尾張伊勢濃州同高に付三百五十人出分也

一、若狹能州同高に付三百人出分也

一、遠州三河豆州同高に付三百人出分也

一、越後出羽同高に付貳百人出分也

一、關東高壹万石に付貳百人出分なり

一、眞田安房守同源三郎肥前名胡屋出陣に付田村雅樂助へ知行の書付給りける。文祿元年壬辰正月廿八日なり  
 同年壬辰卯月十二日名胡屋立朝鮮國へ渡ると有之後又名胡屋にて右雅樂助へ高内を内渡し候哉  
 合四貫百文高内分右者唐入就御供御重恩に被下者也以上

壬辰八月十九日

大熊韮負

田村雅樂殿

一、太閤記写文祿元年三月朔日より小西攝津守加藤主計頭先手として同二十六日関白秀吉公都を立て打せ給ふ。行列法  
 度正敷珍敷見物とて老若のゝしる聲岐に洋溢せり同月廿七日より跡備の勢日々打續卯月五日頃行滿(ママ)ぬ由肥前  
 國名胡屋は昔年松浦さよ姫が唐土船を慕ひし湊なり。此所を旅館に被相定也。九州勢として拵(ママ)惣軍勢に扶持  
 方馬の飼料水糧取等に至る迄四十八万人の兵糧無懈怠下(ママ)行之陸之勢は小西攝津守、加藤主計頭を魁として二  
 十五万餘騎船手勢は九鬼大隅守、島津陸奥守、加藤左馬之助、藤堂佐渡守、脇坂中務大輔、木島兄弟其勢三万餘、  
 船手の奉行福原右馬之助、熊谷内藏丞、毛利民部大夫、寛和泉守、其勢六万惣大將には備前中納言秀家惣奉行増田  
 右衛門尉、石田治部少輔、大谷刑部少輔也。文祿元年卯月十日悉彼浦へ着船すと也。

### 朝鮮爲御用意大船被仰付覺

一、東は常陸より南海を経て四國九州に至る迄海に添たる國々北は秋田酒田より中國に至る迄其國々高拾万石に付大船

#### 二艘宛用意可有之事

- 一、水手之事浦々家百軒に付而十人宛出させ其手々々大船に用可申候若餘の水手は至大阪可相越之事。
  - 一、藏納は高拾萬石に付大船三艘中船五艘宛作り可申事。
  - 一、舟之入用大形勘合候而半分之通等用奉行方より請取可申候相殘分は出來次第請取可申之事。
  - 一、水手壹人に扶持方二人此外妻子之扶持遣し可申之事。
  - 一、船頭は見計ひ次第給米等相定可申事。
  - 一、陣中小者中間は下女扶持其者之宿へつかはし可申候是は今度高麗名護屋へ立申候者不殘如此。
- 右之條々無相違令用意天正二十年之春攝州播州泉州之浦々に令着岸一左右可有之者也

天正十九年正月廿日

秀吉

### 就高麗陣掟條々

- 一、人数おし之事、六里を一日之行程とす乍去遠近六里内外奉行計ひ次第たるべきなり即宿奉行定之條前後論なく萬つ  
 順路之可有之事。
- 一、旅宿屋賃は出申間敷候薪秣等之代は宿主と相對し出し可申候事。
- 一、浦々番等に有之者屋賃之義出し可申候鐵砲者杯の義其主人出し可申候事。
- 一、泊り々々にて扶持方馬の飼口下行之事。

一、押買狼籍追立使其外萬非義有間敷事。  
一、泊り々々宿々において理不盡の義仕出し候者有ば當坐にとがめかゝり候口論に及ぶ間敷候 其主人の假名態々記付其上を以て可相理之事。

一、何事においてもいたづらもの一揆の徒党がましき様子あらばひそかに告知らすべし一廉御褒美可被行之事。

一、壹里々々に早道二人づゝ置候て名胡屋と大阪との用所早速相叶様可有之事。

右條々堅可相守此旨違背義あらば奉行人迄告知らせ可申者也。

一、甲午八月廿五日關白秀吉公御歸城成悉歸國也。

一、文祿四年乙未中の庄河原宿を引下之町割申候。

一、慶長五年六月長尾景勝謀叛に依て江戸中納言秀忠卿七月二十二日宇都宮迄御出陣。 然る所眞田安房守石田治部少輔に一味たるの間父子双方へ引別し御父安房守は宇都宮より信州へ御越被遊、伊豆守此段沼田へ申被遣城堅固に相守可申旨被仰遣夫より秀忠公へ右の段言上被成候得ば孝を捨て忠を存し候思寄之段祝着の至不淺候。 我天下の主とならば今の忠義には百萬石つかはずべしと御約束被遊候

一、沼田にて用心堅固御城相守候所如案安房守様白井より安中作左衛門を以て仰遣はされけるは、我等事宇都宮より只今是迄罷歸り候其方へ參り致休息度由被仰遣留主之諸士何れと評議致兼御前へ申上る。 御前は兼て御用意被遊ければかゝり火とて大力の女房有けるに長刀を被爲持一間へ御出遊しけるが、時にかゝり火作左衛門殿是へ御入候へとて左の手にて作左衛門が右のうでを取れば五つの指より油のしたゝる如く血流れける。

作左衛門迷惑いたしはなち給へかゝり火殿といへども、はなさず御前は長刀を杖につき被仰けるは大殿様は是へ御入との義委細承知致候みづからは木曾殿の巴ほどこそあらじとも女合戦いたし御目かけ可申と能々申上よ作左衛門と御座を立たせたまふ。 御前の捨置せ給ける長刀板敷をつきとほし五六寸ねだへ入けるとなり。 かゝり火が力には一入まさりておはしましける。 作左衛門は鬼にあへる心地早速罷歸り御返事申上げれば安房守とかうの御言葉なく信州へ御歸城なり。

一、同八月下旬中納言秀忠殿諸軍勢を引率眞田伊豆守御案内にて信州伊勢山御発向先勢を以て一戦後陣にて二合戦乍兩度打負引退く。 秀忠卿無念に思召今度はせひ實落とて伊勢山の城外門に押寄給ふ。 折節安房守基をうち給ひけるか物見武者馳來り只今大手に敵寄來り候と申上げれば御大將安房守聞召爰をきれば彼しこをおさへと碁の御言葉にて少も驚給はず、最早敵の門を破り扉をのりこえ候と申上げれば、其時に時分能と御下知有れば弓鉄砲射かけ打懸鐘長刀にて突伏伏門外一押出又此度もさんぐに寄手かけたてられ引退く。 秀忠卿被仰けるはいや、此城に取懸人數を損じ無益なり上方の大敵退治せば此城自滅すべしとて濃州へ御発向被成ける。

一、將軍家康公濃州青野原にて御合戦勝利を得給ひ、石田治部少輔、小西攝津守、安國守等生捕安房守此由聞給ひ次男眞田左衛門一同高野山に登る。 將軍家康公眞田伊豆守へ被仰遣けるは父安房守当家へ弓を引殊に大敵父子共に首を切りて可出由被仰遣伊豆守御返事申上げるは、父昌幸企逆心不忠の段言語に難盡、乍然御訴訟申上候旨御上意を背き奉り候後ば八逆罪父を殺せば五逆罪なりと申上るに、無據以前百萬石知行可被下置との御約束乍恐即夫を差上あはれ願くは御慈悲を被加、高野山に引籠り法躰仕候父の命御助被下置候はゞ生々世々難有可存候。 向後企悪心候に

おいては餘人にかけて申問敷某罷同ひ首級を取御目にかけ可奉候趣證文を相添御訴訟被成候得ば父弟の一命御赦免の由眞田安房守伊勢山籠城の砌り岩櫃には大胡之城主牧野右馬助被爲守と也。

一、慶長十一年武州江戸御城再興の御普請あり。

一、同十九年甲寅岩櫃城内に市立申候由達上聞御不審有之俄に平川戸の町を引原町割申候。

### (吾妻古戦録 大尾)

以下「吾妻四郷之事」よりあととは古戦録中のものにあらざるべし。恐らくは後人の餘白を利用して書き附け行きしものならん。今之を省略せずありのまゝに保存す。

#### 吾妻四郷の事

- 一、膝突郷 吾妻ぬる川大戸三の倉みのわ澁川利根落合迄で一郷と名付たり。
- 一、西中之條郷 吾妻川白井迄尻高中山利根須川とを曰ふ三國四萬谷迄一郷なり。
- 一、坪井郷 ぬる川碓氷峠浅間山鳥井峠三島迄一郷なり。
- 一、三嶋鎌立郷 三嶋村須賀尾大柏木川原畑横谷岩下吾妻川を曰一郷なり。

#### 我妻七郷七ツ石の事

- 一、西中之條郷 一、小泉郷 一、坪井郷 一、志原郷 一、白井郷 一、須川郷 一、尻高郷
- 横尾長石、蟻川割石、大道囃石、山田かわいご石、原町立石、青山亀石、市城平石

#### (蟻川銀太郎氏所藏吾妻古戦録)

卷末に上州西中之條、鹽谷金野、佐藤□止、蟻川七兵衛(七治郎)明治五年申蟻川七治郎(天保五年生明治卅四年おはる)後銀太郎とあり

#### 一、吾妻郡之事

往昔は山代庄と申候。七社明神すいじやくより以後吾妻と名附たる。一説は尾州熱田大明神東夷征罰に下向座し当國上野の長者にて一宿□□彼の長者の吾妻姫と申娘に近付給ふ故あづまと名付申す。彼のあづまひめはあづまや権現と現れ給ふ。

一説には山田神妻明神とあり

#### 一、吾妻四郷之事

人王四十二代文武天皇御宇天下之國郡合分記給時國郡割郷村々定給ふ御事。

- 一、膝突郷 吾妻川、ぬる川、大戸、三の倉、みのわ、澁川、利根落合迄是を一郷となづくるなり
- 一、西中之條郷 吾妻川白井まで知高中山利根川須川とを曰ひ四万谷まで一郷なり
- 一、坪井郷 ぬる川碓氷峠浅間山鳥居峠三嶋まで一郷と也
- 一、三嶋鎌達郷 三嶋川、須賀尾、大柏(木)川原畑、横谷、岩下、吾妻川を曰ひ一郷也

右は蟻川氏本なり。關口本には吾妻郡之事端書なり又其後大同少異なる点多き故右に記す

一、尻高に付兩説あり。一説には兒持明神御夫婦あふ山のなく田川にて御逢被成互に御歎なされ候故尻高なみだ川と名付たり。

一、又一説には源頼朝公三原御狩被成、夫より下野那須野へ御通りの時、岩本を御覽なされ御尋の上所の者彼の岩はあづまの大蛇石と答へ頼朝公頭より尻たかと被仰候より尻高と名付たり。今尻高と書き來ること本説なり。

### 一、郡境の事

一、北は吾妻屋西は平湯岩紅葉不動のこしの坂、(一説にえんの板写誤ならん)千貫山、東は横堀、廣瀬白井、戸ガノ南は布を川、榛名の沼、長井坂、クゴミタケ淺間鳥井白峯魚の川三坂峠なり。

一、我妻郡代は北條泰時時代吾妻太郎行盛川戸村の要害在居。

一、我妻岩櫃城主齊藤越前守義忠足利將軍天下の時越前の國大野より國替にて吾妻地頭なり。弟大野次郎、同富沢三郎越前守子攝津守義宗、子左衛門尉宗實、子越前守盛實此代越後國へ御牢人なり。大野下野後に佐藤軍兵衛と名乗る由富沢三郎嫡子但馬守子伯耆守其子伊豫守此代用州信玄公の旗下になり同三郎次男出羽守此子供五人あり。

齊藤越前守岩櫃在城新羅左衛門大戸城主武藤刑部左衛門岩井堂の城主尻高三河守古城に住所なり後に尻高へ移居なり。阿佐美右衛門中山在居なり。白井の城主長尾左衛門入道、永田伊賀守西中之條なり。是を吾妻七旗と申しける

### 七 社の事

見附山和利大明神 鹿若次郎和利判し難し(藤原和利)

武部山兒持大明神 子持御前

岩下鳥頭大明神 御若君 尾州熱田鳥井先にて御誕生あり

尻高山代大明神 藤原權守成次 上野郡代右山代庄なる故に名付(蟻川本に藤原權三郎成次)

大鳥山半手木大明神 侍從局

小泉白唐馬大明神 舍人

笹尾明神 山代明神の妻也

此七社縁起有り人皇四十代天武天皇御宇安野權頭廣明の御子なり。

川戸村頭の宮吾妻太郎行盛貞和の頃一戰に討負立右にて腹切り自身首なげ候其首を神に納り候(式曰)事或説右はなり。上人の事なるべし。

一、岩下行沢寺右には二十一番とあり我妻順禮縁記有り(本願權律師行連)

大永七年丁亥六月十三日 齋藤越前守

一、三嶋大御堂 大永七年 地頭浦野新兵衛繁信

一、洗坂蓮花寺 天正三年甲午十月十八日權大僧都知勝(院)正覺住 (或説に天文三年甲午年とあり)

一、岩井堂 延文五年子三月(藤原季長の創建なりと)

一、建久四年四月源頼朝公三原御狩の時草津名湯きこゑ有り

- 一、千俣鎌大明神 頼朝公まり被遊候故其所傍鎮守と祠を作り神と申すなり。
- 一、日向山定光寺薬師 往昔源頼光家臣碓氷の定光道心記上陽松井田に引籠り其后吾妻四万へ湯治仕候 則ち本尊差置れ 是は天竺月界長者ゑんぶだごんにて奉鑄し門窓殿建立美濃の國住人清水八郎次と申者 草津へ入湯仕候得ば或夜の夢に老翁來り、我は四万日向の者也薬師の宮殿建立あらば病氣本ぶくすべしと有りける間則ち天文四年乙未始候同六年丁酉十一月十六日供養致候。
- 一、普光山善導寺人王九十五代後光嚴院御宇貞和四年乙巳法然上人九代識阿空寂上人鎮西より同道三人此國に下り 寺建立。是は識阿上人の弟子なり。是は三人法師のもらいにて建立なり中頃山号寺ふ□寺場相皆申候。(此處讀兼たり) 昔日三ヶ所の寺丹部村桐沢寺、山田村善福寺、大柏木村三福寺、昔日は善福寺と申候。右は中頃より普光山善導寺と申して原町へ移り残り二ヶ寺は繁盛不致となり。善導寺御母子西國より尋來り其后榛名山の沼に入候沼端に石塔あり。
- 一、清見寺後長岡に古哥あり。長岡や永田の原のさしもぐさ花を折田ににじのかけはし
- 一、岩井長福寺人皇九十四代花園院征夷將軍小藤九郎盛長日本惣次所となる。盛長開基此寺建立なり。
- 一、伊勢町林昌寺永延七年我妻城代矢沢薩摩守開基なり
- 一、双林寺應永二十二年長春院御代月江和尚建立也。在寺(?)御二年永享八年遷化なり。二代目一秀和尚玉泉寺の開山也。

我妻や小野子の里は寒むからじ布を南に着と思へば

此古歌布施大臣金善公詠歌一説には此度上州箱島へ流人被成染葉の前とも申奉る。我妻鎮守諸事(以上説兼たり)

- 一、尻高熊野三社大權現往昔人王十代崇神天皇御宇豊城入彦尊御建立なり
- 一、横尾八幡宮天平神護元年乙巳御建立と云々。
- 一、小野子金善神。是は桓武天皇の王子なりと申傳ふなり。少しの御誤りに付上野國箱島茅ヶ井へ流人被成。其頃小野子村に頼み入る長者あり此處へ御移り被成禁中より御赦宥被成御歸京七年カ間然る処にすないこの明神彼の御せんに御留り(通?)被成七人御子ありて檢笹長福寺みつ野 如意腐根利木神宮坂甲里瀧口おいぬの明神はおはしたなり。右入州(水?)成ひそかに御配(死)かい習(羽田?)に上り明神となり迷星明神と也
- 一、村上佐久間明神植栗村鹿嶋明神植栗安藝守殿の天文元年頃建立なり。
- 一、川戸村一の宮大明神七澤淺間二社共に貞和年中吾妻太郎御建立なり。
- 一、大戸木枯明神新羅刑部光信永治年中建立なり。
- 一、須賀尾村諏訪大明神建久四年源頼朝公鹿狩にて諸人あせを流し頼朝公川にて御顔を洗ひなされ人々も皆川にて面を洗ふ。頼朝公被仰候は皆に素顔かとありければ須賀尾と名附たり。鹿の頭諏方へ奉るとなり所之者其取を諏訪大明神と祝ひ申すとなり。
- 一、林村諏訪大明神同前佐々木秀綱鹿一尾も不取と諏訪へ祈誓したる故則ち鹿を得たる其所諏訪明神建立なり。
- 一、今宮羽尾二社共其節建立也。

一、草津湯泉の明神建久元年に湯本源次郎建立なり。  
一、金剛山大岩寺不動

二、山田神妻明神或る説に上野長者娘と云。式に曰く石見の國の神妻を勸請したるべし。

一、原町大宮は斎藤越前守義忠本國戸羽(猿ヶ京兩宮は小次郎殿御建立と申傳へり)

一、猿ヶ京西宮明神は小須川殿御建立と申傳へり。

一、中山三嶋大明神

一、岩櫃城主齋藤永録三年辛酉羽尾左衛門殿内書にて田村甚右衛門、高野半六慾心故たばかり岩櫃本城にてうたんとしたるところを越前守殿裏より御出被成田村矢をつかへ申候。を越前殿御目を開き申されければ二人は前後射たる故其儘越前殿越後の方へ御牢人なり。右は越前守義忠より四代目滅亡なり。

一、抑我妻は信玄公の御手に入り申し事羽尾殿の故なり。次に海野入道の嫡子羽尾殿の跡つぎ被成候故鎌原大和、西久保治部、湯本源三郎、山本九右衛門、横谷惣右衛門此五人衆信玄公の御手に付申候。彼の羽尾十之助も海野能登守沼田横塚にて腹を切海野長門殿岩櫃にて腹切し故後には三原作次郎と名乗り伊豆守殿へ二百五石にて罷在候。

一、高野半六、田村甚左衛門齋藤越前殿と相談致し永田伊賀守殿嶽山に御座有りしを二人嶽山へ來り伊賀守殿へ對面仕り色々出しの項に斎藤殿滅すべしとたばかり則ち戸がりやの麓迄伊賀守殿を引入れ其所にて前後より切り殺し申候。一、齋藤御内儀能く武士に勝れたる間嶽山へ御移り被成家來に蟻川圖書と申その大剛の者故御前に付奉り嶽山に罷在候越前殿御牢人二年の後に海野長門守嶽山を攻られ申候。嶽山落城の時蟻川圖書能き働にて騎馬十一人迄切落し身は

は恙なく高井太郎左衛門の馬をうばひ其馬に乗り下野佐野迄にけ申候。「蟻川本、吾妻郡之事なり此々迄」

一、三嶋村浦野右衛門の孫浦野平兵衛信玄公の御手に付永録六年の時也。岩下富沢伊賀守、割田下總、蜂須賀是等七人甲州方に罷成申候間信玄公より海野長門殿岩櫃城代に被置候。大戸村新羅左衛門も甲州へ降來致し信玄公の御手に付き申候。

一、永録七年丹下山口織部、山田與惣右衛門、青山湯本九右衛門、厚田一場太郎左衛門、中之條鹿野志摩、中澤越後、割田隼人、富沢治部、佐藤豊後、高野半六、岩井堂の城主武藤刑部左衛門、村上掃部次に沢渡富沢出羽守三男治部跡次に村上に罷在候。甲州方の手引にて治部武藤へ逆心致したばかり佐久間明神の前にて武藤を二刀にて切り殺し信玄公へ忠信致し是に依て信玄公御朱印被下候。

今度忠信依無比類於上野の内九拾貫文の所出置者也彌可抽忠切者也

永祿七年丑三月十一日

□井山城守奉之

富沢治部少輔殿

甲州より富沢伊豫守唐沢玄蕃岩井堂の城代に被置候。治部駿州長篠にて打死仕候。依之甲州より御狀來り候其文言

一書申遣し候

此度治部駿州長篠大手先にて被討申候舍弟左衛門尉を跡目差置可申爲其如此申遣候

天正三年六月廿五日

眞田隱岐守

富澤出羽守殿

(吾妻古戦録)

依之佐衛門尉を治部跡目罷在候。後に平形左近、野村彌平次、飯塚出雲三人の座敷酒盛り場にて左衛門尉を討つ。其後岩井堂へ押掛け富澤伊豫守をば鉄砲にて討殺し、唐澤玄蕃城を逃出し申候を左近彌平次追掛申候を市町村者共飯塚主水始め防ぎ申候故玄蕃命助り逃のび申候。尻高三河守殿は古城に在城なり。嫡子源次郎殿尻高在城なり。彼の源次郎妹白井長尾左衛門殿内方に罷在候故長尾殿と一味致し小田原方へ一心の企有之、依て河田又左衛門、林新助式人尻高殿逆心の趣矢澤但馬守殿へ註進致候。

依之富沢豊前、割田下總、同與左衛門、同隼人、山田與惣兵衛、植栗安藝守、神保加賀守、渡辺茂左衛門惣人数二百九十人押掛け申候。三河守城を出尻高へ落候所下総隼人追打仕候故三河守ひつかにて討れ玉ふ豊前與惣兵衛二人は八幡の要害に追掛け城を迫落し豊前、與惣兵衛八幡要害罷在候。古城には五郎明神方より浦野平兵衛、蜂須賀、田村雅樂尉其外都合百餘騎鉄砲打掛申候に付城中人々川西のがけへとび申候所を渡辺茂左衛門十六才の時城下にて式拾四人討取り申候。依之大阪陣の時覺えの者として伊豆守殿より竹束の役に渡辺茂左衛門被仰付申候

一、富澤豊前は八幡の要害に尻高押へに罷在候。尻高源次郎も會津口へ御牢人なされ候。

一、中山地頭城主中山右衛門の佐津久田の要害にて討死の後家臣阿佐美右衛門□門人小田原へ心替仕候を金井外記甲州へ忠信仕、依之矢澤薩摩守大將にて浦野平兵衛、富沢伊豫守、割田下総守、植栗安藝守、神保伊賀守、■富澤伊賀守惣人数五百人にて阿佐美左衛門を攻られ左衛門殿腹を切られ其かはり中山右衛門尉殿城代に罷在候。

天正十七年小田原北條氏邦より赤見山城守を中山城代に差置申候。天正十八年小田原滅亡候故赤見山城守も眞田伊豆殿へ参り三百石にて罷在候。

### 我妻七騎の事

岩下 富沢伊豫守 三嶋浦野平兵衛 山田富澤豊前  
本澤渡唐澤玄蕃 同村富澤伊賀守 横尾割田下總

蜂須賀

是を吾妻七騎と申候

佐藤豊前 丹下山口 織部 四万山田與惣兵衛  
青山 湯本九右衛門 中之條鹿野志摩 中澤越後  
植栗安藝守 神保加賀守 割田隼人  
植栗伊能采女 厚田一場太郎左衛門 高津割田與右衛門  
横尾割田與兵衛 中之條伊能左京 二宮勘解由  
大岩 宮崎勘兵衛 大川原 網 タケ山富澤主水  
澤渡 關太郎左衛門 中原田村新右衛門 嶋村茂右衛門  
五反田 田村雅樂尉 中之條鹿野右衛佐

天正十年壬午八月七日

田村久助殿  
(吾妻古戦録)



今度於留守中別て稼候由條丹下の内松村喜家貳貫文如此出置候向後彌々於奉公可令重恩者也

天正十年壬午九月三日

昌幸御判

山口吉助殿

以上京都御普請に付御供被仰付九貫文此永樂出置候。

天正十三年乙酉朔日

昌幸御朱印

田村雅樂尉殿

今度知行御改所本三貫文の所八貫弍十文雖令檢使年來奉公候間如此出置候彌々向後可抽戰功候はゞ可令重恩者也

天正十八年庚申十二月廿日

北能登守奉

山口織部殿

外二通略す

沼田城主沼田万鬼齋居住。同次郎殿舍弟平八殿景義川場に居住。天正七年東上州武田勝頼公御領地となり同八年眞田安房守様御支配天正九年辛巳三月甲州より爲下知金子美濃守沼田平八殿へ可奉に付勝頼公より藤田能登守に被下候。

天正十年武田勝頼公討死織田信長公より東上州を龍川伊豫守に給り甥儀太夫沼田城代となる。同年龍川を押拂ひ北條氏直の領地となる。又眞田安房守御知行となる。矢澤薩摩沼田城代となり天正十七年小田原氏直御知行猪俣能登守沼田城代となり元和九年信州上田より松城へ御國替なり。同年眞田伊賀守殿沼田城代となる。寛永十二年眞田河内守御遠行被成候故同熊之助殿御家始て寛永十五年同熊之助殿御遠行被成候故同内記殿へ渡し兵吉様は五千石にて小川居城被成候後

に伊賀守となる。明曆三年丁酉沼田へ移り御城主と成り給ふ。天和元年辛酉伊賀守殿羽州奥平小次郎殿へ御預け相成候

### 異本に云眞田伊賀守殿破却の顛末

從五位下行伊賀守滋野眞田信直平生行跡不宜家中諸士並に領内の百姓困窮の由上聞に達と雖も、恩免を加へらるゝの所剩今度兩國橋の用木注文の通り行届かず相違し江戸着岸遲滞致すの條並に領分の百姓を苛虐し重科たるに依り、天和元年辛酉十月廿二日信直長子彈正少弼信就父子評定所へ召さる。同伴には袖井左次右衛門、安藤九郎左衛門也。御役人列座寺社奉行水野忠左衛門台命の旨を傳る。領地召上られ奥平美作守へ預けられ、小次郎彈正少弼又一時父の罪に依り淺野内匠頭へ預けらる。

同月二十五日次男武藤源三郎信秋三男眞田辰之助兄弟評定所へ召寄られ源三郎は遠藤外記、辰之助は仙石越前守正俊へ預けらる伊賀守内室と娘は土佐守へ預けらる。四男栗本外記直賢子細ありて家來に召され十一月廿八日沼田発足十一月三日着府翌四日評定所へ召され辰之助一所に仙石越前守へ預けらる。右の事件に依り領知上州沼田城へ上使として安藤對馬守重治城受取の爲堀周防守親眞新庄主殿頭兩人御目附土屋市之丞(内藤右近太夫正眞同所在番細川豊前守興隆)極月十五日辰の刻以前各々沼田へ到着城請取べき旨幕命を蒙り且又御目附櫻井庄之助伊藤刑部左衛門上意に依り同月六日先達彼の地へ着御勘定方能瀬武右衛門設樂勘右衛門、萩原彦次郎、平井太郎左衛門御代官竹村惣左衛門、熊澤武兵衛同八日九日順々相越し候也。

### 眞田沼田領沿革の事

天正十八年庚寅武田氏城を安房守昌幸興へ、昌幸之を嫡子伊豆守信之に興へ、信之は是を嫡男河内守信吉に興へ信吉寛永十一年甲戌に卒し天柱寺に葬る、嫡男熊之助にゆづる。寛永十五年熊之助早世し遺骸は同郡今宿玄香院に葬る。其時熊之助舍弟兵吉(伊賀守)全郡小川城に在居分地五千石を領す信吉弟内記信政を嫡子とし沼田城に居り信之卒し信政松城に移り更に沼田城を信澄に興ふ。信澄眞田伊賀守信直と改む。分地を合て沼田城主となる。天和元年辛酉罪あつて領地没收せられ天正より天和に到る迄九拾貳年間にして眞田氏全く亡び后に代官領となれり。

天和三癸亥三月

# 原町岩櫃城記録

本原町岩櫃城記録表紙題笥の肩に「天和三癸亥三月」とあり  
又本文中伊勢町割始の條下に「享保三年までに六十八年に  
なる」と附記しあり、本寫本は初め原町の舊家湯淺氏(きくや)  
方にあり後神保氏の所有となりしものなり。著者は原町金  
剛院の法印圓聖と推定せらる。而も著者中老頃(即享保三年  
五十五才)の自筆ものかと思はる。其の筆跡「修驗岩櫃語」に酷  
似すればなり。天和三年には圓聖二十才にして起稿したる  
ものか大方の御研究をまつ。

## 原町岩櫃城記録

### 岩櫃山と云ふこと 附り御城主代々一件

一、昔當國岩櫃山城主前吾妻太郎助亮と申して其器量他に勝れ、武勇の誉隠れ無く源家の系の御武家なり。其後城主吾妻四郎助亮(光カ)と申し何れも岩櫃に在城して、或は吾妻傳書に人王八十二代の帝後鳥羽院の御宇建久三年春の末鎌倉將軍右大將源頼朝公當國淺間三原野の御狩の節岩櫃山と御意被遊と有之。其先は高嶺山と云傳ると。當國の住前の吾妻太郎御案内仕り頼朝公三原へ御越あり。吾妻傳書に云三原之内に名所旧跡其數多し。一、鷹川と云名所有之。時に頼朝公梶原を被召此所鷹川と云なれば雉は住まじくと仰あり。時に梶原一首に云く

信濃なる鵜川にだにも鮎はすむ 鷹川とても雉もすまでは

といよ(御機嫌宜しく御狩被遊候なり。委は傳書に出たり、扱頼朝公鎌倉へ御歸りの時大戸本宿に御守本尊藥師如來奉安置。吉岡山醫王寺と號す。

一、東鑑十八に曰く、頼朝公御上洛の時吾妻太郎助亮御供に被召れ給ふとあり。同書十八に曰く、実朝公の御前にて吾妻四郎助光弓の手柄あり、或者は其後吾妻太郎助亮(光カ)は軍に出尾張國にて討死すとなり。委は如疏。其時代にして當國岩櫃城主由來を尋るに頃は人王八十六四條院の御宇其頃天下の武將鎌倉將軍頼經公の御政道なり。上野の住人吾妻四郎助光朝臣岩櫃の城に御居館宜く家門繁昌に御座す。

角て其以後仁治年中建長之頃より岩櫃の山に妖ゲツといふ魔障の祟有て助光及三兇事。疏に曰、妖とは天より來化物ゲツとは地より出る化物也と云り。前の吾妻傳書に曰く頼經將軍の御代に吾妻四郎助光といふ人岩櫃に在城、然るに後は彼山に化生すみ猶も後々には悉く悪事をなして徘徊押領して助光滅亡す。

同傳書に云、久明將軍の御代に下川辺庄司の進藤原朝臣行家と云ふ人あり。彼化生を討平げ因茲に當將軍久明公より吾妻を領知を拜領せらる。然る間本の下川邊を引替て行家の假名は吾妻之在名を名乗り吾妻之庄司進と申して岩櫃の城に三代住す。前の吾妻太郎より後之吾妻太郎迄五代なり。行家の子息吾妻庄司の副行重と申し館之内稻荷之城に住す行重の惣領を吾妻太郎之次守藤原の行盛朝臣と申して建武年中より岩櫃の城に住す。是を後の吾妻太郎と云ふ。時に貞和年中に同國の住人里見兵庫守弟と里見兵衛之尉逆心に仍運命難く遁行盛御生害坐ます者なり。

一、中代の昔は文明年中之以前にして岩櫃殿之旗下稻荷城要害には大野修理の進住し玉ふ。子孫明應の年來には岩櫃殿之掣大野主膳の正住し玉ふ。天文以來大野新三郎正家が在城す。昔より惣社石倉辺に知行あり。武州方の地頭と大野殿討負切腹す。蜂須賀伊賀尉名字の侍各七十五人一度に切腹す。前代未聞の手鏡なり。正家殿の靈魂飛歸り稻荷城本丸に一社の神大野權現と奉敬耳。

一、吾妻太郎記に云、行盛の子息千玉丸と云人ひそかに榛名山に落居して夫より安中に於て母方の舅父齋藤五郎梢基の養子と成て假名を齋藤太郎と申ける。或上杉殿之烏帽子子と也。然に齋藤太郎は上杉管領へ屬す。延文年中に父の敵里見を討て本領吾妻を知行し玉ふ。

去る程に上杉氏憲顯公より憲の字を給り齋藤太郎憲行とて岩櫃に御繁昌なり。吾妻太郎藤原行盛は先年の合戦に負

け立石の岩へ飛上り自ら御首をかき伐て川戸の岸え投給ふ。是則ち首宮明神と現し鎮守なり。

其後齋藤太郎憲行、嫡男齋藤越前守、次に齋藤越太郎次越前大守各岩櫃に居住す。頃は延文、貞治、應永、文明其後文龜、永正、大永、天文、永祿憲行の子々孫々六代繁昌す。時に同越前守行連、同基國公齋藤御家は信玄に依り齋藤一家中は主に向て企逆心、齋藤ひそかに越後の國へ没落し給ふなり。

吾妻傳書に云永祿六年に越前守は武田信玄に討負け御滅亡被成越後の國え御牢人となると云り。去程に御城主越前守藤原の基國公は一念のシン志難忘其魂魄大天狗と現して本國岩櫃山へ飛移り末代の衆生を守り給ふ。かなしきかな一家中逆心の輩忽ち主命天罰不逃三年の内に滅亡すと云り。

信長記に云、當國岩櫃の要害を吾妻の城と云り尤岩櫃城郭のこと或は甲陽軍鑑に云く信濃に吾妻の城と有之勿論岩櫃要害のこと也。永祿年中武田信玄公岩櫃城郭吾妻領を御手に入玉ふ。眞田昌幸に城代預玉ふ。眞田殿より海野殿へ申付候。海野長門守滋莖朝臣幸光城代にして十八九年間岩櫃に在城す。信玄公鎌原殿へ御朱印を玉はる。一文言云齋藤押領之間於信州海野に替地出し候然所に齋藤依爲に歿落去る以檢地一如相改赤川之南表貳百貫文之所任先判の旨に可被致知行者也

追而赤川熊川之山も同前

信玄御朱印

年月日

鎌原越前どのへ

一、沼田記に云、天正七年卯八月武田勝頼公時に沼田城御手に入信州眞田安房守昌幸城代預置其年中沼須の郷に要害を構

え是を移すと云り。亦甲陽軍鑑に曰く勝頼御領分になり沼田城代に信州先方西條治部少輔置給ふと云ふ。是異説なり。

一、沼田記に曰く眞田より海野能登守、金子美濃守、渡部左近を城代に置或は勝頼甲州にて討死す。時に海野逆心あり昌幸の弟眞田隠岐守信(尹カ)昌沼田の城代に置海野能登守を討取り眞田知行とす。能登守が兄は吾妻にて岩櫃の城主を相勤め海野長門守幸光同一族を天正十年午の八月眞田安房守昌幸の方より討て吾妻の城を乗取る。

因茲に昌幸伯父矢沢薩摩守頼綱を岩櫃の城代とす。去程に矢沢薩摩守屋敷所を矢沢曲輪と云ふ。矢沢殿は吾妻と沼田の城代となり岩櫃城主各十五六代慶長年中迄四百二十余年の間也。天正十年より眞田知行となる。深井但馬、池田佐渡、出浦上總、同對馬守、大熊靱負、羽田筑後去程に眞田信幸より下知として慶長十八(九カ)年に岩櫃城を破却す。眞田伊豆守信幸御家老出浦對馬守と云奉行吾妻郡中之諸司代也。大方岩櫃之次第如是也。

一、昔岩櫃五代之城主吾妻太郎の太守藤原の行盛時代人王九十三代嘉元年來の中か昔平川戸の町内に於て吾妻殿根元之市を立て初め往古代々慶長十九年甲寅迄は毎年六齊市日盛に長久なること三百年來餘也。

天正十二年眞田昌幸より市場右京の進と御書付被下問屋致す。然る所に慶長十九甲寅年新町を立て岩櫃城下平川戸町を引越し原町にて昔の如く毎月市立てる。其後寛永九年壬申年又脇の宿にて六齊市を立てる。

依之両町之輩市論之沙汰不決是非然間寛永年中に眞田河内守殿知行之時富沢外記と云人吾妻中之奉行を致し右二ヶ所之市を月番に裁許せり。古人之云傳に武州熊谷の市を上州岩櫃之市は根元市町の始也と傳ふ。

一、伊勢町之事、古を尋るに人王百十一代慶安三四年庚寅辛卯に町初る由享保三年まで六十八年になる。

一、斎藤越前守岩櫃に在城也

一、新羅左衛門助大戸に在城也

一、武藤刑部左衛門岩井堂の城に居

一、三河守尻高在城

一、阿佐美左衛門中山在城

一、長尾左衛門入道白井在城

一、永田伊賀守西中之條在城

右 吾妻 七 旗 と 申 也

一、原町岩櫃城主齋藤越前守永祿六亥年羽尾左衛門殿内妻にて田村甚右衛門高野半六慾心故たばかり討んとす処、裏門より逃落田村矢をつがひ申すを越前目をひらき申候。式人前後に居たる故其儘越前殿越後へ牢入す。

一、抑吾妻郡信玄公御手入に申事羽尾殿跡次海野入道嫡子跡次に罷成、鎌原大和殿、西久保治部、湯本源次郎、山本九兵衛、横谷惣左衛門、此五人信玄公之御手に付彼羽尾重郎、海野能登守、沼田横塚にて切腹、海野長門守殿は岩櫃にて切腹、子息三原作重郎と名乗伊豆守殿え式百石にて罷在候。

一、永祿三申年高野半六田村甚右衛門越前守より致相談永田伊賀守西中條城に御座て兩人罷越伊賀守え對面仕色々、出し斎藤殿可亡とたばかりとがりやのふもと迄伊賀殿を引入れ、其所にて前後より打ころし伊賀殿御内室女性なれども心たけく御座し高山え御移り、家來有川圖書と申者大剛の者御前え付奉り落城の時圖書はたらし騎馬十一人迄切落

し其身無難高井太郎左衛門の馬をうばひ取り其馬に乗り下野佐野へ逃る。

一、三島浦野利右衛門孫平兵衛信玄公の御手に付永祿六年岩井堂富沢伊豫守、割田下總、蜂須賀伊賀守此七人甲州方に罷成申候。信玄公より海野長門守を岩榎の城代に被差置候。

一、大戸新羅左衛門も降参致信玄の御手に付。

一、永祿七年丹下山口織部、山田與惣兵衛、青山湯本九左衛門、厚田一場太郎左衛門、中之條鹿野志摩、中沢越後、平村割田隼人、村上富沢治部、折田佐藤豊後、山田高野半六

一、岩井堂城主武藤刑部左衛門弟村上掃部跡次沢渡富沢出羽守三男治部跡次に村上に罷在候。甲州方手引故治部武藤殿逆心致たはかり左久間明神前にて武藤殿二大刀に切ころし信玄へ注進す。依之信玄より御朱印被下候。

今度之忠信に依於上野之内九拾貫文之所出置者也彌可抽忠切者也

永祿七年三月十一日

□井山城守奉之

富沢治部少輔殿

一、甲州より富沢伊豫守、唐沢玄蕃岩井堂城代に差置彼治部駿州長篠にて打死す。依之甲州より御狀参候。

一書申遣候今度治部駿州長篠大手前にて被打申候弟右衛門尉を治部跡目に可指置候爲其如此申遣候恐惶謹言

天正三年亥六月二十七日

眞田隱岐守

富沢出羽守殿

依之左衛門尉を治部跡目罷出候。後に平形右近、野村彌平次、飯塚出雲三人にて酒盛座敷にて左衛門尉打ころし、

次に岩井堂え押掛富沢伊豫守を鉄砲にて打ころし申候。唐沢玄蕃は城を逃出右近彌平治追欠申候處市城村之者飯塚主水始防候故玄蕃助命逃延申候。

一、尻高三河守は古城に在城也。嫡子源次郎尻高に在城也。彼源次郎妹白井長尾權重郎内室に罷成長尾殿一味仕り小田

原方え一心の企有之により河原田又右衛門、林新助二人尻高逆心の趣き矢沢薩摩守殿え注進依て富沢豊前守、割田下總、同與左衛門、同隼人、山田與惣兵衛、植栗安藝守、神保加賀守、渡部茂右衛門、惣人數合九十人押掛申候。

三河守城を出尻高へ落被申候。下總、隼人追打仕候故三河守殿ひつか(小塚カ)にて打たれさせ給ふ。豊前與惣兵衛貳人は八幡の要害へ追懸城を追落富沢豊前、山田與惣兵衛、八幡之要害に罷在候。古城は五郎明神の方より浦野平

兵衛、蜂須加伊賀、田村雅樂之尉其外都合百拾人鐵砲打掛申候に付城中の人々川西のがけへ飛申所を渡辺茂右衛門十六歳城下二十余タの役に渡辺茂右衛門被仰付富沢豊前八幡之要害に尻高押へに罷在候。尻高源次郎會津へ隼人也

一、中山地頭中山右衛門介津久田の要害にて打死後家老阿佐美左衛門也。

一、中山城代阿佐美左衛門小田原へ心替して金井外記甲州へ忠信仕候依之矢沢薩摩守大將にて浦野平兵衛、富沢伊豫守割田下總、植栗安藝守、神保加賀守、蜂須加伊賀守、惣人數五百人にて阿佐美左衛門をせめ則左衛門切腹其替中山右衛門尉城代に罷在候。天正十七年に差置申候。天正十八年小田原めつぼう故赤見山城守も眞田伊豆守殿え三百石にて罷有候。

岩井堂 富沢伊豫守 三嶋 浦野平兵衛 山田 富沢豊前守 沢渡 唐沢玄蕃

沢渡 富沢出羽守 横尾 割田 下總 蜂須加伊賀

右 吾妻 七騎

此外

- 一、折田 佐藤 豊後
- 一、反下 山口 織部
- 一、四万 山田 與惣兵衛
- 一、青山 湯本 九右衛門
- 一、中之條 鹿野 志摩
- 一、中沢 越後
- 一、植栗 安藝
- 一、神保 加賀守
- 一、割田 隼人
- 一、植栗 伊能 采女
- 一、厚田 一場 太郎左衛門
- 一、高津 割田 與左衛門
- 一、横尾 割田 與兵衛
- 一、中之條 伊能 左京
- 一、二宮 勘解由
- 一、大岩 關 勘解由
- 一、嵩山 富 沢 主水
- 一、折田 大河 原 下總
- 一、澤渡 關口 太郎左衛門
- 一、湯原 田村 新右衛門
- 一、四万 鳴村 茂右衛門
- 一、五反田 田村 雅樂之尉
- 一、中之條 鹿野 右門 佐

別而奉公祝着之至之間本五貫貳百文少地之所差添出置者也

天正十年壬午八月七日

幸朝印

田村 文助 殿

今度留主中別而相稼之由候條鍛冶一跡丹下之内松村喜家貳ノ文如此出置向後彌奉公候は、可令重恩者也

天正十年壬午九月三日

昌幸判

山口 善助 殿

一、京都御普請に付御供被仰付九ノ文此永出置候

天正十三年乙酉七月朔日

昌幸御朱印

田村 雅樂 尉 殿

今度知行御改鶴本三貫文之所八貫廿文雖令檢使年來奉公之間如前々出し置彌向後可抽戰功候

天正十八年寅十二月九日

北能登守 奉之

山口 織部 殿

今度知行御改候所本五貫貳百五拾文之所爲吾妻郡之内と九貫貳百五拾文雖檢使年來奉公之間如前々出置候向後可抽

戰功者也

天正十八年寅十月廿日

奉之 北能登守

田村 雅樂 之助 殿

信幸御朱印

今度唐入に付爲重恩於吾妻四拾貫文之所出置候猶依奉公可加新恩者也

文祿元年壬辰正月二十八日

奉之 出浦 上總

信幸御朱印

田村 雅樂 之助 殿

木村 渡右衛門

一、尻高三河守殿家來鹽原源左衛門右治部と申傳候源左衛門は横尾八幡之城主御座候

一、三河守殿は右武田とあり一説は鳥見とあり武田攝津守と御朱印被下候其節御奉公取たる者には伊能市之助に被下候

(原町岩櫃城記録)

一、伊賀守始は兵吉殿と申五十(千九)石にて小河に御住居明暦三年丁酉真田伊賀守と申沼田御城主となる。天和元年辛酉羽州山形奥平小治郎殿之御預けに相成申候。二十五年在城也。

一三六

原町岩櫃城記録 終

# 吾妻傳説

(吾妻傳説)

一三七



### 「吾妻傳説」について

「吾妻傳説」として上野志料集成第二卷上毛傳説雜記卷四に收められたものは何から採録したか其の原據が明かでない。郡内には未だ別にかうした名前の冊子のあるのを見ない。今その内容を見るに、金剛院の圓聖法印著修驗岩櫃語・再編吾妻記・吾妻軍記等に載せた事項と同じもの數項の外に幾分耳新らしいところのある傳説少しを交へて郡名の由來岩櫃城並城主の變遷及其の事情善導寺關係の蛇身化傳説等を傳へるに過ぎないが前述の如く幾分耳新らしく思はれる部分もあるから此に收録した次第である。

## 吾妻傳説

一、吾妻山は人皇十二代景行天皇の御宇に、第一の皇子日本武尊東夷征伐の時、橘姫を追懐し給ひ、山上より三度東南を望み給ひ、吾妻耶アツマヤとのたまひしより、關東の國々を吾妻といひ、又上野の郡の名とし所の名とす。

按ずるに、日本武尊御年譜に信濃諏訪より毛野國大峰山へ御通行と云ふ。然らば今の吾妻は經歷し給ふ道筋なり(武尊御著の所を大峰山にて船が乗と云ふ)大峰の絶頂より見給ふに、東西三里余、南北一里余の大沼あり、依りて赤城山、子持山の山隘を切割り、水を流し、諏訪大明神御助力有りて、大蛇を退治あり、水も干て人里漸々に出來ぬとかや。今に至りて武尊と諏訪とを祀りて、郷の鎮守の神と崇むるは右の謂なりと云ふ。

一、上野の大仁君御諸別王の女を武尊の夫人とす。依りて其夫人上妻姫を祀りて上妻大明神とし、御子巖鼓を祀りて巖鼓大明神とす。今に至つて山田村に兩社存在す。

按ずるに日本武尊當國沼田に半年余おはします中に配偶し給ふ上妻姫まうけ給ふ。御子巖鼓なり。此御子は武尊伊勢へ御歸り薨じ給ふ以後に誕生なるか。武尊の御子多きが中に巖鼓はなし。思ふに遠國といひ且薨御以後の降誕故御年譜に脱漏するか猶追考すべし。上妻姫は總社の君の女なる故御座所を山田にて上野といふ。

一、横尾に長石、蟻川に割石、大道にしやべり石、山田かあいご石、原町に立石、青山に龜石、市城に平石、是を吾妻

の七名石といふ。

一、子持山社、半手木社、鳥頭社、和利社、山代社、笹生白唐馬社、駒形社これを吾妻の七社と云ふ。

一、吾妻太郎藤原行盛、同太郎助亮、同四郎助光、庄司進藤原行家、庄司助藤原行重、其子行盛、斎藤太郎憲行、其子斎藤越前守行連、其子斎藤越前守行弘、其子斎藤太郎基國と相續して稻荷城、河戸、岩櫃等の三ヶ所に居住す。家臣に岩山大輔重安、平澤大膳宗忠、就中秋間刑部が末孫秋間兄弟は比類なき大將なり。

一、吾妻の城は山嶽自然の城郭にして岩石高く峨々と聳え左右には谿淵底を知らず、絶頂には四時白雲あり、本朝無類の名城と古來いひ傳ふ。櫃の口の要害門は大磐石の備盾なり。通路狭く一騎打の切所なり。

按ずるに信長記に吾妻の城は國の要害岩櫃の如くなるを以て城郭とせり。依りて昔より吾妻の城郭を岩櫃の城といへり。其の要害堅固なること先づ南方は榛名富士が嶽、硯が嶽、烏帽子岩、梓の峰高く聳ゆ。西は無限雪の白峰遠く見え北は越後の三國坂あり。東は赤城、子持の嶽、利根の長流あり。駿河の久野(熊)、甲斐の岩戸、上野に吾妻、此三所の外に籠城の要害の地形之なしかや。

一、建久年中鎌倉の右大將源頼朝公淺間御狩の節当城を御覽あり。岩櫃山なりと仰せられしより名となりしといふ。其以前は高嶺山と申傳ふ。其節稻荷城の城主吾妻太郎助亮(元久の頃より当城へ移る)御案内仕り旧跡の御物語しけるに、鷹川といふ所あり。右大將家梶原平三景時を召して此所は鷹川と云ふなれば、雉は棲むまじきかと仰ありける時景時御答に取あへず「信濃なる鵜川にだにも鮎はすむ鷹川とても雉も棲までは」と申しければ御氣色よろしく御狩ありしといひ傳ふ。太郎助亮は右大將家御上洛の供奉仕るとなり。又吾妻四郎助光は右大將頼經公の御前にて弓

の手柄有りしとなん。

按ずるに元久二年乙丑八月十七日庚申隨兵中吾妻四郎助光無<sup>ク</sup>其故、不<sup>レ</sup>參之間以<sup>テ</sup>行光<sup>ヲ</sup>被<sup>レ</sup>仰云助光雖<sup>レ</sup>非<sup>ニ</sup>指<sup>サシケル</sup>大名、員<sup>カズ</sup>爲<sup>ニ</sup>累家之勇士被<sup>レ</sup>召<sup>ニ</sup>加之訖。不<sup>レ</sup>存<sup>ニ</sup>面目<sup>一</sup>平、臨<sup>ニ</sup>其期<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>參所存如何謝申云、依<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>晴儀<sup>一</sup>所<sup>ニ</sup>用意<sup>一</sup>鎧爲<sup>レ</sup>鼠致<sup>レ</sup>損之間失<sup>レ</sup>處申<sup>レ</sup>障云々、重仰云、依<sup>レ</sup>晴儀稱<sup>ニ</sup>用意<sup>一</sup>者若新造鎧<sup>ハナハダ</sup>、太<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然、隨兵者非<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>飭<sup>ニ</sup>行粧<sup>一</sup>、只爲<sup>ニ</sup>警衛<sup>一</sup>也因<sup>レ</sup>茲右大將家御時、譜代武士可<sup>レ</sup>候以<sup>レ</sup>役之由所<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>定也、武勇之輩争<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>帶<sup>ニ</sup>鎧<sup>一</sup>一領<sup>一</sup>焉、世上狼嗥者不<sup>レ</sup>圖而出來何闇<sup>ニ</sup>重代兵具<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>用輕色新物<sup>一</sup>哉且累祖之鎧似<sup>レ</sup>無<sup>ニ</sup>相傳之詮<sup>一</sup>、就<sup>ニ</sup>中恒例神事也、每度於<sup>レ</sup>命<sup>ニ</sup>新造<sup>一</sup>者背<sup>ニ</sup>儉約儀<sup>一</sup>者歎、向後諸人可<sup>レ</sup>守<sup>ニ</sup>此儀<sup>一</sup>者也、助光者所<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>止<sup>ニ</sup>出仕<sup>一</sup>、

同十二月三日甲辰白雪飛散、今日御所御酒宴相州大官令等被<sup>レ</sup>候其間青鷲<sup>一</sup>羽入<sup>ニ</sup>進物所<sup>一</sup>、以<sup>ニ</sup>渠<sup>一</sup>于寢殿之上良久將軍家依<sup>ニ</sup>怪思食<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>射<sup>ニ</sup>留件鳥<sup>一</sup>之由被<sup>レ</sup>仰出<sup>ニ</sup>之處折節可<sup>レ</sup>然射手不<sup>レ</sup>候、御所中<sup>ニ</sup>相州被<sup>レ</sup>申云、吾妻四郎助光爲<sup>レ</sup>愁下<sup>ニ</sup>申蒙<sup>一</sup>御氣色<sup>一</sup>事<sup>一</sup>當時在<sup>ニ</sup>御所近辺<sup>一</sup>歎、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>召<sup>ニ</sup>之云々仍被<sup>レ</sup>遣<sup>ニ</sup>御使<sup>一</sup>之間、助光頭衣參上挾<sup>ニ</sup>引目<sup>一</sup>自<sup>ニ</sup>階隱<sup>一</sup>之蔭、窺寄<sup>ニ</sup>分<sup>一</sup>發<sup>ニ</sup>矢、被<sup>レ</sup>矢不<sup>レ</sup>中<sup>ニ</sup>上<sup>一</sup>鳥樣雖<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>之、驚忽墜<sup>ニ</sup>于庭上<sup>一</sup>、助光進覽之左眼血聊出、但非<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>死疵<sup>一</sup>、此箭羽(鷹羽遊施云々)曳<sup>ニ</sup>鳥之目<sup>一</sup>今融<sup>ニ</sup>云々、助光兼以所<sup>ニ</sup>相計<sup>一</sup>無<sup>レ</sup>違也云々乍<sup>レ</sup>生射<sup>ニ</sup>留<sup>一</sup>之御感殊甚、如<sup>レ</sup>元可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>昵近<sup>一</sup>之由被<sup>レ</sup>仰出、仰<sup>レ</sup>下給<sup>ニ</sup>御<sup>一</sup>劍也。

一、久明親王の御時には、下河辺庄司進藤原行家化生を討取る。同子息吾妻庄司助行重、子息吾妻太郎行盛といふ當庄に三代居住す。

一、貞和五年五月廿五日尊氏將軍の時、岩櫃の城主吾妻太郎藤原行盛家臣秋間刑部貞勝とて有りけり。時に里見が【或

本に長野信濃守逆心とあり、尊氏の時に長野信濃守と云ふ人ありしや未だ知らず、若し上州箕輪城主長野信濃守在原業政とせば大に時代相違の事なり不審の事成【逆心を企て数度合戦に及ぶ處に、終に行盛勝利を失ひ討死す。其場所は立石河原なり。此時行盛運命是迄なりと思詰め、川戸の切岸に飛登り自ら頭を搔切りて投ぜしかば川戸の岸へ飛び去りぬ。今の頭宮明神是なり。

行盛誕生は正應年中なり。産湯を沸せし釜を館の内に置き、其所を釜貝戸と名付く。其後その釜を盗人取つて行きしに彼釜大きにぼなる。(此所にて鳴ると云ふことをぼなると俗言に言ふか)盗人驚き捨て、逃行く。依りて其所をぼなりといふ。行盛貞和五巳丑年五月廿五日に卒す。

一、應仁二戊子年十二月晦日、城主柳澤治部少輔直安は岩櫃殿の妹婿なり。除夜の祝儀とて各々数盃をくみ、泥酔の最中岩櫃の城より三百人を引卒し、押寄するより早く鯨波を一度にどつと揚げれば城内思ひよらざる事なれば、周章ふためき騒動す。執權の丸塚將監、少しも驚く氣色なく嫡子八郎常定と追手先に走り出でいかに敵の愚人共此宵の夜討は何事ぞ網すれども寝鳥を射すとかや、案内なく闇討は武士の道に非ず後悔すな者共と江保源次郎盛光、長堀新五郎貞末と名乗つて兩人一所は長刀振り廻し駆け出す。勢に打續き城兵二百余人こゝを先途と飛んで出づる。寄手の軍兵事ともせず大音揚げて吾妻七騎の旗頭行弘殿の御下知にて討手の大尉平澤大膳家時と名乗り掛け、あまたな洩すな者共と懸け合ひ押し合ひたゝきあふ。多勢に無勢といひ殊に泥酔のあまりなれば城兵多く討取られ、残る者共力なく色めく内に取巻かれ、進退すべきやうもなし。寄手は彌々勝に乗り白岩入道法春は治部少輔を討取らんと城中へ尋ね入る。柳沢は夜半にまぎれて忍び出で江保澤

を打越し巖敷の方へ走らせ馬に鞭打ちて落行くところに、くつわの音高く聞えければ、すはや柳澤落引くぞと追駈くる時に柳澤は乗つたる馬の後足を射らせ、馬はどつと倒れ伏し、を、飛び下りて植栗安藝守が要害へ落ち入りぬ。植栗は伯母婿なれば敵を防ぐ用意をなす。時に治部少輔の妻は敵の手にかゝらんよりは自ら死するに如かじとて釜の中なる熱湯へ身を投げ終にむなしくなりぬ。此の婦人は岩櫃の先主斎藤太郎憲行の曾孫先の斎藤朝臣越前太郎行弘の妹なり。

一、天文の末年に三原の住人鎌原石見守幸重の末孫鎌原越前守幸景は常に弓馬の道を嗜み、其器量他にすぐれ武術莫大の智者にして比類もなき勇士なり。數代の本領地を全く知行して家門は豊に榮え在城する處に、岩櫃の城主斎藤基國と地境を争ひて是非決せざる處に、基國は吾妻七騎の旗頭故我がまゝを振舞ひて押領し其の上鎌原を迫出す。鎌原はせんかたなく甲斐の信玄へ其の旨申上げ加勢を請ふ。信玄は殊の外喜悅にて直に信州海野に於て旧領の如く二百貫文の地を鎌原へ出し置かれ候。

一、岩櫃の城主斎藤越前守基國は臣下の善惡をも辨せず、又賞罰も正しからざる故にや。一族臣下諸共に善導寺に於て謀叛の談合あり。此事夢にも知らず一族臣下を頼母しく思ひ召し集めて申されけるは、鎌原甲斐へ行き信玄に従ひ岩櫃を亡ぼさんとする其沙汰隠れなし。知行舊地高の通り海野に於てくれ置かるゝと聞けば、當城は元より堅固の地形なりと雖も心惡しとて、軍の方便品々評定して申さるゝは、當國へ信玄発向致さるゝ時は、白井、沼田も安隱ならざるは必定なり。

又前橋、箕輪へ押出す時は、一國の大亂万民の歎きといひ、又國主を敵に引請けては郡主の力に及ばざる事なり。

目前の儀仍つて内分にて談合いたし置き、加勢後詰の旗色を敵に見せなばいか程の大敵も色めくは必定なり敵の引色を見て城兵押出し新手を入替へく攻め付け後詰を固く置かば、寄せ来る敵はあるまじと評定決して諸將へ通達ありける。然る處に甲斐よりは最寄くを以て内通し関東へ押出し発向の手蔓に一兩年前より折々砥石、宮崎邊まで発向ありしは、謙信の小田原攻めの後鶴岡八幡宮社參の砌、成田が頭高きを中啓の扇を以ておされけるに、是を遺恨に存じ成田歸城す。

之に依りて関東の諸將皆如何せんと安堵なき處へ北條武田馴合を以て山根の城を攻め上杉憲勝を討取り、翌日謙信は前橋へ著せらる。依つて礼儀なく歸るは武士の道にあらずとて兩將へ使者を以て口上に昨日兩將討取られ山根の城明日は某攻め、取り返し候條、無念と存せられれば一戦に及ばるべしと斷り置き、翌日攻め取りて前橋へ歸城の後長尾謙忠山根へ案内を遂げざるの咎に依りて手討にし、家臣も二三百人成敗致さる。之を以て其父母妻子等遺恨に思ひ居るを幸に、甲斐より内藤修理亮小幡尾張守兩人の手配にて和田、澁川、小野子、中條邊迄目見もなく戦功もなき有徳の百姓迄宜しき感狀くれおかれ、信玄公は近々発向と近親共より内通あり。

依りて所々の橋々を切り落し、通路の易からぬ様にはからひ家臣郎等共に申付け、所々の堅めを嚴重にし少しも油断はせざりけり。是も謀叛の基本たる事甲斐へ通じける故各へ感狀給りければ其の事基國の耳に入る。

此上はと意付き富澤源五郎信房、西山平八郎重賢兩人を召され夜にまぎれて忍び出で、山路におもむき急ぎければ小坂谷を越え一丈馬場、烏帽子、篠平、翁の澤、御口説の御手水をつかひ馳つて高豊山の麓につきぬ。其時守本尊藥師佛を嶽に投上げて基國殿跡遙々とかへり見て岩櫃山を三度禮拜し歸命順禮天地神地祇、願はくは我れ二度岩櫃の主神と現じ永く末世の衆生を守るべし。其の上我に敵する悪党は天罰いかでかのがるべきと虚空に向ひ眼を見ひらき、荒立ちたる有様は天魔波旬荒神もかくやあらんと供奉する人々驚きぬ。夫より越後の國へ落行かる。かゝる有様ならんと御台所も推察し跡をしたひて出で、行く。是も乳母召運れらるゝ計りなり。

時に基國は山々嶽々を住家とし九夏三伏の天には白雲を凌ぎ、峰々谿々の花を摘み、嚴冬素雪の頃には寒凍谷澗の水を碎き、衣食せざれば年月を経て邪心慢氣胸中に含み天狗の魔法に引き入れられ山河大地は水前波瀾と覺えたり地水火風は本空の所變と悟り、利那の間に三千世界を遊觀し永祿十年丁卯九月九日の卯の刻に岩櫃山に神照坊大天狗とあらはれ、誓願にたがはず靈驗あらたなれば貴賤諸共に禮拜す。

御台所は基國の行衛を尋ね北國残りなくさまよひあるかれ共めぐり逢ふことなかりしかば、基國といふ殿の名に心付きさらば本國に歸らばやと故郷へおもむき、旅路の疲やいや増しけん幾程もなく苔の下露と消え失せられぬ乳母なげきかなしむ其の内に死骸は失せて水岩權現とあらはれぬとかや。かくて岩櫃の家臣共は我大將にならん旗頭にならんと互に争ひ同志軍に打亡びて信玄公に丸取にせらる。實に犬骨折つて鷹の餌といふごとくなり。家臣共の残らず亡びしは叛逆の天罰なるべし。こゝに於て鎌原は再び本領へ立歸り安堵を得し書付に、

斎藤押領之間、於信州海野替地出候然る所依爲齋藤没落去以檢地一如相改赤川之南表二百貫之所任先判之旨可被致知行者也

追而赤川熊川之も同前

年 号 月 日

信 玄 御 朱 印

鎌原越前殿

一、建久以來相續地の吾妻家も、基國の代永祿に至つて信玄公に亡ぼされ直に真田安房守昌幸へ城代を申渡さる。昌幸は海野幸光へ預け置かる。幸光の子息海野源左衛門幸定、次男源六郎幸末、又幸光兄弟三人次男同能登守幸次、三男同郷左衛門幸久、又家臣に渡利常陸介家貞、其子右馬助家次、狩野和泉守、上原右京進、村上久米丞、佐藤豊後守、富沢主税、二宮勘解由、吉田某、小林某等なり。

一、武田勝頼天正七年卯八月沼田御手に入り、真田安房守へ城代を願はれ同年昌幸より海野能登守、金子美濃守、渡邊左近允等を城代に致し置かれし處、海野逆心あり、真田之を討ちて昌幸伯父矢澤薩摩守を城代とし、沼田に置かる。此ころ片時も無事なることなし。實に戰國となる。天正十八年以來真田昌幸拜領地に決す。依りて時の人信州真田領とのみ申しなす故諸記録に信州と書きたる文多し。其後真田伊豆守信幸沼田に在城後は靜謐し國民安堵す。昌幸の長男信幸なり。家臣に禰津志摩守幸慶、同助左衛門尉等あり。

一、天正十年春海野長門守逆心に付き、真田安房守長門が滅亡せんとする前海野が郎等共を相招き一味なるやを相糺すのところに、実に無理非道にして政道悪しく相隨ふ人之なき由、依りて是非なく長門守幸光を亡ぼされ、家臣渡利常陸介、佐藤豊後守、狩野和泉守、富沢主税、二宮勘解由、小林勘之丞、村上久米丞、上原右京進、吉田、新木、小川等を始め家中の諸士心變り致し長門守始め一族等を討ちて真田へ忠義をはげまし、渡利常陸介は忠義を堅くし心變りなしといへども手向ひ致さず討たるを以て知行給ふ。書附

長門守知行二百貫文之内如斯以前百姓可申附候仍而如件

天正十二年申二月三日

渡利常陸介殿

昌幸御朱印

海野中務と父海野能登守とは沼田横塚の合戦に討死し海野郷左衛門は真田へ降参す。時に岩櫃の城代には矢沢薩摩守頼綱、深井但馬守、池田佐渡守、出浦上總介、同對馬守、大熊靱負、羽田筑後、其外雜兵多く相詰め居けり。

一、慶長五年子年上意として牧野右馬允康成、松平隱岐守定勝兩大將にて旗本十騎吾妻勢を加へ北國の押へとなし給ふ其年一ヶ年相詰めらる。扱又城方の堅め役人には矢沢薩摩守、禰津志摩守幸慶、同助右衛門尉、池田佐渡守、同源太左衛門、羽田筑後、林加左京、大熊靱負、深井但馬守、或は醫師櫻井道秀、是等の諸將諸士並び居たり。其の遺跡共今に顯然たり。此節牧野殿は同國大胡の城主にて白井等も領知故白井の五千騎軍術功者の兵を相選び鉄砲五十挺北の堅めに備へけり。此節何の故にや俄に天地暗くなり山震動して八人の者岩屋の中へ投げ込まれ打殺さる。天狗の所爲にやと皆人恐怖しけるとかや。

時に秀忠公御出馬信州岩村田に到らせらるゝの處に真田安房守昌幸、同子息左衛門佐幸村と逆心し信濃上田の城に籠り、大阪方にて石田治部少輔と一味して大神君へ弓を引き、岩村田に出張す。秀忠公岩村田に八日程御逗留あり之に依りて昌幸が嫡子沼田の城主真田伊豆守信幸を上田の城へ案内させ昌幸御誅伐に相究むる處に信幸の忠節に依りて御赦免あり。之に依りて高野山へ行き法体となりて勸覽入道といふ。上田の城をば伊豆守に下さる。

一、關ヶ原御陣勝利の已後吾妻堅めの兩將をはじめ皆々歸陣あり。其の跡へ直に矢沢薩摩守檢地を入れきびしく年貢を取り立てらる。

一、眞田昌幸はかねて大阪の相續成りがたき事を心得居る故子息兩人を一人は大阪 一人は關東の御味方となす。伊豆守信幸は關東方、左衛門佐幸村は大阪方なり。大神君その志を御承知故本多中務の女を御養女となされ伊豆守の妻に下さる。沼田は北陸道の要害所故堅めの爲に差置かる。扱又眞田隱岐守信尹は石田方となり上田に出張すといへども、大阪方への寸志のみにして小縣の伊勢崎に逃げ込みしを伊豆守追ひ落とし上田の城に引き返す。

一、上原氏本名は近利、姓矢島氏子孫なり。上原は母方の氏なり。先祖矢島氏は箕輪領の人にて慶長二三年のころ岩櫃の城下へ來る。其節平河戸町に川井半次郎といふ人の家中代官に申込み暫く借宅しその後住宅を求め濁酒を造り商賣す。郷中の人今に言傳へて矢島は慥なる人故人品行跡甲州軍鑑等に矢嶋久左衛門と名ある程の人とは實にも思はると褒美す。如何なる事蹟ありしか未だ知らず。

一、吾妻郡善導寺開山は識阿空寂上人、二代は瀧沢円光上人なり。円光の母儀明德五(應永元)甲戌年四月二十日に榛名山宮へ社参ありたしとの願望にて、童僕大勢召され山上の沼の辺に到り、人々に暇乞して、沼に飛び入りける。相従ふ童僕共驚き騒ぐと雖も及ばずして泣き叫びて周章する其の中に母儀大蛇と化して兩眼を見開き、口に紅の舌を出し兩角を振つて青鱗の正体をあらはし波浪の上にうすくまる。皆人身の毛よだちて逃げんとするに足動かす其の際に大蛇は水中に没し再び出現せず。

相従ふ人々泣くく歸りて上人に告げければ上人驚き歎き蛇身となり給ふこと如何なる浅ましき業因にやと聲を揚げて泣きかなしみ、くどき言ふに母上我を尋ねて筑紫より遙々の山海を凌ぎ來り給ひ未だ二十日にもならざる其の内に蛇身と化し給ふは何事ぞ。我七歳にして父鎮西氏は四体分離の身となり給ひ、母上の養育にて十二才の奉上人の弟子となり、今吾妻の一寺に住す。佛經に父の重恩は須彌山よりも猶高く、母の厚恩は滄海よりも猶深しと、謝すとも盡しがたきは父母の恩なり。大報父母恩重經に假使人ありて左の肩に父を擔ひ右の肩に母を擔ひ皮を研き骨を穿ちて髓に至り、須彌山を遶りて百千匝を経るとも猶父母の深恩を報ずること能はずとの佛説なりとて衆僧を集め廣雲快龍大善女と法號し、一七日の作善佛事を執行せらる。或夜上人夢中に母の靈魂池上の浪に浮み出現して告げて曰く、我は是過去の業因にて七生以前より筑紫廣嶋池の蛇隨身となり。佛種子を求めむ爲に假に人身に變化して鎮西氏の妻となり、佛子を生めり。「是れ業因消滅の瑞現なり分追善をなせ我是を頼むといひて消え失せぬとかや。

按ずるに木部駿河守始めは木部藤三郎政朝とて騎馬の士五十人の旗頭なり。上杉の家臣にして上杉亡びて以後永祿のころ武田家の下知に隨ふ。源姓にして下野國古河の御所の末葉なり。嫡子木部宮内少輔天正十三乙酉年六月卒す。法名心洞芳傳居士と號す。然るに其の宮内少輔政頼の室女、同年十二月二十七日榛名山上の池に飛び入り大蛇となる。法名龍體院殿自山貞性大姉といひ、木部村に墓ありといふ。此こそ吾妻に屬せぬことなれども前の段になぞらふる物語なれば、因に此処に載するなり。(榛名の池の傍に今在る處の石碑には貞三諦聖大姉とあり是は石碑を建てし人假に法名を作りて書きしならん木部村の石碑の法名を正すとすべきことなり)又按ずるに下總國鴻臺の縁起、武藏國武甲山の縁起等を考ふるに、日本武尊人皇十二代景行天皇二十七年に御年十六歳にして筑紫の梟師を退治あり。同四十年庚戌の六月二十九歳にして東國蝦夷を退治に御下向あり。翌年三十歳にして伊勢國まで御歸りありて薨じ給ふ。その後尾張國熱田大明神に祀らる。鴻台武甲兩所の縁起に

武尊蝦夷を治し下總國へ來り給ひ、歸路に迷ひ近き辺に居たる鴻の鳥に路を教へよと宣ひしかば、その鳥河を渡りて淺瀬を示す。時に其の鳥の飛ぶにしたがひ山にのぼらせ給ひ、御甲を納め給ふ。依りて武甲山の名をとゞむ。又鴻の鳥の路を教へまゐらせし其所を鴻の台といふとかや。武尊それより甲斐、信濃(武尊甲州にて翁のところを宿とし給ひし時詠じ給ふ御歌に「にひばりつくばをすぎていくよかねつるかくなべて夜にはこゝのよひにはとをかを」御越ありて大蛇を退治せんと思召すところに、甕訪明神出で迎へ給ふに仕せて、毛の國の西をめぐり峠へのぼりたまひ東南の空とほく見のぞみたまひて吾嬬と三たび呼びたまふより、東の國を吾妻と呼ぶとなり。又沼田東屋の縁起ならびに田舎に云ひ傳ふるは、武尊御著船の場所を大峰にて船ヶ乗といひ、又山の絶頂にて三たび吾嬬と呼びたまひしより、その場所を東屋山といひて、神宮七つあり。これを東屋七社といふ。又郡を呼びて吾妻といふ。武尊、諏訪明神の御加勢にて沼の大蛇を退治したまふ故に、今沼田の守護神に武尊諏訪の兩社を祀るとなり。右の縁起且つ口傳等にて考ふれば今の沼田は吾妻郡なるべきに利根郡なり、又月夜野宿の利根奥に石倉長森原あり。昔天正時代までは越後上田の湯澤より東入道にて長森原へ道あり。湯のすを通りと郷人いふ。謙信まではこの道のみ往來ありしとなり。依りて永正七年六月十二日に椎谷の城主高梨攝津守を攻めたまはんとて、上杉顯定、同憲房父子御越のところに打損じかへつて爲景等に立袂まれ妻有、十日町の下に上城、中城、下城とて上杉一族定實の要害所へしりぞき、それより白井へ赴き給ふところに、又々爲景、高梨の兩將に伊玄等相加はり襲ひ來て攻め戦ひ、終に長森原にて高梨に討取られしを、本朝三國志、鎌倉九代記、越後軍記等にも皆信濃越後の境長森原にて討たれしと記せり。之は最初に書を編輯したる人國、郡分も委細に知らずして書きあやまりたる後に書をつゝる人先きにあやまりたるを知らずして、それに隨ひて斯様の誤りまゝなることなり。中山等は近年群馬郡に入り、尻高の御朱印の郡付を證據とす。又大戸、三野倉權田等は碓氷郡なるべき事は川を烏水川といひ、今の碓氷郡下簗の川は、横川、安中川、板鼻川とばかりいひて、烏水といはず往古は笛吹峠を碓日峠といふ。

吾妻傳説 終り

# 吾妻郡略記

上原政右衛門代完著

## 吾妻郡略記解説

吾妻郡略記は元祿年間の郡内三大郷土研究家の一人原町字稻荷城の住人上原政右衛門代完(享保十九年長命にて歿)の著で自序にもある通り郡内の古跡等を種々の記録や語り傳へに據つて集録した歴史地理書で確實性の大きな点に於て珍重すべきものである。著者本書の稿を幾回か改めたので郡内に傳寫されて居るものにも元祿八年の年次附(自序に據る)のものがあつたりするが坂上村大字大戸上原福司氏所藏著者自筆の原本の自序の年次附は享保七年で著者歿前十二年に當る「上野志料集成」の上毛傳説雜記拾遺卷七に收めてあるものゝ序に「于時明和四龍居丁亥仲夏下澣日上原氏序」とあるのは恐らくは傳寫者の寫取つた年次であらうと思はれる。明和四年は著者歿後四十五年に當る。且つ享保七年の原本と對照すると、著者の加除修訂したと思はれる幾分の相違がある。



# 吾妻郡略記

夫上野國吾妻郡者、往昔日本武尊征伐之後、於當國吾妻哉有勅言而後、爲其名事世普知所也。郡内廣遠而古跡亦多。其舊遠星霜幾移、終絶人口爲悲嘆。考於所々記、神社等之緣記集綴而作一卷、名号吾妻郡略記最文詞卑味也、故憚他見而草室隱之。而独休之爲友者哉

于時享保七壬寅曆仲冬日

稻荷城住 上原代 完

## 吾妻郡略記

上陽吾妻郡は、関東総名の始めなり。日本紀に人王十二代景行天皇の御宇日本武尊東夷を平げ給ふ時、上總國にて御船に召されしに、海上波荒くして御船を覆さむとす。橘姫と申す御妻を御同船ありける、尊の御命に代り奉らむとて入水し給ふ。龍神も橘姫の志を感じけるにや、浪風靜かになり御船事故なく著てけり。則橘姫を西上總國望陀郡菅生の庄木更津吾妻村に吾妻大明神と祝ひ奉ると云々。(緣起之なる由御朱印百石)尊は夷討伐の後上野國に到り給ひ、碓氷の嶺より東を見給ひ、橘姫を戀ひ給ひて吾妻哉と尊宜ひしより東をあづまと號す。關八州の郡の最初なり。

又吾妻郡といふ事七社の明神より事起りて名づくる由是は俗説にて信じ難し。其吾妻七社明神とは、

和利大明神 (男神といふ) 同郡横尾村に鎮座 社地廣し 祠官 小板橋美作

兒持大明神 (女神といふ) 群馬郡白井村に鎮座 御朱印二十石 別當 本山金林院

此社地を兒持山といふ。大なる山なり。又四五尺四方の神石あり。石面に女の両足の跡あり。明神の御足跡なりといふ。又古き書あり。武田信玄の御朱印竝に山林の制札勝頼の願書あり。

鳥頭大明神 (子神といふ) 吾妻郡矢倉村に鎮座 社地に古木あり 祠官 須藤大隅

此の社地に十圍の大杉あり。又古き鰐口あり、滋野朝臣海野長門守幸光天正六戊寅今月今日と切付けあり。

駒形大明神 (隨神といふ) 同郡青山村に鎮座 祠官 高橋土佐

山代大明神 全 同郡平村に鎮座 別當 本山 正福院

白頭目大明神 全 同郡小泉村に鎮座 祠官 (原本關ク)

中山大明神 全 群馬郡中山村に鎮座 別當 本山 大福寺

右都合七社なり

## 郡境之事

西は鳥居峠、此所に吾妻屋といふ山あり。此山に則ち吾妻屋とて社あり。別當は兩國にあり。上野の里宮は、吾妻郡羽尾村に今宮といふ。則ち此の神なり。社地廣し。信州別當は小縣郡女山眞田村にあり。此の社信濃上野の國境、同じく郡界なり。國名風土記に日本武尊東夷を隨へて後、信濃の國神の御坂(木曾路にあり)を通り都へ御上りありし時、東國

下向に召具せられし源太夫の娘橋姫の事を思召出し、山路の傍におり居させ給ひ彼の媛の往み給ひし東海の方を見豫<sup>オモヒ</sup>躰居し、わが妻や〜と歎き給ふに依つて、上州信州の境の山をわが妻と號す。あがつまともいふなり。躰居し給ひし所は碓氷嶺と號すと記せり。私にいふ、碓氷峠、鳥居峯は勿論別々の峠なれども峰續きの峠なれば、往昔鳥居をも碓氷といひしと見えたり。古より信州上州通路二筋の往還なり。此の社に信州上田より石の華表を建立す。額に四阿山と書けり。案ずるに國郡境を吾妻山とすれば、吾妻郡に極まる故に四阿山と書くか四阿屋と書いてあづまやと讀めり。是は人の居住する家の名なり。俗にあをりやともいふなり。上信の境外にあづまやといふ山なし。四阿山と書く事不審なり。又信州にいふ。此の御神は養老二戊午年、加賀國越智郡白山大権現を勸請す。故に信州眞田村の白山大権現はあづまやの里宮なりといへり。又山の名に依つて、あづまや權現ともいふ。實は白山權現なりといふ。又山の名を四阿山と書く事山の形四阿屋作りの家に似たる故なりといふ。此の説然るべからざるか、此峯より加沢の湯の峯、此の山を湯の丸ともいふ元祿十四辛巳年、小縣郡と三原と山論あり。其の節、公儀より境仰付けらる。是より淺間の嶽の峯へ引く半ばは信濃過半は上野なり。今煙の出づる所、上野分なり。信州分は焼けざるなり。毎年四月頃此の嶺へ参詣す。閏の年は参詣せず参詣すれば怪我ありといふ。此の山の麓に砂塚よりこんぢがやや中列<sup>ナカレ</sup>卒山へ引く、此の辺三原野へ續きし所なり。即ち大藏卿頼朝公、淺間の三原野御狩場三原といふは鎌原湯の原長野原なり。東鑑には、信濃國三原野とあり。御狩の時の事共色々あり。此の辺に淺間隠しといふ山、萬字ヶ峠といふ。まんじが峠といふ事は右大將頼朝公、淺間野を狩り給ふ時、野干集り人に化して列卒に紛れしかば、此の峯に於て人々の額に墨を以て卍と書き印なきを野干とす。故に萬字峠と號す。

狩終りて谷水の流にて皆々顔を洗ふ。多くの人洗ふ故水ぬる湯の如くなるに依て其川をぬる川と云ふ。皆人素顔になりしやと右大將のたまひしより所の名となりしかや。今須賀尾村と書くは、譯ありて書替へしとなり。圓居<sup>マデヤ</sup>の旗を立て給ふといふ塚、本宿村にあり。南は鼻曲山よりふじわだと須加尾村、水なし、御巢鷹山の峰をさかひ、さかくら山のそとおもて坊峯の裾より烏川を堺とす。此の川を烏川といふ事、水上の水湧き出づる所に、石二つ水を隔て相向ふ。此の石黒く目嘴の形ありて烏の如し、永井峯より陸をさかひ、秋の神いぐら岳へ續き、硯ヶ嶽の外を引きて榛名山に續き沼の半を限る。此の沼歌書には伊香保の沼とあり。上野の名所四箇所の内なり

古歌に

いかほのや伊香保の沼のいかにして恋しき人を今ひとめ見む

あづまぢや伊香保の沼の花かつみかつみし人をこひや渡らむ

宗祇の名所記にあり。又和歌題林愚抄に壬生忠岑いかほのや伊香保の沼のいかにして又近材集に伊香保風とあり。同郡原町普光山無量壽院善導寺二代円光上人の母此の沼に入れ法名寶池院殿廓普廣雲快龍大禪尼明德元庚午年四月念日沼の端に古來より石碑あり。野火にて焼ければ善導寺より建つるなり。此の所にて善導寺雨請すれば雨降る當國縁野郡住人木部殿妻女なりと云々。沼の後先に塚塚段々あり。寛文十一辛亥年榛名山の社人と大戸村と吾妻領廿一ヶ村と山論あり御許裁塚塚仰付けらる。是れ即ち境なり。

東は沼の餘水流を限とす。廣場、岡崎新田、柏原、沼尾川を境とす。北は前に記す鳥居峠、吾妻屋の峰より萬座山、うぐしが嶽の峰、今白峰より赤はげ山此の山は人倫通なし是より坂東前へ引きて三國の嶽を境とす。此の山を三つぐし山

ともいふ。上野信濃越後三ヶ國の境なるに依つてなり。大倉ヶ嶽同薬師峠(三坂峠ともいふ)吾妻郡の内なり。此峰に三社大明神の社あり。(上野は赤城明神、越後は彌彦明神、信州は諏訪明神)神体は薬師、彌陀、觀音なり。別当は田村大部といふ。峠の半途に住す。麓は富士新田猿ヶ京村に續き、赤谷川をさかひ水上とし、小瀬戸川を限とし師田村境沢よりするす岩の峰、大塚村大坊澤よりちやうろつひの峰、岩井洞へ引下り吾妻川を横切り前に記す沼の尾川を限りとす。東西南北の郡境斯の如し。

往古は吾妻川、利根川の落合を限とし、白井、北牧、横堀、中山、矢形原、吳桃まで吾妻郡の由なり。いつの頃か群馬郡の内となる。吾妻三郷といふは太田郷、是は川南川戸村上下をいふ、岩山郷、是は山田川より原町西入までをいふ。長田郷、是は山田川より東中野條北入までをいふ。

吾妻郡村數七十七箇村。其の外小名所數多之あり。

吾妻郡の内人家ある所東西行程十五六里、南北十里程之あるなり。吾妻川は西より東へ流るゝ川なり。末は利根川に落合ふなり。上野の名所四ヶ所の内名所集に

世をわたる吾妻の川の浪まくらちぎりも深きおもひこそませ

吾妻川ときはの淵のわかやなぎ水もこすゑもみどりなりけり

中頃に此郷にときはといふ女ありて容うるはしく心やさしく、古の常盤御前にひとしきとて其の名をときはと號す。左に記す。秋間備前守妾とかや。備前守死して後、世を憎み、此の河筋原町立石といふ所の淵に身を投げ空しくなりけるに依つて、ときはが淵といひ傳ふ。越後國朝倉の息女か、歌に

世に経なばよしなき雲や覆ひなむいざ入りてまし山の端の月

と詠じて身を投げし歌の如し義を重んじ貞女の道を立てしこそあはれなれ

ある人吾妻の知るの人の元へ文月七日に來りて

稀にあふ吾妻うれし天津屋

又ある人の歌に

水上はいづくいもせのやまならむ

わが妻川の名にながれ行く

前に記す所の伊香保沼の辺に二石碑あり。一は廣雲快龍なり。別に二石碑あり。是は同郡(國?)「緑野郡木部殿といふ人の妻と下女なり。石碑ある所は群馬郡の分なり。法名は龍體院殿白山眞性大姉、十二月廿七日とあり。下女の法名は久屋妙昌信女同月同日とあり。是は年号見えすと云々

同郡 御 關 所 四 箇 所

猿ヶ京

薬師峠麓

大 戸

榛名山續いぐら山麓

大 笹

鳥居峠の麓

狩 宿

浅間嶽の麓

此の狩宿は往昔頼朝公浅間野狩し給ふ時、狩屋を建てし所なり。其の跡今にあり。此の所より北に當り、袋倉といふ村に鷹川の城といふ所あり。是れ亦三原野狩に狩屋を建てし跡なりといひ傳ふ。其の外千俣まりの宮音無川などいひて狩の時遊び給ふ所色々の事共あり。

往昔當郡は吾妻太郎といひし人の領地なりといひ傳ふ。源家の系圖に、清和天皇第八の宮貞眞兵部卿滋野氏、海野、望月、吾妻とあり。吾妻は信州に續きたる所なれば此の吾妻氏の人往昔當郡の領主か。又鎌倉の繁昌の時吾妻太郎吾妻四郎といふ人、東鑑に記せり。此人右の吾妻氏の子孫か。頼朝の時節の射手と見えて時代建久の頃なり。又義經謀叛の時源氏揃に上野に利根、吾妻と託せり。利根の事沼田氏の初祖景泰より沼田三郎憲泰、同弟平八まで十三代經て、天正九年に子孫斷絶す。是は平氏といふ。景泰より前は筑紫大伴民部大輔領地なりと沼田記にあり。武家大系圖には藤原氏なれども、筑紫の大夫は頼朝、義經に親しき故、源氏揃の時源氏一族の敵に入るか。然れば當郡の領主吾妻太郎も時代同じければ、右東鑑に記す吾妻太郎か。又元弘建武の頃、岩櫃城主に吾妻太郎藤原行盛といふ人城主たりといふ説あり貞和五年亡ぶといふ。是は時代後なり。前に記す建久元庚戌より貞和五巳丑は年數百六十年後なり。是は藤原氏なりといふ。又行盛の行別也滋野三家の幸如是。別氏の人と見えたり。何れの時とも知れず吾妻七騎と號して七人にて領地せしともいふ慥かなる證なし。

當郡古城大概記之

原町岩櫃古城、城主斎藤越前守といふ。上杉家旗下と云但記録には不見。同所古城、岩櫃山の續岩櫃の出城の由。

古より岩櫃は名城の由。甲陽軍鑑信長記等に記せり。駿河に久能、甲州郡内に岩殿、上州吾妻に岩櫃、本書には信濃の吾妻とあり。年久しく眞田家の支配の地なる故、信濃の吾妻と誤りて書きたるにや。往昔城主は吾妻太郎當郡の領

主なり。鎌倉の時代、右大將家に吾妻太郎(東鑑第十五六の卷に記す)此人当城主か、又程經て正應、永仁の頃、吾妻太郎藤原行盛といふ人在城すとあり。貞和五年に同國碓氷郡の住人里見と領地を論じ、戦ひ負けて亡ぶといふ。貞和五年より七八箇年を経て、延文中に、右に記す吾妻太郎行盛の嫡子齋藤太郎憲行といふ人、父の敵里見を討つて再び歸住すといふ。上杉家の幕下なりとかや。延文より二百余年を経て代々相續し、齋藤越前守に至りて永祿年中に武田信玄に亡さるといふ。又一説に越前守の子攝津守の代に亡ぶともいふ。分明ならず。

私にいふ、里見の事蹟、後太平記、北條九代記にあり。後に安房一國を領して安房の里見といふ。源家なり。

同

古城 稻荷城と號す

旗頭知れず記録等にも見えす 城主 大野新三郎

大野新三郎は先祖公家なりといふ。當國へ來る事何れの頃とも知れず。此の所より炭十二俵を年貢に納む。依つて此の所を一見せむとて下りし後にて連枝の者と家人一味して歸さず、故に武家になり、此の所に居住すといふ。新三郎と岩櫃の城主と確執し、戦ひ負けて甲州へ立退き、信玄を頼み一度歸住せむ事を謀る。弘治の頃信玄箕輪を攻め給ふ時、先手に加はり討死すといふ。城の趾に宮あり。大野を神に祝ふ。寛永の頃、土民畑になさんとて切起す明日行きて見るに長さ二間余の蛇、件の地に横りあり。彼の土民恐れて歸る。則ち口走りていふ、我は是れ大野なりと。依つて神に祝ふといふ。

同

所 古城 (高野平と云ふ)

城主 不知

河戸村古城 (内出と云ふ)

城主 秋間備前守

(吾妻郡略記)

右備前守、岩櫃城主吾妻太郎の家臣なりといふ。此の搔上落城すと雖も礎なる證なし。

同所 古城 (山のこやといふ)

城主不知

沢渡 古城 (カノ原)

城主 富沢出羽守

出羽守病死の後嫡子大學下沢渡に浪人す。次男豊前山田に浪人す。

大戸村 古城

甲州旗下 城主 大戸三河守

此三河守は、信玄の旗下なり。北條の旗下同國碓氷郡松井田半が坂の城主大導寺駿河守に攻め落さるといひ傳ふ。今に土を堀りかへせば太刀、矢の根等の兵具出づるといふ。年號知れず。

萩生村 古城 (塚野といふ)

城主 小林石見

此の城も大戸と同時に落城すといふ。年號知れず。

須加尾村 古城 (鷹つなぎといふ)

城主不知

西中之條村 古城 (せう峰といふ)

城主同斷

三島村 古城

武田旗下 城主 江見下野守

此の城斷絶の事知れず。

鎌原村 古城

武田旗本 城主 鎌原大和守

甲州亡びて後眞田の旗下(本)となる。

長野原村 古城

同 斷 城主 羽根尾入道

甲州亡びて後眞田の旗下となる。本名海野なりと。海野長門守同能登守父なりとある人の記にあり。

折田村 古城 (旗頭知れず記録等に見えず)

城主 成田長門守

此の搔上げ落城すと云ひ傳ふれども其儀知れず。

五反田村 古城 (たけ山といふ)

此の城落城すとはいひ傳ふれども城主の名不知斷絶の譯も知る者なし。古城場と見えて此の山の内又は麓の土中より人骨又は太刀、長刀、矢ノ根、甲冑、クサズリの類出する。但信玄の切取り給ひしにや。西窪治部左衛門方に信玄の感狀ある田。其の文に此の度嶽山の城に於て手柄とあり。永祿四年とある由なり。

横尾村 古城 (えうがいともいふ。八幡山ともいふ)

城主 鹽原源太左衛門

此の搔上群馬郡上尻高村小屋の城主上杉の旗下尻高三河守家老なりといふ。天正十五年丁亥正月二日、甲州より下知して攻め落すといふ。此時尻高源次郎加勢に出でなぐた川の辺火塚にて討死す。同所に墓あり。

植栗村 古城

武田旗下 城主 植栗安藝守

甲州亡びて後眞田の旗本となる。

伊勢町村 古城 (上杉旗下の由コジヤウと云、記録に見えず)

城主 尻高攝津守

此の搔上、天正庚辰年甲州の下知に依つて吾妻組、吾妻勢を以て攻め落すといふ。

市城村 古城 (岩井堂といふ)

白井より出張して城主なく番城なりといふ。

此搔上白井長尾より押の出張といふ。天正十五年丁亥十二月廿八日甲州の下知にて吾妻勢焼討にして攻落すといふ

柏原村古城 (沼の尾といふ)

右同断 城主不知

此の搔上、右同断、吾妻の押なりといふ、断絶知れず。

箱島村古城 (寄居といふ)

右同断 城主不知

此の搔上も右に同じ、白井より出張なりといふ。断絶知れず。

猿ヶ京村古城

北條旗本 城主 知高左馬助

天正八庚辰年秋の頃亡ぶといふ。去年より須川、新巻、小川、吳桃は吾妻へ一味して折々此の城を攻むれども、要害堅くして落ちず。之に依りて沼田の城代海野能登守下知を以て、左馬助が妻女の甥恩田伊賀を以て諫めさする。其の趣は近々大勢を以て攻むべきに極れり、然れば大勢の士卒を殺さむより其の方一人切腹し衆命を救ひ給へかし是れ仁將の道なりと、矢文を以ていひ遣す。知高得心して、則ち城を渡し其の身は家士十人計り召連れ、後閑村の如林寺へ入る。

然る處に沼田勢左馬助が最後を見むとて大勢來り知高最期逼きは隠れたるかといふ。左馬助大に怒り、己等剛なる者の腹切る様を見習ふべしと刀押取り出でければ、家士共拔連れ切つて懸り、散々に切り散らし沼田勢多く討たれけり。知高も手負ひければ思のまゝに働き寺中へ引入り、本尊の前にて念佛唱へ腹切つて死す。家士も残らず自害す。住僧則ち死骸の上に薪を積重ね火をつけ寺内残らず焼捨て大勢の中を立退き白井の方へ行きしとなり。右古城の事沼田記に委しく之あり。

右古城搔上合せて廿二ヶ所、其の所にて老いたる者に尋ね問ひて之を記す。此の外に少しの搔上數多有之ども之を略す。右に記す城主の面々記録に見えず。但し大戸鎌原は相見ゆるか。又当郡は永祿年中に武田の手に入り、信玄の御家人吾妻組八十騎の武士あり。眞田一徳齊入道の組下なり。軍用の時は植栗安藝守より觸れ出せしとなり。甲州亡びて後残らず眞田の家人となる。此の子孫武家にも土民にもあり。大概子孫断絶す。又吾妻七騎といふ士あり。足利義澄は永正の頃浪人する者か。記録にも見えず。

柄沢 玄 蕃 沢渡須加田に居住す

高橋 一 暮 山田村に住す、後郷原に移る。石塔あり

蟻川 入 道 同所桑原に住す

富沢 豊 前 同 断

蜂須賀 伊 賀 原町の上野に居住す

富沢 大 學 下沢渡に居住す

折田 將 監 同 所 居 住

甲州より吾妻沼田へ法度の條目

- 一、對<sub>二</sub>地衆<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>狼藉<sub>一</sub>様に被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>加<sub>三</sub>懇切<sub>一</sub>事。
- 一、從<sub>二</sub>之<sub>一</sub>曲輪<sub>一</sub>内<sub>二</sub>地衆<sub>一</sub>出入一切可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>之事。
- 一、請取之曲輪各々有<sub>二</sub>相談<sub>一</sub>御番普請已下無<sub>二</sub>油断<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>勤<sub>三</sub>仕<sub>一</sub>之、就<sub>レ</sub>中竊大切に候間夜番肝要可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>入<sub>一</sub>念事。
- 一、喧嘩口論一切禁止之事附以<sub>二</sub>最<sub>三</sub>偏頗<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>徒党有<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>事。

- 一、敵地計策不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>候但し於<sub>レ</sub>彼<sub>二</sub>遣<sub>一</sub>或使者或書狀<sub>二</sub>者海野長門守<sub>一</sub>令<sub>二</sub>談合<sub>一</sub>可<sub>二</sub>差越<sub>一</sub>事。
  - 一、在城衆縱雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>如何様恨行方<sub>一</sub>非義無<sub>二</sub>表裏<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相談<sub>一</sub>之事。
  - 一、在城衆当番之到着、不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>。縱雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>非番城之外不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>他宿<sub>一</sub>之事。
- 右條々於<sub>二</sub>違背之人<sub>一</sub>者可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御過怠<sub>一</sub>之旨被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候者也仍而如件

天正八庚辰年五月廿三日

昌幸 在 判

海野 長門 守 殿

同 能 登 守 殿

金子 美 濃 守 殿

渡 辺 左 近 丞 殿

天正七巳卯年八月、沼田残らず甲州武田勝頼の手に入る。但し鋒先にて取れたるにあらず。一長尾景勝より差上げられし地なり。則ち沼田の城眞田安房守へ預けらる。甲陽軍鑑には天正七年沼田御手に入り城代として信州先方西條治部を遣はさると之あり。此の儀沼田にて言傳なし。

天正九辛巳年三月十五日沼田古城主沼田平八、町田村にてたばかり之を討つ。具に沼田記に之あり。天正八庚辰年沼田城代海野能登守逆心の色ありと表裏に依りて昌幸の舍弟眞田隠岐守信昌馳向ひて之を誅す。能登守沼田の城を去つて嫡子中務竝に妻子家人引連れ迦葉山へ退く処を、岡の谷の上の原にて大勢取巻き父子ともに討つ。十月廿三日なり。海野塚といひて岡谷村にあり。

次に矢沢薩摩守頼綱、沼田城代となる。是は眞田一徳齊の舍弟なり。矢沢監物先祖なり。

海野入道に男子四人あり。嫡子羽根尾、二男海野長門守、三男海野能登守、四男海野郷左衛門、女子も多く有之由。能登守は吾妻の城代なりしを沼田へ遣はし、兄長門守は眼病にて両眼見えざれども、吾妻の仕置致す。弟能登守沼田にて討たれたる故吾妻にて切腹す。

天正十七巳丑年秀吉の仰にて、沼田城竝に沼田領地三ヶ二北條氏政に渡る。替地信州伊奈郡にて出す。一吳桃より利根川西は前度の通り眞田の支配なり。私にいふ、諸家前太平記にあり北條氏邦より猪俣能登守を沼田城代に置かる。能登守思慮なく吳桃の城を夜討にして奪ひ取るに依りて、昌幸立腹して秀吉に訴ふ。小田原攻是より起る。又沼田記に天正十八庚子年二月朔日吳桃城主鈴木主水小舅の中山九兵衛にたばかられ吳桃居城を奪はれ切腹すといふ。

天正十八庚寅年七月六日小田原北條家亡ぶるなり。同年に沼田残らず前度の如く眞田へ渡る。前の替地信州伊奈郡は上り、則ち嫡子信幸、沼田在城なり。昌幸は信州上田に在城す。

慶長五庚子年、眞田昌幸二男信爲、石田治部少輔と一味し上田に籠城す。

元和元乙卯年五月七日、大阪落城以後沼田、上田兩城とも信幸に給はる。

慶長十一年丙午年沼田の城再興、同十八年成就、總奉行禰津志摩守幸直、丸山土佐守幸時、伴淡路守、奉行は木村戸右衛門、大熊五郎左衛門なりと沼田記に之あり。

### 吾妻郡中頃領主の事

吾妻郡は永祿年中に始めて武田信玄の手に入り、眞田彈正忠幸隆に預けらる。信州上田より支配なり。同年の頃より吾妻郡代として、海野長門守幸光、天正八年の頃まで岩櫃の城に居住し吾妻郡の仕置等を致す。此年中長門守弟能登守沼田にて亡ぶ。依つて兄長門守も當地にて切腹す。長門守切腹の後少しの間城代知れず。但し矢澤薩摩守、沼田吾妻ともに支配か。又は番城か分明ならず。

元和二年に至りて岩櫃の城を破却して、今の原町へ引き屋形を建つる。四方百間餘、堀を堀り土手をつき柵扉をかけ内に本殿並に役所等を建て、則ち一郡の仕置、先々の通り原町にて相行はる。本殿は眞田信幸信州より沼田通路の休所なり此の時の郡代出浦對馬守此の所に居す。次に長谷川左馬助、半田筑後、丸山主水、富沢外記、鹿野勘助、荒井刑部、塚本甚兵衛、片山治左衛門、神山五郎右衛門相續いで吾妻一郡の仕置残らず原町にて相行ふ。古の本殿修復費なしとて伊賀守殿代寛文の初め是を崩し、同年同所顯徳寺へ給はる。其の以後は原町矢島權兵衛宅本陣となる。神山五郎右衛門、權兵衛方に住し郡代相勤む。伊賀守御預になり家斷絶の後には公儀御代官所において、矢嶋五兵衛宅御陣屋となる。右本殿の跡は畑になり。元和八壬戌年上田より松城へ所替仰付けらる。右は昌幸信爲反逆の城なるが故となり。

### 眞田家の事

清和天皇三十四代眞田伊豆守諸大夫滋野信幸本名海野、明曆二丙午年信州埴科郡柴村へ隱居萬治元戊戌年十月十七日に卒去九十六歳徹岩一當と號す。十三万石の内沼田、吾妻三万石伊賀守信直へ讓る。是は嫡子河内守信吉の子なり。信吉は家督せずして卒去。舍弟眞田大内記信政松城を家督す。

天和元辛酉年、先領主眞田伊賀守信直、將軍家の御勘氣を蒙り與平小次郎に御預け、奥州山形へ配流す。程ありて小次郎領地替に依りて下野國宇津宮へ移る。此の處にて卒去。貞享五戊辰年正月十六日六十四才なり。同所晚鐘寺に葬る。法名春林院殿雄山崇莫大居士(從五位下行伊賀守滋野姓眞田氏信直)嫡子彈正忠信成、淺野内匠頭へ御預け配所へ赴く時、

元來榮辱都無知

花美同根枝皆離

昨日驕泰今日患

朱尾研淚記愁詞

梓弓引きわかれ行く親と子の

見しおもかけをかたみとはして

眞田氏御菩提所利根郡新巻村の内、今宿玄香寺なり。

天和二壬戌年正月三日より沼田城廢城なり。貞享元年子年七月酒井河内守に仰付けられ、吾妻郡の内眞田の領分残らず檢地入る。檢地總奉行は河内守家老高須隼人、同四丁卯年水帳渡る。右は百姓因窮に依つてなり。

### 原町の事

本は平川戸の町といひて岩櫃城下の町なり。今は上野宿といふ。元和二丙辰年信州上田眞田伊豆守信幸の時代、今の原町へ引移す。吾妻一郡の親郷也。平川戸の町を繪圖にして其の屋敷主に段々割渡す。奉行出浦對馬守則ち当郡の郡代なり。其の頃の原町は田畑もなき芝野なり、觀音原といふ。其の故は原町上の町にいてちやといふ小名所あり。其の所に觀音堂あり。何れの頃よりありといふ事知れず。右の觀音夜々光明あるに依りて寺號を光原寺と號すとす。今は原町の内顯徳寺院内に安置す。町割の時引くとす。聖德太子の御作御たけ二尺六七寸の正觀音なり。再興は領主信直の



奥方施主なり。

中之條町初の事

往昔は河原宿といひて古城の下吾妻川となぐた川落合の所なりといふ。文祿の頃一段上に上り今の下の町の所へ引移す其の後慶安三庚寅年今の中之條へ引移るといひ傳ふ。

伊勢町村始の事

片原宿を引きて慶安四年辛卯年割りしといひ傳ふ。

吾妻郡湯泉

草津 湯 御座の湯、カツケの湯、ワシの湯、ワタの湯、瀧湯

大瀧十二流、湯坪一ツ 不動瀧二流、同斷

石湯瀧二流、同 斷 内湯瀧、三ヶ所

右合せて十二瀧落つる。湯沸出づる所長さ五六十間、横二十間程、廻りに柵あり。能は湯の記にあり。湯に寒熱あり。此の外泉水さいの河原といふ所に數多く湯泉あり。

藥師堂 別當 眞言宗 光泉寺 鬼の泉水 人家より十町程

本白根今白根 人家より三里程

湯本圖書屋敷跡といふ所あり。古來より此の所の地頭なり。武田の旗本甲州亡びて眞田の旗下となる。今斷絶す。源頼朝三原野の狩の時開湯といふ。御座湯の沸出づる所に大石あり。右大將此の石に座し給ふに依りて御座と名づく

つら。

又ある僧曰く、所の名を草津といふは大般若經に曰く南方有三名湯。是草津湯と説き給ふとなり。此の經の意を以て名づけらるゝか。

又いふ天正十壬午年、織田信長武田勝頼を亡さむと思立ち近衛殿を同意し給ふ。木曾路通のついでに草津に立寄り給ふ其の時近衛殿十首の詠歌を藥師堂へ奉納あり。今光泉寺の什物なり。

草津湯治の中光泉寺に於て彼の本尊の名號を句の上にするて法樂の爲に十首の歌をよみけり 龍山

な 山路 新樹

名も知らぬ草木あまたに茂りあひて深き山路や分け迷ふらむ

む 郭 公 幽

村雨のすぎたつ山の峯こえてかすかに名のるほとゝぎすかな

や 海 辺 夏 月

山おろしいそべの松に吹き立ちて夏なき浪の寄するつきかけ

く 五 月 雨

雲は猶ほかさなる山の遠近もわかぬばかりのさみだれのところ

し 夏 草 夕 露

しげりあふ草のむら／＼おく露や暮れて螢のいろに見ゆらむ

じ 馴 増 戀

知らざりき露のなさにに檜柴のなるゝに袖のぬれむものとは

う 契 後 絶 恋

うきは只契りおきにし閨の戸を明けやらぬ夜の人のつれなさ

に 別 初 戀

にくからぬ人にそひねのきぬくは命にかへて惜しきもの哉

し 旅 行 友 稀

信濃なる木曾路の山のけはしきに行きかふ袖の稀のたびびと

む 寄 湯 祝

結ぶ手の此の谷蔭の出湯こそむべも老いせぬくすりなりけり

天正十年五月八日

河原湯 入湯なり。瀧もあり。湯泉大明神の宮あり。薬師堂あり。

四萬湯 同 断

同所蒸湯 あら湯といふ入湯あり。

此の二箇所の間半里に足らず此の所より半里奥に日向山定光寺といふ薬師堂あり。本尊秘佛なりといふ。黄金の佛像なり。是れ則ち日向守碓氷貞光守本尊なりといふ。此の所にも入湯あり。

澤渡湯 入湯なり。瀧あり。湯殿大明神の宮あり。薬師堂あり。

花敷湯 熱湯なり。女人惣て身冷たるに吉。人家を離れて深山の川端にあり。湯に入る者は薬師堂に居す。此の湯入山村にあり。深山なる故に山櫻五月中頃開く。頼朝三原の狩の時詠み給ふといひ傳ふる歌あり

故に花敷と名く。

山櫻咲きしこそゑのはなしきて

いろは深みの湯にぞ入るやま

満座湯 入湯なり此の湯人家を去る事四五里、深山の谷間也。牛馬の通ひなし。人の通ひも自由ならず。故に行く人少し。能は虫つかへせんきす白血のみち打身らい病眼病むねこびる者一度行けば不起。

川中湯 入湯なり。一切の腸物うみをすふ。又とげぬきに妙なり。年月過ぎたるもぬけるなり。せんきにてきんはれたるに吉。ぬるき湯なり。

須賀尾湯 入湯なり。腫物ひぜんかさ一切こがさ等に吉。ぬる湯なり。

右の外信州の境鳥居峠に湯あり信州の方にては根津の湯とも加沢の湯ともいふ。吾妻郡の内なり。

三坂薬師峠にほうしの湯といふあり。是又吾妻郡の内なり。

湯泉總べて十一ヶ所、此の外無名の湯數々之あり。

同 郡 神 社

原町 巖鼓大明神 禰官 高山薩摩、社地老木あり。

同所 八幡宮 同人  
 同所 稻荷大明神 別當 顯徳寺 此の社地越國より三十三里續く尾根先なりといひ傳ふ古き社地なり。寛永の頃まで七かゝへに餘る大杉の枯れたる根ありしといふ。今に土をかへせば朽根出づ。  
 同所 諏訪大明神 祠官 小坂橋丹波 同所 天神宮 別當 本山 金剛院  
 同所 岩櫃天狗 同 前 同所 雷電宮  
 同所 山神宮  
 山田村 上妻大明神 祠官 柄沢大和 此の社古はかづまが嶽の半にあり。何れの頃よりか山田村へ遷す。古の社の跡かづまにあり。

善福寺開山道覺和尚貞治の頃勸請すといふ

同所 白山大權現宮 同所 諏訪大明神  
 同所 八幡宮 同所 諏訪大明神  
 同所 天神宮 同所 荒神  
 横尾村 八幡宮 別當 文珠院 岩櫃 水岩 權現 (古岩櫃城の鎮守なりといふ)  
 松尾村 諏訪大明神 市代村 白鳥大明神  
 矢倉村 諏訪大明神 同所 諏訪大明神 祠官 須藤大隅  
 同所 八幡宮 同所 稻荷宮 二社  
 同所 山神宮 三社 大塚村 熊野權現本宮 別當 普賢寺

同所 八幡宮 赤坂村 賀茂上下大明神  
 同所 熊野權現那智 同所 諏訪大明神  
 蟻川村 白山權現 同所 熊野權現  
 須賀尾村 大峰權現 同所 諏訪大明神 御朱印七石 別當 渡部駿河  
 同所 天神宮 本宿村 山神宮  
 大柏木村 諏訪大明神 横谷村 諏訪大明神  
 同所 鳥頭大明神 別當 專龍院 同所 三島大明神  
 草津村 湯原白根權現 長野原村 諏訪大明神  
 同所 天神宮 四万村 諏訪大明神  
 下沢渡 いつな權現 別當 金妙院 青山村 駒形大明神  
 五反田村 伊勢宮 同所 近都明神  
 平村 伊勢宮 同所 五靈大權現 別當 善徳院  
 同所 愛宕宮  
 川戸村 富士浅間宮 別當 金藏院 社地廣し。老木の松数多あり。  
 同所 白鬚大明神 同所 首宮大明神 別當 專龍院  
 金井村 一宮大明神 祠官 片山左近 甘樂郡の一の宮を勸請すといふ。祠官 片山左近 同和泉

同所 八幡宮  
 同所 大神宮 同前  
 同所 柴宮 明神  
 伊勢町村 大神宮  
 同所 諏訪大明神 祠官 小板橋丹波 この社地に七かゝへほどの老木あり。古跡と見ゆるなり。古跡と見ゆるなり  
 同所 五郎宮 鎌倉御霊を勧請す  
 同所 大明神 社地廣し領主保科氏勧請す 祠官小板橋美作  
 郷原村 小池権現 榛名山の神を勧請す  
 植栗村 鹿島大明神 建久四年勧請すと縁起あり。  
 須川町 熊野權現  
 奥田村 白鳥大明神 縁起あり  
 入須川 雨宮兩社  
 猿ヶ京村 雨宮  
 布施村 諏訪大明神  
 師田村 諏訪大明神  
 折田村 諏訪大明神  
 同所 八幡宮

大概斯くの如し此の外委しく記し難し之を略す

同郡佛閣

原町 瀧澤不動 別当本山 金剛院 岩櫃山につゞき城の丑寅にあたる岩石をばたち松つゝし生て岩窟あまたあり  
 不動堂あり。峰より瀧落ち絶景の地なり見る人詩歌俳諧等の句作あり。  
 江戸下谷 瀨川 時春

秋風やふけど不動の岩根まつ  
山姫も染め得ぬ色や瀧のいと

又かたはらに

年経てもさらに動かじくりかへし瀧のいともつなぐ岩根は  
瀧の名は問はでもしるし白糸のかけてうごかぬ山のいはがね

同所 薬師 嶽 高山なり石像の薬師石宮あり金佛薬師古來本尊なり今は別當に安置別當顯徳寺  
 同所 彌陀堂  
 同所 薬師堂  
 同所 虚空藏堂  
 同所 虚空藏堂  
 同所 薬師堂  
 同所 十王堂  
 同所 阿彌陀堂 不動堂  
 伊勢町 虚空藏堂 大聖院  
 同所 観音堂  
 同所 薬王堂地藏堂達摩堂  
 矢倉村 阿彌陀堂  
 同所 観音堂 二ヶ所  
 中之條町 不動堂  
 西中之條 山崎 観音堂 中頃丸山時雲建立本尊  
 座像にて二尺八寸松岩和尚の作  
 折田村 定光寺 観音堂  
 同所 薬師堂  
 同所 薬師堂 別當 海藏寺  
 松尾村 観音堂 三ヶ所  
 横谷村 大日堂 薬師堂  
 同所 笹原 薬師堂 別當 龍徳寺

郷原 藥師堂 同所 生馬觀音堂  
 同所 阿彌陀堂 同所 大日堂 虚空藏堂  
 岩下村 阿彌陀堂 古き五輪石塔あまたあり 同所 山野藥師ホラ窟觀音 山尾觀音堂  
 同所 虚空藏堂 地藏堂 十王堂  
 同所 行沢寺馬頭觀音堂 本尊長六尺程立像運慶の作といふ。棟札に大永七丁亥六月十三日齋藤越前守造立とあり  
 三島村 大御堂普門寺觀音堂 十一面長三尺 同所 沢尻馬頭觀音 別當 淨正寺  
 植栗村 百番觀音 岩井村 大日堂  
 同所 石地藏 川戸村 七沢觀音 金藏院  
 金井村 虚空藏堂  
 大戸村 大同山觀音院 本山別當 長光寺 大同年中に建立といふ  
 同所 仙人岩窟 (同所に岩窟二つあり景地也)石像觀音同十六羅漢木像地藏有 施主潮音、松岩兩僧  
 本宿村 吉岡藥師 本山 醫王寺 本尊源賴朝淺間御狩のとき此の所に殘置かるといふ。腹籠りに作りこめたりといふ記録之あり。

新巻村 觀音堂

市城村 不動堂 岩山なり瀧有り景地なり

青山村 円通寺觀音 同藥師 往昔円通寺といふ寺あり。何れの時か兵火にて焼亡すといふなり。寺地の跡今は畑なり

上沢渡村 大日堂 觀音堂 深山の岩窟なり金剛山大岩寺と號す本尊行基の作、高さ二十丈許りの瀧あり。中程に不動の像形岩に自然にあり

同所 大岩 毘舍門堂 下沢渡村 觀音堂 二ヶ所  
 同所 十王堂 長野原村 造り道觀音堂  
 同所 藥師堂 須川村 駒形觀音堂 岩に自然の駒形あり  
 平村 毘舍門堂 大塚村 大房彌陀堂  
 同所 大日堂觀音堂十王堂 同所 枝沢千手觀音堂  
 赤坂村 觀音堂 同所 藥師堂二ヶ所一ヶ所西沢山  
 五反田村 觀音堂二ヶ所 同所 嶽山石佛 (西國三十三ヶ所觀音)  
 蟻川村 觀音堂 二ヶ所 横尾村 觀音堂 二ヶ所  
 柴本村 岩崎觀音堂

右佛閣大概斯の如し

### 同郡寺院

原町 淨土宗 善導寺 古蹟なり。貞享年中まで無本寺なり。同年に増上寺末山となる。開山識阿空寂上人、元祖東漸大師七代の法孫關東にて

西山一派の檀林なり。識阿上人は、袋中和尙血脈論のツリに委しく之ある由。則ち開山の弟子二代目を円光上人と號す此の母榛名山の池に入水して蛇形となり池に住むといひ傳ふ。蛇の鱗三ツ、一尺二寸の劔一振、上人へ形身に贈らる。鱗の大き四寸四方程、面に筋あり。劔は色赤銅の如しとなり。慶長四年に出火ありて右二品竝に代々の什物悉く焼失すとなり。此の寺開基の時は川戸村の田辺といふ所にあり。中頃江原村堺桐沢へ移す。何れの頃か又今の所に移すとなり

同所 眞言宗 顯徳寺

此の寺元は淨土宗専念寺といふ。原町始に郡代出浦對馬が妾菩提の爲に建立せしとなり。妾の石碑あり。元和三丁巳十一月十八日と切付けあり。開山を海老上人といふ。是より三代過ぐと雖も出浦亡びて後は無住となり大破に及ぶ。此の時宥範法師稻荷城に庵住す。領主眞田へ訴へ寺を取立て拜領して眞言宗に改め、御室の末寺となる。靈像の觀音を安置す。

同所 淨土宗 安寺

中之條町 淨土宗 清見寺

古此の寺は隣村西中之條村にあり。西見寺と號す。永祿の頃兵火にて焼失す。其の後程經て今の所へ移す。西の字を改めて清見寺と號する事。中興宗普及山和尙の代に至り今の寺地に移す。吾妻川の流左右に流れて其の景三保の松原に似たりとて名づくるとなり。

三保うつすこも清見の寺なれや外にたぐひは浪の松原

及山和尙の詠吟なりといふ。又春日の作なりとて彌陀の秘物あり什物成。

同所 淨土宗 法藏寺

西中之條村 眞言宗教 智院

伊勢町村 禪宗 林昌寺

此の寺は眞田の一族矢沢薩摩(守)頼綱の開基なり。一徳齊の弟なり。

同所 同 海藏寺

山田村 淨土宗 善福寺

古蹟なり。開山道覺上人、袋中和尙血脈論には上州の道覺とツリある由。又善光寺佛といふ古佛の三尊の彌陀あり。弘

法大師善光寺如來を移すといふ。金佛の立像代々什物なり。

大戸村 淨土宗 大運寺

古蹟なり。昔大戸の城主大戸心樂齊開基なり。是は大戸三河守先祖なり。

大柏木村 淨土宗 三福寺

須賀尾村 淨土宗 淨善寺 此の寺の本尊定朝の作なり。

三嶋村 淨土宗 淨清寺

川戸村 天台宗 宗泉寺

岩井村 眞言宗 長福寺

古蹟なり。原町岩櫃城主吾妻太郎行盛開基なりといふ。昔は村の内に寺地あり、元祿年中上の山へ移す。古寺場の寺中

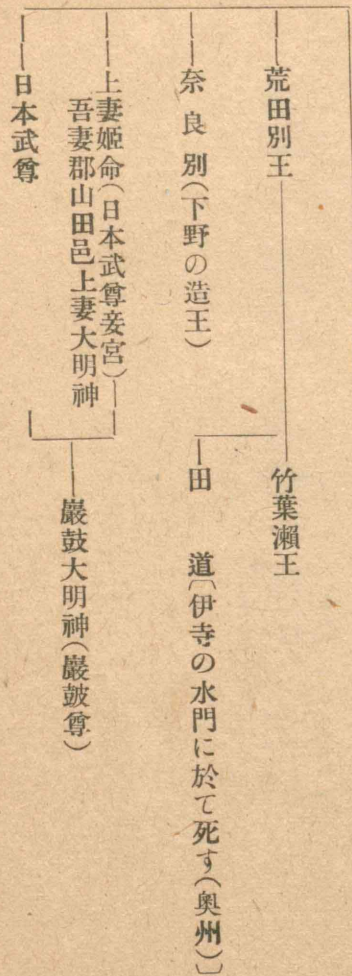
にありし中の塚穴より元祿四辛未年六月十六日に佛像出る。金佛一寸八分の觀音なり。臺石に行盛と切付之あり。塚の上  
上に古き五輪あり。高さ五尺二寸。台に藤原行盛貞和五巳丑年五月廿五日と切付あり。此の外無名の五輪三つあり。大  
さ右に同じ其外石塔數多あり。

- 同所 眞言宗 安樂寺 新卷村 同 正泉寺 同所 禪宗 長徳寺
- 市城村 同 宗福寺 箱嶋村 淨土宗 大覺寺 同所 天台宗 滿福寺
- 下沢渡村 淨土宗 本寺 此の寺に恵心の正筆廿五菩薩の掛物あり。什物なり。
- 上沢渡村 禪宗 永林寺 平村 同 林松院 大塚村 同 宗學寺
- 岩下村 同 應永寺
- 古蹟なり。應永元年に岩櫃城主開山なりといふ。往昔は江原村にあり。何れの頃か岩下へ引移す。
- 同所 禪宗 清龍寺 矢倉村 同 龍徳寺 日影村 同 龍沢寺
- 長野原村 同 雲林寺 此の寺は羽根尾開基なりといふ。
- 小岩村 禪宗 常林寺 此の寺は鎌原開基なりといふ。
- 鎌原村 天台宗 延命寺 此の寺は淺間嶽の別當鎌原氏祈願所なり。
- 原岩本村 天台宗 清龍寺 蟻川村 眞言宗 福正寺
- 須川村 禪宗 泰寧寺 猿ヶ京村 眞言宗 西光寺 合俣村 禪宗 貝延寺

吾妻郡略記終り

總社記による上毛野君系圖

10代 七皇子  
崇神天皇——豊城入彦命——武日向彦八綱田王——彦狹島王——御諸別王



# 吾妻太郎記



### 吾妻太郎記について

吾妻太郎記の郡内にあるものうち編輯者は原町大宮高山家の写本と沢田村山田字高沼町田安一郎氏所持写本との二本を知つて居る。こゝに収録したものは此の両本を對照校訂したものである。元來が美文であるため轉写ごとに少しづつ書きかへられて行く傾向のあるのはやむを得ないと思ふ。町田本の末に

「吾妻書は天正年中よりの古き書傳有。然る所に文字の謬をなをし義理の拙きを除き或は異説をすて扱は年代の相違をあらため綴之者也。或は此外にも又世間に類書あり。其書は大塚邑林氏の人一冊書出、題名を山廻と云淨瑠璃六段に作り書出す者なり」

と書へてあり、又金剛院圓聖法印著修驗岩櫃語の中に

「別に吾妻太郎記あり。大塚邑林氏つゞり書出す。吾妻郡略記は享保年中に上原氏記之、上原氏は近利の姓矢鳥氏の子孫なり」

とある。町田本の末の書添にある「吾妻書」が太郎記をさしたとすれば太郎記は天正年中既に書き傳へられたものであらうし、大塚の林氏(林利右衛門……初眞田伊賀守の代官の一人老後吾妻三十三番觀音巡禮を再興し念佛講を發起し郷土の研究を樂みとした人)が美文に書改めたことも事實であらう。現今傳はるものは林氏の書いたものであると思ふ。岩櫃城主吾妻太郎藤原行盛が里見義時(又義候)に攻められて敗死し其の子千王丸が榛名山の御師の坊に潜居すること數年、舅父齋藤五郎兵衛尉梢基、鎌倉管領上野守護上杉民部憲顯の援助の下に里見を討滅して岩櫃城を回復する筋を美文を以て書綴つたもの。どの程度まで史實であるかは不明である。

## 吾妻太郎記

### 雜談の序五箇條

一、當國岩櫃の城主吾妻太郎大塚藤原行盛朝臣は岩櫃中古五代の主君也。比者人王九拾五代の帝後醍醐天皇の御治世其比天下の武將は足利尊氏公なり。于時貞和年中の事なるに叛逆里見兵衛義候(兄里見兵庫頭は觀應年中より安房國に在城す)逆心數度の合戦取合に皆々武勇を勵み、樊噲が働きをなし、防戦すと雖も、味方の軍兵悉く勝利を失ひ、既に行盛武命遁れ難く思召御生害に及び給ふものなり。

行盛御最期の時左右の敵左右に詰寄ければ立石の岩の上へ飛上り自ら御首を掻切て投給ふ。不思議や此首忽焉として川戸の岸の枯木の枝に飛去て靈光甚だあらたなり。一則ち行盛大明神と崇め奉り川戸村に御社を建て首宮大明神と祝ひ奉る同村の鎮守之なり。

行盛御死骸無常の煙と爲し奉る。悲哉誰か悲歎の涙に袖を絞らざらんや。然るに當初貞和以前には當國未だ何れの宗門の寺もなく、漸く大御堂の庵のみあり。去程に彼の御骨を後に岩光山長福寺に葬り奉り成程御菩提を弔ひ奉り、御墓印石塔の梵文に曰く

何□□藤原行盛貞和第五回巳丑五月廿五日と云

行盛の嫡男を千王丸殿と申す。榛名山に居し、然して後母方の舅父齋藤五郎梢基の養子分として、後は齋藤太郎とぞ申しける。上杉金吾民部大権憲顯公に屬して延文中中に多勢の軍兵を率ひて吾妻の城に押寄せ、父の敵里見父子の兩人を討ち會稽の恥辱を雪ぎ再び本領岩櫃の城主となり、數代齋藤の御家武運長久にして宜しく御繁昌なし給ひけり。先年行盛御葬禮の時懷中の御守本尊二寸八分の金佛の聖觀世音今長福寺に有り。殊に行盛公は長福寺開山建立の大檀那なり。

雑談の序畢。

### 行盛御最期並兩寺御跡弔之事

情思ひ見るに有爲轉變の世の中、盛衰不定の浮世なり。去れば岩櫃の城主吾妻太郎行盛の子息千王丸殿と申すは、去る年御歳十二歳の比より榛名に登山成され學問修行遊ばされける。然るに御父行盛は里見と合戦して打負け二男小治郎殿並に郎党秋間九郎泰則、荒尾の金剛兵衛行貞同弟金剛左衛門清長何れも討死せんとせし所、行盛様々和め給ふにより皆々榛名へ落られける心の内これ無念なれ。

爰に金剛左衛門清長は君の御最期を見届けて跡より追付可申と岩間の内に身を隠し御死骸の空しきを見るよりも御最期の御供仕らんと思ひしが君の仰を相背き腹を切ても益もなし、此上は身を全うして千王丸殿を御代に出し申さんと思ふ心を力として道を早めて急ぎける。既に榛名に着しかば、何れも千王丸殿に對面し、小治郎殿申ける様は、扱御父上は夜前暮程に御生害被遊候由大御堂にて承り取て返し討死仕らんと存候處に、日比父上の仰置れ候事且は親兄に對し不禮

なるに似たり。敵に後を見せながら是迄参り候と泪と共に被申ける。千王丸此由聞よりも如何に秋間、荒尾父の御供も不申能くも是迄來るもの哉。扱々不忠孝なる有様やと聲を上てぞ嘆き給ふ。我等も一所に在るならば兎にも角にもならん者をと流涕焦れて泣給ふ余所の見目も哀れなり。漸々泪を押止め其里見は何國に在る父の敵余すまじと刀追取出給ふ。人々引止め誠に梅檀は二葉より郁はしとかや、末頼母しき思ひをなし先々心を鎮め聞給へ。此度は味方の者共皆々敵に加里寄手は大勢此方は無勢可叶事にあらずして何れも討死仕る。大殿様御生害可被遊由被仰候間御一所に討死し主君の御恩を報じ奉り冥途黄泉迄御供仕らんと申候處に、若君御兄弟の御事を思召吳々頼むと被仰ける間、乍無念も是迄参り候と申上げる。

千王丸聞召父行盛公、扱は我等兄弟が自ら思召か時節至らば此本望を達して國を治め家を齊へ再び榮花を開かしめんためならん。先此方へと閑處(シヅカノトコロ)へ連行き厚く慰め給ひける。金剛兵衛申けるは、兩若君御一所に涉られ給ふ事は計略なきに似たり。小治郎君と秋間九郎と荒尾の金剛左衛門兩三人は大坊を頼み置き、我等は千王丸君に附添ひ奉り御奉公可仕と。比は文月十四日明日は盂蘭盆のまつりなり。千王丸殿は金剛兵衛を召れ、如何に行貞、汝は大御堂に参り父母の教養に御弔を頼み奉れ、御墓所にも石塔婆を造立せよと仰ける。行貞畏り候連大御堂へ急ぎける。(後には岩光山長福寺)大御堂になれば案内乞うて内に入り扱千王丸殿仰の段委しく申上る。長福寺の法印は聞召愚僧も此方にて御死骸を葬り奉り殊更一社の神に祝ひ奉り、行盛明神と崇敬して隨分御菩提を弔ひ奉り、別して今日は四十九日に相當り御法會念比に回向仕候と金剛兵衛を返し申ける。行貞は榛名の宿所に急ぎける。

去る程に千王丸は毎日七卷の普門品念らず、愈々今日は佛前に跪き香花燈明を供へ御經讀誦し念佛千遍父母尊靈佛果菩

提と回向あり。扱も我等は如何なる因果によりいとけなきよう他郷のすまひを仕り、父母の尊顔をも見奉ることなく孤となり、此寺の右も左も頼みなしと。毎朝當社大権現に社参し、愈々武命安全と祈念あり。今は學問にも暗からず、武藝の道を學ばんと金剛兵衛に就て弓矢、兵法御心に掛させ給ふ。故に樊噲が武勇張良が智略一として學び得ずと云ふことなし。扱又百ヶ日に向ひ榛名の別當法印思召す様は我等も一たび法事を勤めて菩提を弔ひ奉りなんと。一山の名僧を百人請し千部經一千卷を讀誦あり。誠に大善功德と云ふも愚なり。當日にも成しかば諸經の中の肝文と法花經誦讀被遊ける。何れも誦誦の音聲朗に、一句一偈の清濁非讀の誤りなく言語比類の大迫善なり。既に御經成就して其上御法談有り文々悲歎の玉字を磨き句々に眞理の法義を述べ給へば、誠に行盛の尊靈三界の火宅を離れて九品の淨刹に至り給はんと。頼母しき哉、貴賤の男女も群集して難有御志かなと悲涙暗泣しけるなり。別當法印は高座を下り給ひ時に、誰人も可遁道にあらねども先立者は涙なりと宣へば、千王丸殿と小治郎殿との御心中愈々哀れの泪乾く間もなし。げにや天を翔る翼も羽を休めて聽聞し、地を走る禽獸迄足を止め、心なき風水草木に至る迄成佛せんと隨喜感歎の色を催す。時に千王丸殿小治郎殿其外の殿原迄別當の御恩徳生々々々難忘ものなりと云ふも中々愚なりけり。

### 千王丸榛名山廻り並名所舊跡物語之事

夫れ世間の有様を見るに、國家は風葉に似て散亂し三界は安きことなく猶ほ火宅の如しとかや。去ればにや千王丸は父母の御事のみを思出し、心の慰むやうもなし。朝には山頭の露を拂ひ御神前に伺候して、願くは父の敵里見と合戦をなすものならば、必ず守らせ給へと祈誓あり。夕には東光の月に對して父母教養と觀念あり。時々頻りに睡く少しまどろみたまへば父上は枕に立たまひ「如何に千王丸汝深く嘆くこと莫れ。斯成果る身の上も是れ前生の因果なり。雖然後には敵の身に報い必ず亡ぶべし。天の惡むところ天必ちうばつす。尙滿行大権現を奉祈ものならば。汝も後には武運長久なるべし」と夢は其儘覺にけり。千王丸是は夢まぼろしか、余り床しく思ふ故心の迷ひか、妄念か併し是は則權現の御示と覺えたりと心の内こそ殊勝なれ。

扱年移り年を越え彌生の月の事なるに、金剛兵衛行貞を近付け承れば、此山は名所旧跡の靈地ありと聞く。吉日を撰み山巡りの修行して一見せばやと思ふなり。別當へも言上し案内を頼み心靜に可巡伺ひ申せと仰せける。行貞委細を畏り右の趣き申上る。別當此由を聞召し奇特なる志乍去此山と申は、他所の者には左右なく拜すことならず。然れども千王丸は近年当地に住馴て居住の者と同じきなりと仰せられ法界坊を案内にて千王丸立出給ふ。比は觀應元年卯月初めの事なるに人々御供任り山中をこそ廻らせ給ふ。眺むる景を待兼て深山隠れの暹櫻、常盤の峰の岩躑躅赤白の色を相交へ、今を盛りと咲分て野遊の人の目を驚す計なり。上求菩提の峯の風、法の聲かと疑はれ、下化衆生の谷の水、妙なる法の響きなり。皆是風水の音聲迄妙法を顯はしけるこそ難有けれ。八葉の峯には八の谷の嶽麗々として鮮かなり。松吹風も颯々と迷ひの夢をや覺すらん。岩根の清水も清々と、心の垢をやすすぐらん。千草萬木も年古りて皆佛果の色相を現して、草木國土悉皆成佛夫西方は十万億土と聞ぬれど爰を去ること遠からず。阿彌陀の峯とは是とかや、父母壹門眷屬諸共に助け給へ無量壽佛と伏拜み、扱是なるは藥師の嶽、衆病悉除身心安樂の御誓願頼母敷、彼方に見ゆるは觀音が嶽、大慈大悲の蓮花かと峯の梢も郁しく、三十三身の月五濁の谷の流に影清し。觀音妙智の力能く世間の苦を救ひ給ふと礼拜し、此方にあるは地藏の嶽若し大敵に向ふものならば勝軍地藏と守らせ給へと遙拜し山々を巡りて行程に、鎧ヶ

嶽とは是なりと。そのかみ権現公御召換の鎧かや今は巖と成けらし。扱おどろけ嶽を眺つゝ硯ヶ嶽にする墨山、南に富士山高々と麓に大沼湛へたり。東は遠見して烏帽子が嶽の風情まで心静に打詠め御立烏帽子狩衣も其名残りて、今は早昔物語と成つらん。時に法界坊申けるは、八葉の峯に八つの谷々八相成道共申すなり。能々御覽候へと申。千王丸聞召難有御山神縁に叶ひ奉ると云。扱又岩の名所には竇入置く葛籠岩、人目を包む屏風岩、押立岩に聖岩、大黒岩に両界岩神子(ミコ)岩、亀石岩、御福の岩と申しけるは神変不思議の次第なり。扱又黒髪山と申せるは当山一の名所なり。千王丸見たまひて

黒髪の寐よけに見みる若草も

誰取上て結ふ人もなし

玉かつら黒髪山をゆふかほの

花より外に知る人もなし

とぞ詠みける。いとど心は深見草、物憂きことを忘れ草、山亦山を山巡りして歸らる。夫より別當法印の御前へ御出あり一々次第を御物語ありける也。

### 吾妻の城へ秋間荒尾忍向事並八僧坊加勢之事

明くれば徳應二年五月中旬の頃、荒尾の金剛兵衛行貞は、秋間の九郎泰則荒尾の金剛左衛門清長の兩人を近付け、我々榛名山の埋木となりはてんことこそ無念なれ。只三人の心を合せ岩櫃の城へ忍び入り敵を夜討にせんと存するなりと云

ければ舍弟金剛左衛門承り兎も角も計略を以て里見を討取申すべし。若し仕損するものならば、腹を切て死ん事なりと云。秋間の九郎承り兩人の心底尤なり、さりながら三人討死するものならば、御兄弟の公達を如何せん。たとひ夜討に忍ぶ共三人共に恙なく帰宿し、両若君を取立時節を待て此本意を達せん。先々敵の様子を伺はんと既に其夜の装束は皆々鎧、甲に太刀、長刀にて尋常に出立ける。然る所に榛名山に隠れなき無殘坊・法界坊・無量坊・無變坊・雷音坊・三昧坊杯と云大力の悪僧達八人あり。此度三人の者共吾妻へ行くと承り、我等も三人に合力申さん人々如何にと申しける。此儀尤然るべしと皆々一様に黒皮緘の鎧着て其上に墨の衣をさつと掛け、得物々々を引提けて飛が如くに急ぎける。牛王坂にて追着ける。三人の人々は之を見て御坊達何方へと申ける。八僧達詞を揃へ我等も加勢仕り申さんと云。人々悦び御志忝なしと屈竟の者十一人程なく吾妻川に着けるが、水は深し橋は引たり。舟もなし。如何はせんとあたりを見れば材木を積置たり。其中に、面二尺計りに長さ三丈程の平物あり。金剛左衛門之を見て軽々と引提、向の岸へ橋に掛け人々を渡しける。其隙に夜はほのくくと明にける。城の外郭につき鯨波の聲を上る。城内には人なきか、出合て勝負せよと大音聲に申ける。城の内にて之を聞て百騎斗一度に切て出る。荒尾の兄弟事ともせず秋間九郎泰則各大刀を上段に構へ切て出、散々に切散らす。八僧坊何れも一同に切て出で如何に敵の奴原法師の役に汝等を修羅のちまたに引導すべしと散々に切伏ける。其後城内には相圖の鐘を鳴し、貝を吹立る。城方の軍兵共聞と等しく馳集り百騎斗の荒手を入替切て出たり。秋間荒尾兄弟並に八僧坊何れも爰をせんと戦ひける。城方の者共叶はじと思ひけん、さつと引て入りける。人々追て討入んとする所を、遠曲輪にやどりし者共左右より一度に攻上り中に取込め切立る。

然る所に八僧の内二人は討死したりける。時に秋間、荒尾之を見て川岸さして引退く。二百騎斗りの者共跡より追駈奴

原餘すまじと呼掛くる。荒尾金剛左衛門之を見て、悪き敵が雜言やと大石を以てどつと投掛る。此石に当り碎かるゝ者二十余人、残る者共四方にはつと逃失たり。秋間荒尾八僧坊命限り戦ければ追手の者共不叶して皆散々に成逃ちつたり彼の人々も軍には草臥れ平に陣を引たりけり。

### 千王丸殿齋藤殿鎌倉へ差上る事

去る程に彼の三人の人々は八僧坊と一同に榛名山に馳歸り金剛兵衛行貞は千王丸の御前に参り右の次第を申上る。千王丸聞召扱々吾等も吾妻へ罷越一軍せんものを近頃残念なりと仰ける時に秋間の九郎が申上けるは、去ぬる貞和の軍に某が父秋間の刑部貞勝も討死仕候上は主君の敵は父の敵一方ならぬ大敵の里見を討て本望を達せんと奉存候へ共敵きびしく防ぎ候へば是非なく罷歸ると申上ければ金剛左衛門清長申上げ候は此度は八僧達の加勢にて敵の奴原大勢打殺し候と聞も涼しく申上る。時に千王丸聞召八僧達の志一入頼母敷存するなりと一礼被仰此上ながら愈々頼入と御盃を被下ける其後八僧達も皆々退出仕り各々宿坊はぞ歸りける。其時武家棟梁当國の旗頭上杉民部憲顯は高倉殿の御頼有により長尾左衛門、彌津、小幡、齋藤五郎兵衛何も高倉殿に属せしが上野國板鼻の合戦に宇都宮に打負け既に危く見えける處に齋藤五郎兵衛尉梢基一命を捨て防ぎ戦ひける程に、上杉殿萬死の難を遁れ給ひ陣所に歸り給ひける。去るに因て齋藤を招かれ如何に齋藤、吾上野國を領するならば只今の武恩を報じ申さんと仰ける者なり。去れば千王丸は榛名山に御座しまし金剛兵衛行貞を近付て此頃承るに我等が外曾父なる齋藤殿は松井田に居城の由聞えあり。いさや打越齋藤殿を頼み我等が身の上を上聞に達し申さんと仰せける。荒尾承り誠に宜しき御事なりとて既にその夜の明方に主従二人は東山道に

趣き松井田に着給ひ、齋藤殿に對面して我は吾妻太郎が子千王丸にて御座候。父行盛は里見と合戦取結び終に打負生害仕り敵に城を乗取られ某は榛名山に罷在り、面目なくも是迄参候と泪ながらのたまへば、齋藤殿聞召國を隔て候故今迄面談もなし。父母に離れ嘸残念にこそ思ふらめ。此上は某が養子に致し時節を以て敵を討ちて吾妻の領主となし申さん心安く思召れよと、さも頼母しく仰ありければ、千王丸悦限りなく兎角は頼み奉ると通夜(よもすがら)御物語なされける。

夫より千王丸は齋藤殿に附従ひ鎌倉へ言上に参られける。去れば其頃尊氏將軍は高倉追討の宣旨を蒙り鎌倉へ下り給ひ加勢を催さんが爲に駿州薩陞山に御陣をすゑられ高倉殿も鎌倉を打立て薩陞山に向はせ給ふ。上杉殿數萬の大將にて由井浦原より被寄ける。彼の薩陞山と申すは大難所の峠なり仁木宇都宮は尊氏方にて其勢三萬餘騎足柄山の敵を追散し竹の下に陣を取り、小山判官も七百餘騎にて數萬の軍兵を八方へ追散し仁木越後守義長は勝に乗て敵を追立て々々伊豆の郷へと押寄る。高倉殿は不叶と伊豆の小山に落給ふ。扱又上杉殿並に長尾、齋藤、彌津、小幡、吾妻の千王丸並に荒尾金剛兵衛行貞等落行方に引立られ二萬餘騎を引連て信濃國へ落らる。猶も無念を晴さんと上野信濃の境なる笛吹峠に陣を取千葉、宇都宮、小山七千余騎にて押寄て散々に戦ひける。信濃勢二百余騎討死することなれば上杉憲顯軍に打負て碓氷峠を打上り上野國へ落給ひけり。

### 上杉殿齋藤五郎に知行被下上杉殿加勢にて千王丸里見を亡す事

扱も其後尊氏公翌年春逝去被成給ひける。兎角は鎌倉に武將なくては叶ふまじとて左馬頭基氏公を鎌倉へ下し給ひ東の御政道を司り給ひける。然るに上杉民部大輔憲顯は御当家に對しては上もなき御敵なれども基氏公御幼少の時分より彼の上杉に懐き育てられ、其忠節難捨思召し則ち憲顯を被呼出上野國を被下、其上又管領職にすえられ關八州の武士の棟梁可爲旨被仰付る。上杉殿斯る武儀を被成候へば天運に叶ひ給ひけるとて御悅限りなし。扱こそ其後上杉殿は齋藤五郎兵衛尉を召て、以前板鼻の合戦の武恩を報ぜんと急ぎ板鼻、安中、松井田を知行に被下、齋藤越前守に補せられ、息男を齋藤左近憲基と被成ける。安中に在城なりければ後には安中左近とぞ申されける。長尾左衛門には白井の領を被下、禰津小治郎には豊岡を被下候。小幡には鷹の巢の城を被下けるとなり。

然れば其時に於て上杉管領へ齋藤の申上る様は某姉軍にて候。吾妻太郎は貞和年中に里見と合戦仕終に打負生害を遂げ吾妻の領地を里見に押領せられ候也。行盛悴に千王丸と申して御座候、仰ぎ願はくは里見を討取り千王丸に本領下されなば難有奉存と申上る。上杉殿聞召其里見は新田と同流にて御當家の大敵なり。急ぎ誅罰仕れ。本領に於ては子細なし乍去御身が勢にては不足ならん武士は五の事なり。我等も加勢致さんと長尾五百騎、禰津五百騎、小幡も五百騎、和田白倉、長野合て五百騎我等も合力致さんと上杉殿より千騎の着到を被下けり。齋藤此由御覽して悦び勇で御所を立つ。頃は延文二年丁酉四月廿五日軍始めと相究めて榛名山へも人を遣はしければ、千王丸悦びよりくゝに觸狀をぞ廻しける之に因て重恩の侍譜代の郎等馳集り百騎斗に成にけり。扱又以前の八僧坊二人は相果六人ありしかば是非此度は討死すとも敵を亡ぼさんと打立、其外一山の人々御供仕んと皆々申上ける處に關東よりの御勢は各都合其數三千五百騎家々の旗印朝風に翻へし吾妻城へ押寄ける。上杉殿の軍兵は東の方に遊軍に備へ後見として扣へらる。寄手の勢は追手搦手

取巻て鯨波の声を上にけり。鯨波の聲も静れば里見か家の執權、高松源太急ぎ櫓に飛上り大音上て云ふ様は、定て今日の大將は行盛が伴共なるべし、あれ討れとさも高聲に下知をなす。時に榛名山の法師武者一番に押寄たり。

城内より豊岡十騎、田中十騎渡り合ひ法師原余すなど散々に戦ける。齋藤千王丸之を見て味方討すな續けとて一千余騎を一手になし大手の門に押寄ける。城内にも五百余騎切先揃へて駈出る。寄手の勢は切立てられ坂中にひかへ暫く息をつぎにける。長尾が勢之を見て甲斐なき者共哉と新手を入替火花を散して切立る。禰津、小幡一千余騎にて搦手より攻上り一、二の木戸を打破る。其隙に秋間泰則は荒尾金剛兄弟と案内はよく知りたりと人も通はぬ後の山の鳥狩谷より雷神威と云所を攻登り其勢三十余人鯨波をどつとぞ上にける。

里見此由見るよりも前後を敵に取巻かれ叶はずとや思ひけん、跡を防げ殿原と郎等七八人引具して城内を駈出て越後國を心掛山田をさして落にけり。秋間、荒尾は之を見て里見は落行けるぞ後より追駈け、敵に後を見するか返せくと呼かくる。里見此由聞よりも討て掛らんとするを郎等共引止め、大將の御身として御手を下したまはんや、我々防ぎ申すべしと大熊荒治郎、山沢大藏、谷山源内其外七八人切先揃へて打掛る。秋間、荒尾事ともせず無二無三に切てかゝりやにはに六七八人切伏せ、秋間刑部左衛門は里見と引組み金剛兵衛行貞立寄て里見父子兩人を高手小手に縛けり。

城方の軍兵共或は落行又は討死して一騎も残らず成にけり。扱里見は何方へ落たるぞ無念々と云ふ處へ秋間、荒尾兄弟は早速兩人の召人の千王丸の御前に引据たり。千王丸御覽じ如何に里見兵衛義時、同五郎左衛門因果は車の輪の如く巡り々々て逢うたりとて夫々首を刎させ行盛神靈の體憤を晴させ給ひ、尙も敵人ありやと矢倉、岩下、三嶋の方面、四方沢渡、中之條河原宿迄手勢を遣はし、扱又討取る處の首共を城下の立石川原に獄門に掛はせ給ひけり。

扱々千王丸の御本望又秋間荒尾が手柄の程異國樊噲も斯やと貴賤上下感せぬ人社なかりけり。

### 齋藤殿千王兄弟上杉へ御禮並鎌倉へ見参之事

宜なる哉、彼人々は最早歸陣致さんと譜代の郎等百人計り残し置き、齋藤越前守梢基父子、同吾妻千王丸諸軍勢を引具して平井を指してぞ急ぎ給ひける。平井の金山に登城被成御武勇の御太刀影を以敵を誅伐仕り日頃の本望を達し悦び入候と何れも御礼を申上る。時に上杉殿開召早速の退治比類至極の高名と御盃を被下ける。即坐に千王丸を烏帽子兒にせんと仰せられ、憲顯の憲の一字を被下越前守が養子なれば齋藤太郎憲行と名乗らせ、同舎弟小治郎を憲重に被成、本領なれば吾妻郡を被下、扱又小治郎殿には吾妻郡の内知高の郷を被下ける。久々榛名に引籠り武具、馬具共に不足ならんと思召小櫻織の鎧甲に太刀を添へ鞍置たる馬一匹づゝ兩人に被下ける。何れも難有御事と謹て頂戴仕りける。上杉殿重て仰せける様は、如何に齋藤兩人の者召連鎌倉へ罷越し左馬頭基氏公の御目に掛り右の次第を言上仕れ、委細畏り候と人々は又鎌倉へ急ぎ給ふ。

扱御所に上らせ給ひて越前守言上申ける様は、此兩人は吾妻太郎行盛が子供にて候、父行盛は里見と合戦に討死仕り兩人の者共は某の甥にて御座候、幼少より榛名山に罷在けるを某養子に仕り上杉殿を頼み里見を討取申候。只今は齋藤太郎憲行、同小治郎憲重と申し本領吾妻を賜り重而御用被仰付候へかしと謹みて言上す。鎌倉殿開召当家の敵里見を誅伐致すこと何より以て神妙なり、上杉は管領職を司る間萬事差圖を承れ、本領は子細なし、向後は忠に依て加恩を與へん此上ながら彌々武道を磨き忠勤可仕旨を被仰下、何れも難有御上意の段奉畏と御前を退出して上野さして歸りける。

又平井の城に参り管領の御前に参上して申様は、鎌倉にて基氏公の御上意何より以て満足仕候と一々次第を申上ければ上杉殿開召扱は案することもなし何れも我等が旗下に相定むるぞ早々歸城致して國家安全に治め給へと有ければ、承り候と夫より越前守は安中へ齋藤太郎は吾妻へ歸り給ひて岩櫃の御城へ入部し給ひけるとなり。

### 齋藤憲行首宮御建立 秋間、荒尾に所領を被下事

扱齋藤太郎憲行公被仰ける様は、御父上行盛の御神靈首宮小社にて何より以て見苦し、此度造營司致とて四万山に杣人を入れ材木を伐り取り、鍛冶番匠に被仰付御社宜しく御建立被成ける。誠に宇津廣前清淨にして新たなり。五色を以て彩どり金銀を以て鍍め給ひ、御社の神前には秋間、荒尾の社を左右に立させ給ひて末社の神と祝ひ給ふ。扱毎年五月廿五日には齋藤殿御社参あり。別当社僧並に社家神主方は神語祓を誦誦して神を奉勇、神樂神子は神前に湯の花を奉り千早振る手向の神樂音も澄みて神慮も慰みまします。扱又九月九日には吾妻の氏子集りて躍狂言あり。又或時は相撲、弓的遠近の老若神事祭祀に遇ひ奉る。

扱齋藤殿思召にて荒尾金剛兄弟に今度の恩賞に所領を被下ける。金剛兵衛を東の備への爲村上の郷を知行して岩井洞の要害に置れたり。金剛左衛門岩櫃城下に居住すといへり。扱又荒尾が父金剛坊法印は行盛祈願の先達なり。是も先年行盛の御供して敵陣に向て働き大力にて夜又の如く、金剛童子金剛夜叉とも申したり。扱秋間九郎は刑部左衛門泰則と申し所領を被下川戸内出の城を賜り其後貞治年中より秋間備前守と申して田辺善導寺を開基建立あり、殊に嫡男備前守泰倫と申し三代在城す。備前守三男叶殿を出家として善導寺三代の上人と成し給ひけるなり。

拟憲行舍弟小治郎殿は佐野小太郎、入江、薄木を附られ、尻高の城に置れける。後には知高三河守憲重と申けるなり。斎藤殿被仰ける様、敵の住ける館は不吉なりとて御館を建直し給ひ、斎藤越前守御死去の後は斎藤越前守憲行と名乗らせ給ひける。安中左近憲基の娘を呼越奉り御前に直し給ひける。御家繁昌盛にて男子三人次に女子二人御坐ます。彼の斎藤越前守憲行公の御果報富貴榮花にして御家御繁昌目出度く譬へを言ん様もなかりける。

吾妻太郎記 畢

昭和二十四年九月二十日印刷  
昭和二十四年十月一日發行

吾妻史料集録 上卷  
非賣品 (上下卷共)



群馬縣吾妻郡中之條町大字伊勢町

發行人 小林好三郎

群馬縣吾妻郡原町大字原町

編輯人 新井信示

群馬縣吾妻郡中之條町大字中之條町九三九

印刷人 山口武夫

群馬縣吾妻郡中之條町大字中之條町九三九

印刷所 山口印刷所

群馬縣吾妻郡中之條町大字伊勢町八三九

發行所

吾妻文化俱樂部

電話中之條一四三番

振替口座宇都宮三八八番

(富澤碧山)



吾妻史林集

(共卷十) 四百五十二册

東京大學圖書館藏

吾妻史林集



明倫堂

山田

我

小林

東京大學圖書館藏

東京大學圖書館藏

東京大學圖書館藏

東京大學圖書館藏

部味二十四年十月一日發行  
部味二十四年九月二十日印刷

群馬県立図書館



0042869-8

立館